平成30年第5回定例会

鋸南町議会会議録

平成30年9月 4日 開会 平成30年9月14日 閉会

鋸南町議会



平成30年第5回鋸南町議会定例会議案一覧表

発議案第1号	地方消費者行政の財政支援の継続・拡充を求める意見書(案)につい て
発議案第2号	核兵器禁止条約の署名・締結を求める意見書(案)について
議 案 第 1 号	鋸南町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
	基準等を定める条例の制定について
議案第2号	鋸南町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営
	並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効
	果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
議案第3号	鋸南町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予
	防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
	等を定める条例の制定について
議案第4号	鋸南町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を
	定める条例の制定について
議案第5号	鋸南町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準
	等を定める条例の制定について
議案第6号	鋸南町都市交流施設整備基金条例の制定について
議案第7号	鋸南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
	る条例の一部を改正する条例について
議案第8号	財産の取得について (消防ポンプ自動車)
議案第9号	平成30年度鋸南町一般会計補正予算(第3号)について
議案第10号	平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につい

1. 平成29年度鋸南町一般会計歳入歳出決算

議案第11号 平成30年度鋸南町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

議 案 第 1 2 号 平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算(第2号)について

7

議 案 第 1 3 号 平成29年度決算認定について

- 2. 平成29年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 3. 平成29年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 4. 平成29年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算

議 案 第 1 4 号 平成29年度決算認定について

- 1. 平成29年度鋸南町鋸南病院事業会計決算
- 2. 平成29年度鋸南町水道事業会計決算

報 告 第 1 号 平成29年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健 全化判断比率について

報 告 第 2 号 平成29年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について(病院事業会計)

報 告 第 3 号 平成29年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について(水道事業会計)

平成30年第5回鋸南町議会定例会会議録目次

招集告示	1
第1号(9月4日)	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 …	2
本会議に職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣言	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	6
町長から提案理由の説明、諸般の報告	6
一般質問	11
鈴木 辰也 君	11
三国 幸次 君	23
青木 悦子 君	30
緒方 猛 君	42
散会の宣言	55

第2号(9月5日)

議事日程	56
本日の会議に付した事件	57
出席議員	57
欠席議員	57
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 …	58
本会議に職務のため出席した者の職氏名	58
開議の宣言	59
議事日程の報告	59
発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	59
発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	61
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	63
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	67
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	70
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	73
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	79
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	81
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	82
議案第9号の上程、説明	83
議案第10号の上程、説明	86
議案第11号の上程、説明	87
議案第12号の上程、説明	88
議案第13号の上程、説明	89
議案第14号の上程、説明	98
報告第1号の説明	103
報告第2号の説明	104
報告第3号の説明	105
サムの字章	105

第3号(9月14日)

議事日程	107
本日の会議に付した事件	107
出席議員	107
欠席議員	107
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 …	108
本会議に職務のため出席した者の職氏名	108
開議の宣言	109
議事日程の報告	109
議案第9号の質疑、討論、採決	109
議案第10号の質疑、討論、採決	110
議案第11号の質疑、討論、採決	110
議案第12号の質疑、討論、採決	111
議案第13号の委員長報告、質疑、討論、採決	111
議案第14号の委員長報告、質疑、討論、採決	117
閉会の宣言	118

鋸南町告示第64号

平成30年第5回鋸南町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成30年8月30日

鋸南町長 白石 治和

1 期 日 平成30年9月4日 午前10時

2 場 所 鋸南町役場議場

平成30年第5回鋸南町議会定例会議事日程〔第1号〕

平成30年9月4日・午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 一般質問[4名]

7番 鈴木 辰也 議員 12番 三国 幸次 議員 2番 青木 悦子 議員 6番 緒 方 猛 議員

本日の会議に付した事件 議事日程に同じ

出席議員(12名)

1 番 田 久 保 浩 通 君 木 悦 子 君 2 番 青 番 笹 生 久 男 君 番 渡 邉 信 君 3 4 廣 5 番 小 藤 田 一 幸 君 6 番 緒 方 猛 君 7 番 鈴 木 辰 也 君 番 黒 Ш 大 君 8 司 伊 笹 生 君 9 番 藤 茂 明 君 10 番 正 己 三 11 番 平 島 孝 一 郎 君 12 番 玉 幸 次 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長白石治和君 副 町 長内田正司君 総務企画課長 増 田 光 俊 君 教 育 長 富 永 安 男 君 保健福祉課長 杉 田 和 信 君 税務住民課長 平野幸男君 地域振興課長飯 田 浩 君 教 育 課 長 福 原 規 生 君 建設水道課長平嶋 隆 君 会計管理者寺本幸 弘 君 監査委員柴本健二君 総務管理室長安田隆博君 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事務局長笹生矩義 書 記安藤 睦

…… 開 会・午前10時00分 …… [開会のベルが鳴る]

◎開会の宣言

〇議長(小藤田一幸)

暑ければ、上着を脱いでいただいても結構です。

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、平成30年第5回鋸南町議会定例会を開会いたします。 直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長 (小藤田一幸)

配付漏れなしと認めます。

◎会議録署名議員の指名

〇議長 (小藤田一幸)

日程第1「会議録署名議員の指名」をいたします。

今定例会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、

6番 緒方猛君、11番 平島孝一郎君の両名を指名いたします。

◎会期の決定

〇議長(小藤田一幸)

日程第2「会期の決定」を行います。

この件については、去る8月28日午前10時から議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、今定例会の会期及び日程について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員会委員長 鈴木辰也君。

〔議会運営委員会委員長 鈴木辰也 登壇〕

〇議会運営委員会委員長 (鈴木辰也)

皆さんおはようございます。

それでは、議長から報告の求めがありましたので、去る8月28日午前10時から議

会運営委員会を開き、平成30年第5回鋸南町議会定例会の会期及び日程等について、 審査いたしましたので、御報告いたします。

今定例会の会期は、本日から14日までの11日間とし、日程は御手元に配付されて おります議事日程により行います。

今定例会には、発議案2件、町長提出議案14件及び報告3件が提出されております。 本日は、このあと、町長から今定例会に提出された議案に対する提案理由の説明及び 諸般の報告を求めた後、一般質問を行い、本日は散会したいと思います。

明日5日は、午前10時から会議を開き、議案の審査でありますが、発議案第1号から第8号については、順次上程の上、説明、質疑、討論、採決まで。

議案第9号から議案第12号までの補正予算及び平成29年度決算関係については、 順次上程の上、説明を受けるのみとし、報告第1号から報告第3号については、説明を 受けるのみとします。

なお、平成29年度決算の審査につきましては、決算審査特別委員会を設置し、審査 することで、議会運営委員会では協議されていることを、併せて御報告いたします。

6日から13日までの8日間は、議案調査のため休会といたします。

14日は午後2時から会議を開き、補正予算関係の議案第9号から議案第12号までの、質疑、討論、採決。続いて決算関係の議案第13号及び第14号について決算審査特別委員会委員長からそれぞれ報告をいただき、討論の後、採決をお願いしたいと考えております。

一般質問でありますが、一般質問一覧表のとおり、今定例会には三国幸次君・青木悦子君・緒方猛君、そして私鈴木辰也の計4名から通告がなされております。

一般質問の時間は、答弁時間を含め60分以内とし、1回目の質問時間は15分以内といたします。

また、再質問は一問一答方式で、回数は定めないことといたします。

以上、簡単ではありますが、議会運営委員会での審査結果を御報告申し上げるとともに、議員各位の御賛同をお願いいたしまして、委員長としての報告を終わります。

〇議長(小藤田一幸)

ただ今の、議会運営委員長からの報告ですが、今定例会の会期は、本日から14日までの11日間とし、一般質問については、通告のあった議員は4名。

質問の時間は60分以内とし、1回目の質問時間は15分以内。再質問は一問一答方式で回数は定めないとのことであります。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(小藤田一幸)

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から14日までの11日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

〇議長(小藤田一幸)

日程第3「諸般の報告」をいたします。

議長としての報告事項を申し上げます。

今定例会に説明要員として、出席通知のありました者の職・氏名は別紙報告書で報告したとおりです。

また、今定例会に提出された陳情書を参考までに配布いたしました。

今定例会に際し、町長から議案に対する提案理由の説明並びに諸般の報告について、 発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和 登壇〕

◎提案理由の説明並びに諸般の報告

〇町長(白石治和)

皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成30年第5回鋸南町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員 各位には、公私とも御多用のところ、御出席を賜り厚く感謝を申し上げる次第でござい ます。

本定例会に、町長として、御提案申し上げます議案は条例の制定及び一部改正7件、 財産の取得1件、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、鋸南病院事業 会計の各補正及び平成29年度の全会計の決算の認定など14議案を、そしてまた報告 3件でございますが、それぞれ概略を申し上げます。

議案第1号「鋸南町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」でありますが、平成25年4月に同条例が施行されましたが、サービスが多岐にわたり、また基準が細分化されてきていることから、現条例を明文化し、町が介護事業所の指定等を行う上で支障をきたさないよう全部改正するものです。

議案第2号「鋸南町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について」でございますが、議案第1号同様に、現条例を明文化し、町が介護予防事業所の指定等を行う上で支障をきたさないよう全部改正するものでございます。

議案第3号「鋸南町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定に

ついて」でありますが、平成24年「介護保険法の改正」及び平成25年「地域の自主性及び自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行」に伴い、「指定介護予防支援等」の基準について当該条例を制定しようとするものでございます。

議案第4号「鋸南町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」でございますが、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」第6条の一部が、平成30年4月から施行されたことに伴いまして、指定居宅介護支援事業者の指定等の事務が、県から町へ権限移譲されたため、省令や県条例に準じ、当該条例を制定しようするものでございます。

議案第5号「鋸南町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準等を 定める条例の制定について」でございますが、これまで「鋸南町地域包括支援センター 運営規程」として定めていましたが、平成25年6月に制定された「地域の自主性及び 自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」において、 条例で定めることとされていたため、当該条例を制定しようとするものでございます。

議案第6号「鋸南町都市交流施設整備基金条例の制定について」でございますが、鋸南町都市交流施設の整備に充てるため、新たに「鋸南町都市交流施設整備基金」の設置について条例の制定をしようとするものでございます。

議案第7号「鋸南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」でありますが、厚生労働省の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が、平成30年4月から施行されたことに伴い、条例の一部を改正する必要が生じましたので、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第8号「財産の取得について(消防ポンプ自動車)」でありますが、去る、8月2 2日に指名競争入札により、入札を執行した結果をもって、議会の議決をお願いするも のでございます。

議案第9号「平成30年度鋸南町一般会計補正予算(第3号)について」でありますが、1億1,723万9千円を追加し、補正後の総額を39億7,519万4千円にしようとするものでございます。

はじめに、歳出の主なものを御説明申し上げます。

総務費では、都市交流施設周辺用地取得にかかる用地測量業務委託 2 2 3 万 3 千円、 固定資産評価審査委員報酬 1 0 万 7 千円、民生費では、国民健康保険特別会計繰出金 4 8 万 3 千円、衛生費では、家庭用小型合併処理浄化槽設置補助金 1 3 5 万円の増額をお 願いいたします。

農林水産事業費では、鳥獣捕獲用原材料20万円、商工費では、商店街協議会合同売り出し補助金30万円、直売所屋外水洗場改修工事66万円、土木費では、リフォーム補助金200万円の増額をお願いいたします。

消防費では、無線局定期検査委託18万9千円、教育費では、小学校費で、遊具設置

工事32万7千円、学校管理用備品購入86万7千円。中学校のエレベーター修繕41万6千円、保健体育総務では、辰野町町内一周駅伝参加補助金22万5千円をお願いいたします。

諸支出金では、前年度繰越金確定に伴いまして、財政調整基金への積立金1億153 万1千円。また、都市交流施設整備基金に494万円を積立いたします。

次に歳入でありますが、増額するものは、地方交付税で1億5,147万9千円、使用料及び手数料で100万円、県支出金で47万5千円、財産収入で6千円、寄付金で110万円、前年度繰越金は1億306万円、町債では、臨時財政対策債借入額確定に伴い、349万8千円を増額及び過疎対策事業債680万円を増額させていただきます。

減額するものでは、国庫支出金で53万7千円、繰入金で財政調整基金繰入金1億6,076万8千円を減額いたします。

また、スクールバス運行管理業務委託で債務負担行為の追加をお願いいたします。

議案第10号「平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について」でありますが、174万9千円を追加し、補正後の総額を11億9,950万4千円にしようとするものでございます。

補正の主な内容は、歳入では、県特別調整交付金27万円、一般会計繰入金48万3 千円、繰越金99万6千円を予定し、歳出では、システム改修費で64万8千円。職員 手当等で48万3千円。前年度実績確定に伴い、支払基金への返還金として、61万8 千円等を予定しています。

議案第11号「平成30年度鋸南町介護保険特別会計補正予算(第1号)について」でございますが、8,299万6千円を追加し、補正後の総額を13億1,084万3千円にしようとするものでございます。

補正の主な内容は、歳入では、支払基金交付金から地域支援事業交付金過年度分として132万円、前年度繰越金が確定したことから、8,167万6千円を予定し、歳出では、前年度実績確定に伴い、国・県・支払基金への返還金として、6,003万4千円、一般会計への返還として、618万6千円、積立基金へ1,677万6千円等を予定しています。

議案第12号「平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算(第2号)について」でありますが、保田川護岸災害復旧工事にかかる電柱等の一時撤去費として343万9千円を増額するものでございます。

議案第13号「平成29年度鋸南町一般会計・国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計・介護保険特別会計」の4つの会計の歳入歳出決算につきまして、地方自治法の規定によりまして、監査委員の意見書を添えて、議会の認定をお願いするものでございます。

議案第14号「平成29年度鋸南町鋸南病院事業及び水道事業会計決算」について、 地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見書を添えて、議会の認定 をお願いするものでございます。

次に、報告第1号から第3号は、財政健全化法の規定により、健全化判断比率及び企

業会計の資金不足比率について、監査委員の意見書を添えて報告するものでございます。 以上、提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長及び会 計管理者から説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。 この際、諸般の報告を申し上げます。

はじめに、海水浴客の入込状況について、御報告いたします。

保田・勝山海水浴場は7月21日から8月12日までの23日間、元名・鱚ヶ浦・大 六海水浴場は7月28日から8月12日までの16日間と町内5か所の海水浴場を開設 いたしました。本年は、期間中2度の台風接近により、遊泳注意や遊泳禁止となった影響を受けたこともあり、全体の入込客数は1万2,462名で、前年比5.1%減の入 込となりました。また、平成28年度より「安心・安全な鋸南町の海水浴場の確保に関する条例」を施行しておりまして、海水浴場内におけるジェットスキーやバーベキュー、 入れ墨の露出等に注意喚起をさせていただいたところでございますが、条例に対する苦情や指導によるトラブルもなく、条例施行以前よりもマナーの悪い観光客は減少し、海水浴場の秩序は保たれていると伺っております。引き続き、安心・安全な海水浴場を目指して参りいたいと思います。

次に、敬老の日のお祝い品の配布について、でありますが、今年も9月13日から、90歳以上の363名の方々に対し、敬老の日を記念し、心ばかりのお祝い品をお届けいたします。また、今年度100歳を迎えられる方は5名で、当町においては、100歳以上の方が12名となります。どうぞ健康に留意され、いつまでもお元気で御長寿でありますようお祈り申し上げます。

次に、防災訓練について、でございますが、9月30日(日曜日)に「鋸南町総合防災訓練」を実施いたします。近年、海溝を震源とした巨大地震や直下型地震が懸念されている中、海に面した当町におきましては、津波による被害が一番心配されるところでございます。このことを踏まえ、昨年と同様に、全町民を対象とした津波避難訓練を行います。住民の皆様をはじめ、消防団、安房消防等の関係者に御協力をいただいての訓練となりますが、「自分の身は自分で守る」ことを念頭に、是非、訓練への参加をお願い申し上げます。

次に、結婚50周年祝賀会の開催について、でございますが、今年も結婚50周年を迎えるご夫婦に対しまして10月9日、「すこやか」にて祝賀会を開催させていただきます。今年は8組の御夫婦の皆さんに、記念品の贈呈、記念撮影等、粗宴ではありますが、御祝いをさせていただきます。今後とも御夫婦の末永いお幸せをお祈り申し上げます。

次に、総合検診について、でございますが、今年は10月11日から17日までの土曜日を除く6日間、3つの会場で実施いたします。検診は、疾病の予防や早期治療には欠かせない取り組みで、町民の皆様の健康づくりのため、毎年定期的に実施しております。該当する地区で受診できない方は、都合の良い日に受診することができますので、大勢の方の受診をお待ちしております。

教育委員会関係について申し上げます。

はじめに、保育所に隣接して建設いたしました鋸南幼稚園は、お蔭さまでこのほど完

成し、8月21日に竣工式を執り行いました。新しい園舎は、鉄骨造・2階建てで、外の柱は虹色でとても綺麗に仕上がっています。昨日から2学期が始まり、園児たちは新しい園舎で、明るく元気に過ごしております。

次に、千葉県小学校空手道大会学年別組手の部におきまして、鋸南小5年の高橋日和選手が優勝し、第18回全日本少年少女空手道選手権大会への出場を決めました。全国大会は、8月4日・5日に東京武道館で開催され、組手競技に出場した高橋日和選手は5位入賞となり、今後の御活躍が期待されます。

また、千葉県中学生空手道大会において、組手の部で優勝した高橋大和選手(翔凜中2年)は、8月17日から19日に宮崎県で行われました第26回全国中学生空手道選手権大会に出場し、組手の部で5位入賞いたしました。

水泳では、千葉県中学校水泳競技大会において、鋸南中3年の猪帆乃夏選手が200 m平泳ぎで優勝し、全国大会標準記録を突破したことから、8月17日から19日まで、 岡山県で開催された全国中学校水泳競技大会への出場を果たしました。

また、2018B&G全国ジュニア水泳競技大会が、8月18日に東京・江東区の辰 巳国際水泳場で開催されました。当町のB&G海洋センターから11名が千葉県代表と して参加し、女子200mフリーリレーで3位入賞。個人種目では鋸南中2年の大胡舞 夏選手が50m背泳ぎで8位入賞いたしました。さらには、8月22日から辰巳国際水 泳場で開催されました、全国ジュニアオリンピックカップ夏季水泳競技大会へ、当町B &G所属の中学生と高校生男子2名が出場を果たしました。

次に2018町民運動まつりについて、でございますが、今年は10月21日に、海洋センター及び勝山サッカーフィールド等を会場として開催いたします。昨年は、あいにくの悪天候で、予定通り実施ができませんでしたが、今年も綱引き、玉入れに加え、靴とばし、50m徒競走など、参加者全員で行う種目をはじめ、体力チェック、グランドゴルフなど、子どもからお年寄りまでが参加できる、様々な種目を計画しておりますので、多くの参加をお待ちしております。

次に文化祭について、でございますが、今年は、10月27日と28日の両日、中央 公民館で開催いたします。日頃、公民館で学習した成果を発表する場として、地域文化 や芸術活動を御覧いただけますので、皆さま是非、御来場いただきたく思います。

最後に、教育の日について、でありますが、毎年、11月の第3土曜日が「鋸南町教育の日」となっております。今年は11月17日に、中央公民館において「教育の日」の行事を行います。「各スポーツ大会等で活躍された選手・生徒の表彰」及び「見返り美人アートフェスタの表彰」、並びに教育講演会を予定しておりますので、御来場いただきたく思います。

以上で、諸般の報告を終ります。

よろしくお願い申し上げます。

〇議長(小藤田一幸)

提案理由の説明並びに報告がありました。

報告事項ではありますが、何か確認したい点がありましたら挙手願います。

〇議長(小藤田一幸)

特にないようですので、諸般の報告を終了いたします。

◎一般質問

◎7番 鈴木辰也

〇議長(小藤田一幸)

日程第4 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、一般質問一覧表のとおり、4名から通告がなされておりますので順次質問を許します。

鈴木辰也君の質問を許します。

質問席へ移動してください。

〔7番 鈴木辰也 質問席につく〕

〇議長 (小藤田一幸)

7番 鈴木辰也君。

【ベルが鳴る】

〇7番(鈴木辰也)

私は、町防災対策について質問いたします。

本年6月18日、午前7時58分ごろ発生した大阪府北部を震源とする地震は、大阪府内で観測が開始されてから95年ぶりとなる震度6弱の大揺れを観測いたしました。

電気、ガス、水道などのライフラインが全て止まり、関西の交通は大混乱に陥りました。倒壊したブロック塀の下敷きになって9歳の女児が死亡するなど、死者4人、負傷者434人、住宅被害は3万棟を超えていると言われています。

今後30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確率が全国で最も高かったのは千葉市で85%と発表されています。

また、平成に入って最悪の被害をもたらした「平成30年7月豪雨」と名付けられた 西日本全域での豪雨。専門家は異常気象が常態化する段階に入りつつあると警鐘を鳴ら しています。

どうすれば警報や行政の指示が正確に住民に伝わり、迅速な避難につながるのか。特に、高齢者や要介護者、乳幼児といった災害弱者の視点も踏まえ、実効性のある避難対策の検討を急ぐべきと考えます。

いつ起きても不思議ではない地震、集中豪雨等、自然災害に対する町の防災対策について伺います。

以上です。

〇議長(小藤田一幸)

鈴木辰也の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和 登壇〕

〇町長(白石治和)

それでは、鈴木辰也議員の一般質問に答弁いたします。

「町防災対策について」お答えいたします。

鈴木議員が御質問の中で御指摘されているとおり、2018年6月の政府の地震調査委員会におきまして、今後30年以内に震度6弱以上の揺れが起きる危険性が高い地域として、都道府県の県庁所在地では、千葉市が最も高い85%との確率が示されました。

これは東日本大震災発生以降、周辺での地震活動が活発化した影響と見られております。他にも横浜市や水戸市なども80%を越える軒並み高い確率も示されており、隣接する南房総エリアにおいても、この影響が懸念されているところでございます。

また、その他の自然災害の発生件数も、年々増加傾向にある上、その規模も大規模化し、我々の脅威となっている訳であります。

御質問にあります、「どうすれば、警報や行政の指示が正確に住民に伝わり、迅速な避難につながるのか。特に、高齢者や要介護者、乳幼児といった災害弱者の視点も踏まえ、実効性のある避難対策の検討を急ぐべきと考えます。いつ起きても不思議ではない地震、集中豪雨等、自然災害に対する町の防災対策について伺います。」についてでございますが、自然災害は、地震のみならず、台風や竜巻などの強風、高潮など多様な災害が想定され、その防災対策の在り方もそれぞれに異なり、ハード面・ソフト面の対策は、複雑で難しい課題ではあると思います。しかしながら、いずれの災害時も、住民の皆さんに「正確な情報」を「適切なタイミング」で、いち早く伝達し、避難行動を促す情報伝達が重要であり、災害発生時に自治体がまず取り組む、共通の責務として、「空振り覚悟で見逃しを避ける」の考え方を念頭に、迅速な事前避難につながる「災害情報伝達」を実施することが重要と考えています。そのもっとも有効な伝達手段となり得るのが、防災行政無線の活用であるとの認識でおります。テレビやラジオのメディアの情報は、災害発生時の情報収集においては、即時性が高く、災害の全体像を把握するために、有効なツールと考えますが、被災地の生活情報など地域の細かい情報を確実に提供する手段としては、限界が指摘されているのも事実でございます。

一方で、防災行政無線の情報は、被災者の意識を避難行動へと切り替える、初動を促す重要な役割との認識が示されており、何よりも先ず、個々の住民の皆さんに対して、いち早く確実に情報を伝達するために、非常に有益な仕組みと言われています。

平成28年の熊本地震の折、熊本県内のほとんどの市町村で防災行政無線を活用して、 開設避難所情報、ライフライン情報、避難勧告、支援物資の配布情報等の様々な情報を 住民に届ける重要な役割を果たしております。

総務省も市区町村の災害時における情報伝達の取り組みを後押しするため、情報環境の整備を図る「情報難民ゼロプロジェクト」として本取り組みを推進しております。参考までに、自治体の防災行政無線の整備に関し、平成29年3月の消防庁調査では、全市町村1,741団体中、83.8%(1,459団体)が整備済みでございますが、戸別受信機を配備する市町村となると半数以下となり、一部配備している団体で、48.

5% (708団体)、全戸配備している団体ともなると、36.9% (538団体)と全国的にも決して多くないというのが実態でございます。

近年の災害発生状況を踏まえると、土砂災害警戒区域、高齢者等防災情報が届きにくい世帯などへ、戸別受信機の必要性は明らかであるにもかかわらず、自治体によっては、 財政的見地からその整備に踏み切れないところも多いのも事実でございます。

鋸南町においては、平成17年度から計画的に防災行政無線のデジタル化に着手し、 防災行政無線の機能向上に力を入れて参りました。また、本年度からの3ケ年事業で、 戸別受信機のデジタル化も始まり、住民登録のある町内全世帯に無償配布をスタートさ せます。

防災行政無線は、津波警報や緊急地震速報、弾道ミサイル情報といった対処に時間的 余裕のない事態が発生した場合には、人工衛星を用いて情報を送信し、緊急情報を瞬時 に伝達するシステムである「J-ALERT」(全国瞬時警報システム)とも連動していることから、昨今は即時性も兼ね備え、実効性のある伝達システムとして活用できるものと考えております。

避難対策として重視しなければならない直近の課題として、平成30年6月18日に発生した、大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀の倒壊被害により尊い人命が失われました。安全な避難路の確保という観点からも、町内ブロック塀の危険箇所の安全点検について早急な対処が必要であると考えております。

本件の対処については、文部科学省、国土交通省より、学校の塀に限らず、広く一般の建築物に及ぶ、既設のブロック塀の安全点検及び、注意喚起の要請がなされたことを受け、町では、6月21日に町内全域を対象に緊急点検を実施し、各区全戸に注意喚起の回覧を実施したところでございます。また、7月13日に小学校を中心とした半径500mの区域内の通学路について再点検を実施し、緊急点検と併せますと、対象区域内で85箇所の危険箇所を把握しております。今後は、県とともにその85箇所の再点検を実施する予定となっております。

最後にもう1点、迅速な避難に欠かせない要素として、町内の自主防災組織の育成があげられます。東日本大震災はもとより、その後に発生した熊本地震などの災害は、巨大災害から住民の命と生活を守るためには、自分たちの命は自分たちで守るという「自主防災」あるいはコミュニティに根差して取り組むという「地区防災」が不可欠であることを、改めて私たちに教えてくれました。町では、現在、この自主防災組織の育成に力を入れております。この自主防災の中心的な役割を担う自主防災組織は、非常時においては、地域をよく知っているからこそ「細やかな対応ができる」、現場の近くにいるからこそ「迅速な対応ができる」というメリットを持っていると考えております。このメリットを生かしつつ、コミュニティだからこそできる取り組みを推進し、地域密着でしかできない活動を展開し、高齢者や障害者などの要支援者を支える地域活動の強化を支援し、公助の限界をカバーする必要があるとの考え方からであります。

将来的には、自主防災の担い手の多様なネットワーク化を図り、相互信頼に基づく行政との連携も強めていくことで、大災害での被害軽減につながるものと考えております。

大規模な災害が発生した場合、公共の防災関係機関だけでは十分な対応はできません。 住民の皆さんが協力し、地域ぐるみで取り組むことが必要であります。

阪神・淡路大震災では、救出された人たちの約8割が、家族や近所の方々により救出されています。現在、自主防災組織の結成数は、平成29年度末で、町内8団体、町内カバー率は51%でございます。迅速な避難、要支援者を支える地域活動という観点からも、今後も自主防災組織の支援をさらに強化していく考えでございます。

以上で、鈴木辰也議員の一般質問に対する答弁といたします。

よろしくお願いいたします。

〇議長 (小藤田一幸)

鈴木辰也君、再質問はありますか。 鈴木辰也君。

〇7番(鈴木辰也)

それでは、再質問させていただきます。

6月18日に発生した大阪北部地震発生後、安全な避難路を確保するいう観点からも、町内ブロック塀の危険箇所の安全点検について、早急な対応が必要と考えているとのことです。そこで町では、6月21日に町内全域、また7月13日に小学校を中心とした半径500m区域内の通学路について再点検し、この85箇所の危険箇所を把握しているとの答弁がありました。この85箇所についてですね、公共施設、また個人どの位の割合なのかお答え願えますでしょうか。

〇議長(小藤田一幸)

はい、総務企画課長 増田光俊君。

〇総務企画課長(増田光俊)

ただ今、85箇所が公共の施設か、あるいはそうでないかという御質問についてお答えをさせていただきますが、この85箇所につきましてはですね、ほとんどが公共以外の個人の施設でございます。

〇議長(小藤田一幸)

鈴木辰也君。

〇7番(鈴木辰也)

町内の、私も少し見て回ったのですが、公共施設の所2箇所にはですね、今後検査をするまで危険ですから気を付けて通ってくださいとか、そういう張り紙がしていただいてありました。今後この85箇所の、県と一緒に再点検をするということですけども、なかなか個人のお宅になると、再点検した後のですね、対処もなかなか強制はできないでしょうし、難しいと思うのですが、そういう点はまず県と再点検をするというこの再点検とは、どのような点検をするのでしょうか。

〇議長(小藤田一幸)

はい、総務企画課長 増田光俊君。

〇総務企画課長(増田光俊)

この再点検につきましてはですね、安房土木事務所また、町の職員で協力をしながら

でございますが、安房土木事務所の職員につきましては、建築関係の専門的な見地を有している職員の方と協力、それと町の職員が協力しながら点検をすることとしております。

〇議長(小藤田一幸)

はい、鈴木辰也君。

〇7番(鈴木辰也)

今85箇所危険箇所を把握するということで、再点検ということですから、より詳し く点検すると思うんですけども、その結果を持ってですね、今度、町がどのような対策 をするのかお伺いしたいと思います。

〇議長(小藤田一幸)

はい、総務企画課長 増田光俊君。

〇総務企画課長(増田光俊)

まずですね、再点検の結果の前に、町といたしましてですね、国からの情報提供ございまして、7月上旬に区長さんにお願いをいたしました回覧の中でですね、ブロック塀の各自での点検について、チラシの配布をさせていただいてですね、安全性について確保を担保していただくようお願いをしているところでございます。

また、この85箇所の再点検につきましてはですね、調査結果に基づき修繕等を必要とする箇所等についてはですね、所有者の方への通知等をですね、当然やっていくこととなりますけれども、詳細についてはですね、まだお答えできないところもございますので、一応そういうことでですね、今後調査を進めながら改善を促していくということでございます。

〇議長(小藤田一幸)

はい、鈴木辰也君。

〇7番(鈴木辰也)

7月上旬に既設の塀の安全点検についてという回覧は回りました。回覧でやはり、1回の回覧ですと、各戸配布ではないとですね、家の人の誰かが見たかどうか分からない、そのまま回覧が回っていってしまうと、この安全点検についてというこのチラシについてですね、やはり町民の人で認識している人がどれだけいるかというのは、いま一つ不安なところがありますので、もう少しですね、こういう安全点検をしてくださいというお知らせについては、町民の方にですね、もう少し回覧ではなくて、各戸配布でも、町報でも載せていただいて、周知していただけたらというふうに思います。

また、町内土砂災害危険箇所に指定されているところが、197箇所あると私は認識しております。危険箇所というのがですね、避難所に避難する避難路に面したところとか、色々と地域住民の人が心配している場所もあります。この197箇所全部が何処かということは、私も把握しておりませんけども、こういった箇所のですね、山の持ち主が個人であったりとか、持ち主の詳細が分からなかったりと、なかなか対応の難しいところがあるかもしれませんけども、しかし、被害が起きてからでは、どうしても後手後手になるのはまずいと私は思っておりますので、こういう危険箇所はですね、町の方で

もしっかりと把握していただいて、できる限りのですね、対応していただきたいと思いますけどもいかがでしょうか。

〇議長(小藤田一幸)

はい、総務企画課長 増田光俊君。

〇総務企画課長(増田光俊)

ただいま議員の御質問にございました対応につきましては、避難の対応ということで ございますでしょうか、それとも施設の災害防止のハード的なお話でしょうか。

〇議長(小藤田一幸)

はい、鈴木辰也君。

〇7番(鈴木辰也)

その箇所のですね、例えば田町で言うとですね、岩井袋に通じるBGに避難するところの道路沿いの山の急傾斜地というのですかね、急傾斜地崩壊危険箇所というのですか、そういった箇所についてですね、今金網が張ってありますけども、あれが崩れた時にそれが機能するのかどうか、そういった懸念がですね、地域の人から何回か言われております。そういったところについて、町はどのように考えているのかということ。

〇議長 (小藤田一幸)

はい、建設水道課長 平嶋隆君。

〇建設水道課長(平嶋隆)

岩井袋区に向かうですね、ロックネットについてはですね、個人の方の所有地でありますが、町の方でですね、ロックネットの設置はさせていただいている状況です。過去にですね、ネットの中に一部土砂が落ちて、それを除去しなければいけないような状態があった訳ですが、それは町の方で除去したというような経緯もあります。

ロックネットについてはですね、半永久ということではありませんので、町の方で随 時点検をしてですね、行っていきたいと思います。

また、土砂災害警戒区域についてはですね、防災の観点からも建設水道課、また総務企画課と共同で千葉県と一緒に指定をしているものであります。今後も指定の方は随時広げていくつもりでありますが、今日の新聞にも載っていたかと思いますが、千葉県でも警戒区域の指定がなかなか進んでいかないと、それについては指定にされてしまうと資産価値が低下する等の問題があってですね、指定がなかなか進まないということもありますが、今年度も来年度に向けての指定についてもですね、千葉県と同様に調査をしている状況でありますので、今後またその辺についてもですね、町として進めていきたいと考えています。

以上です。

〇議長 (小藤田一幸)

はい、鈴木辰也君。

〇7番(鈴木辰也)

昨今の自然災害というのはですね、今まででは考えられないような災害の起こり方を しているというニュースがありますので、是非しっかりと随時点検をしていただいて、 最善の策を取っていっていただきたいと思います。

次にですね、町では広域避難所として、道の駅保田小学校、すこやか、鋸南中学校、 鋸南小学校、B&G海洋センター、旧佐久間小学校、鋸東コミセン、7箇所を指定して いると思います。この広域避難所の耐震化はどうなのかお伺いします。

〇議長(小藤田一幸)

はい、総務企画課長 増田光俊君。

〇総務企画課長(増田光俊)

耐震化の基準につきましては、昭和56年以降の耐震基準につきましてはですね、クリアしているものということでございますが、ただ今御質問ございました7箇所中ですね、旧佐久間小学校体育館につきましては、耐震診断を前年度実施いたしましたけれども、この建物が昭和52年の建物ということで耐震基準はクリアしておりません。これにつきましては、今後、体育館の改修について次年度以降で取り組んで参りたいと考えているところでございまして、それ以外の6箇所については、耐震基準をクリアしているところでございます。

〇議長(小藤田一幸)

鈴木辰也君。

〇7番(鈴木辰也)

旧佐久間小学校の体育館については、今後改修ということで、できる限り、佐久間地 区の避難所になると思いますので進めていっていただきたいと思います。

また、建物に関しては、非構造部材というものがあって、柱や梁、床など構造体とは関係なく、天井材や外壁、照明器具、また設備機器など、構造体と区分された部分についての耐震化、これは大きな地震があった時に、吊り天井とか落下があって怪我をしたという事例もありますので、広域避難所を含めてですね、この鋸南町の公共施設の非構造部材の耐震の審査というのは行っていますでしょうか。

〇議長(小藤田一幸)

はい、教育課長 福原規生君。

〇教育課(福原規生)

公共施設と言いますか、主に教育施設関係で申し上げたいと思いますが、耐震審査というのは、特に他の業者を入れてというのは、実施しておりません。ただ、幼稚園、小学校、中学校においてはですね、学校保健安全法というのがございまして、その中で毎学期1回以上学校施設及び設備の安全点検をするように義務付けられております。これを受けてですね、当町では、幼稚園、小学校、中学校においては、独自ではありますが、チェックシートを作成いたしまして、毎月1回の安全点検を実施しております。そして、棚等の固定金具等が付いていなかったりした場合には、速やかに取り付けるように、そういう措置を講じているところです。その他の教育施設におきましては、随時点検という形で行っておりますが、直近ではですね、保育所、公民館、海洋センターで一部下駄箱であったり、棚であったり、そういうところの固定金具等が付いておりませんでしたので、こちらについてはですね、早急に対応して参りたいと思っております。

ただ今出ましたが、中学校の武道場ですが、こちらについてですね、天井の構造が吊り天井となっております。こちらも将来的には改修が必要な箇所であるということは、うちの方でも把握しておりましたが、現時点では解消されてないのが状況でございます。 改修方法等、検討いたしまして早い時期に改修して参りたいと考えております。 以上です。

〇議長(小藤田一幸)

はい、鈴木辰也君。

〇7番(鈴木辰也)

1箇所中学の武道場が吊り天井ということで、できるだけ早くですね、対応していただいて安全性を確保していただきたいと思います。また、この避難所の考え方として、自然災害の種類にもよるんですけども、町の避難所という訳ではなくてですね、各区にコミュニティセンターがあると思います。そこの方が、かえって町の庁舎よりも畳があったり、トイレもある、流しもあるので、自然災害の種類にもよりますけども、そちらの方に避難した方が、避難した人も横になれて楽に過ごせるというような考え方も、私はできると思います。全て町におんぶに抱っこではなくてですね、地域でもできることをやっていただいて、コミュニティセンターを解放していただいて、そちらに避難するということもできると思いますけども、これは町と各区と話をしていただいて、やっていただける区はやっていただくと、そういうような考え方が良いのではないかなと思いますけどもいかかでしょうか。

〇議長(小藤田一幸)

はい、総務企画課長 増田光俊君。

〇総務企画課長(増田光俊)

ただいま避難所の地域のコミュニティセンターを活用した避難所開設という御質問ございまして、7月にですね、台風11号、また8月に続けて12号と大雨がございまして、その際ですね、町としては、自主避難場所として役場、そしてすこやか2箇所開設したところでございますが、ただいま議員からの御質問のようにですね、ある地区においてはですね、地元の区長さんの判断でコミュニティセンターを解放されて、そちらの方が、畳があったり快適に過ごせるということでですね、そういった自主的な活動がなされたところではございました。ただし、全体から見ると箇所数は少なかった訳でございますが、今後、区長さんと色々お話をする中で、ただ今のようなことにつきましても御相談しながら避難所について検討して参りたいと思います。

〇議長(小藤田一幸)

はい、鈴木辰也君。

〇7番(鈴木辰也)

今の避難所のことにも関係するんですけども、先月8月2日に千葉県町村議会議員研修会がありまして、その時に跡見学園女子大学教授の鍵谷一氏の講演の中で、今まで自助、共助、公助そういう言葉がありました。そこに自助、近助と近くで助ける、そして共助、公助とそういう言葉が出て参りました。そしたら9月1日の房日の防災の特集に

もですね、ここに人間関係の構築が大事、近所の関係作りをと、ここで御近所さんで助け合ってくださいと、ここにもですね、やはり今そういうような認識を強くするようにということではないかなと思います。近助の強化を主目的として作るのが地区防災計画だそうです。調べてですね。この地区防災というのが今後の、これからの災害が発生した時に、この地区防災の力が強いては地域防災の強化につながりますし、災害に強い町というようになっていくと私は思っております。そうすると地区防災計画を各地区で、これからは作っていかなければいけないのかなと考えております。それはいきなり各地区に作ってくださいというのは、なかなかハードルが高いところもあると思いますので、それは町の方がバックアップして、そういう地区防災の強化ということを根ざして、目指して計画をつくるように、町の方でバックアップしていただきたいと思いますけどもいかがでしょうか。

〇議長(小藤田一幸)

はい、総務企画課長 増田光俊君。

〇総務企画課長(増田光俊)

先ほどの町長からの答弁の中にも、自主防災組織の重要性ということで答弁をいたしましたけれども、地区防災の計画についてという御質問でございますが、現在、自主防災組織が昨年度までが8地区でございまして、今年度未設置の地区に対して3地区が今年度中に新しく立ち上げることを確認しておりまして、全体では、自主防災組織が11団体となる予定でございます。住民に対するカバー率で申し上げますと65.1%、昨年度末が51%でございましたので、65%にカバー率も上昇する予定でございます。そういった中で、自主防災組織の活動の中で、それぞれ地区ごとにおける防災についても色々と話し合って参りたいと思います。

また、答弁にございましたように、自主防災組織との連絡協議会的なものも今後進めて参りたいと思っておりますし、そういう中で、ただいまのような件についても、検討して参りたいと思います。

〇議長(小藤田一幸)

はい、鈴木辰也君。

〇7番(鈴木辰也君)

自主防災組織も今年度は3団体が結成される予定で計11団体に、段々町内でも自主 防災という意識が高まってきているということは、非常に良いことだと思います。作っ て終わりではなくて、それが少しでも良い組織また、災害に強い良い地域になるように、 町が主導では私はいけないと思いますけども、再度、後ろからバックアップしていただ きたいと思います。

次に、避難所の国際基準となっているスフィア基準というのがあるのを、私今回の質問で色々調べていたら分かりました。具体的には、人間の生命維持に必要な水の供給量、食料の栄養価、トイレの設置基準や男女別の必要数、避難所の一人あたりの最少面積、保健サービス概要などの詳細が定められており、避難所などの現場で参照される指標となっているそうです。2年前の熊本地震で、災害関連死と認定された人は211人、こ

れは平成30年4月現在ということで、建物の倒壊など、地震の直接の影響で亡くなった50人の実に4倍以上だそうです。災害を生き延びた後に、身を寄せた避難所で命を落とすという深刻な現実が今、日本にあるんです。そのような事態を防ぐために作られたのがスフィア基準なのです。これは、アフリカ、ルアンダの難民キャンプで多くの人が亡くなったことを受けて、国際赤十字などが20年前に作ったそうです。その後、災害の避難所にも使われるようになり、避難所の環境についての最低限の基準を定めているということです。内閣府の避難所運営ガイドラインにも、このスフィア基準を参考にすべきという文言が載っております。このスフィア基準とおりにすぐにするということは、なかなか難しいと思いますけども、少しでもこの基準に近づけるように、備蓄品の整備をしていただきたいと私は思います。

色々調べていると、大地震発生時の備えで一番困ることは、トイレと水というところ に、災害を経験した人の意見としてインターネットなどでよく載っております。避難所 で体を悪くする人が出るのは、トイレが使えないことによる原因が少なくないというこ とです。避難所でトイレが足りなくならないようにするためには、大体20人に一つの 割合でトイレを準備するということ、そして男女の割合が1対3、女性の方を多くする ということです。今、町ではですね、備蓄品の一覧表で調べましたら、避難する方を町 民の1割と計算、約800人と見積もって食料とか水等、3日分を備蓄しております。 避難所に約800人の方が避難したと考えると、トイレの数は40必要かなと。今、整 備されているのが17基、まずトイレについてもですね、きちんとしたトイレではなく、 簡易トイレで対応できるような、色々なトイレがあります。居住空間もある程度、およ そ2畳分の居住空間がないと身体を動かすことができず、血栓ができて、血栓が原因で 病気になる方、亡くなる方がいるということです。このスペースについては、避難所の 広さと非難した人の人数で、すぐにどうこうということはできないかもしれませんが、 プライベートを確保できるような仕切り、パーテーション等を準備すること、私は必要 なことだと思っております。こういう備蓄品の整備について、計画的にやっていかない と災害が起きたからすぐに何処かから持ってくるということはできませんので、計画的 に段階を踏んで、備蓄していっていただきたいと思いますけども、町の考え方はいかが でしょうか。

〇議長(小藤田一幸)

はい、総務企画課長 増田光俊君。

〇総務企画課長(増田光俊)

避難所の運営につきましては、議員の方からもお話ございましたけれども、平成28年7月に内閣府の方で、避難所運営ガイドラインが示されております。その中で、記載がされておりますが、発災直後の初動期、発災後から3日目まででございますが、この応急期についてはですね、なかなか避難者の対応というのは、十分な対応はなかなか厳しい期間であると思います。また、それを過ぎまして4日目以降復旧期、また1週間を過ぎますと復興期ということになって参ります。そういう中で、いかに避難者の心身、また健康の負担を軽減していくということが重要であるということは、先ほどの議員か

らの御質問のとおりであると思います。こちらについて、スフィア基準がございますけれども、それを参考にということで、トイレ等様々な避難所の備蓄についても検討して参りたいと思いますが、それと併せて避難所生活と他に、応急の仮設住宅の建設には日数等もかかりますので、その辺もございますけれども、熊本の地震の時にはですね、公園等にテント村ができて、それがかなり避難者にとっては快適なスペースであったということも聞いております。色々様々な対策を考えながら避難所の今後の備蓄等についても考えて参りたいと思います。

〇議長 (小藤田一幸)

はい、鈴木辰也君。

〇7番(鈴木辰也)

熊本の地震の時は、そのテント村を作ったのは野口健さんという登山家の人が、このスフィア基準を国内で広めようということで、取り組んでいて、熊本の地震の時には、スフィア基準を基準としてテント村を作ったと、今までの個人のプライバシーも確保できて非常に良かったと、私も調べてあります。それでですね、町で備蓄すると同時にですね、各家庭においてもですね、最低限避難所に行かなくても、自分の家庭で災害が発生した時に3日間、本当は、今は一週間位の食料品と水は各家庭で備蓄して欲しいと、色んな考え方があります。トイレについても、外に出られない方は各家庭において、ある程度の準備をしていただくというような啓蒙も是非、町の方でもやっていただきたいと思います。

次にですね、答弁の中で、いずれの災害時も住民の皆さんに正確な情報を適切なタイミングでいち早く伝達し、避難行動を促す情報伝達が重要である。そして、様々な情報を住民に届けるための重要な役割を果たしているのは防災無線で、その通りだと思います。鋸南町では、平成17年度からデジタル化を始め、本年度から3カ年事業で個別受信機をデジタル化するという計画だそうです。この答弁で、全国的に見ると、全戸配布している団体は非常に少ないという団体の中で、この3年間で整備できるというのは、私は非常に良いことだと思います。ただ、その後に今度情報を受けた住民の方々、その中で、どうしても1人で避難できない方がいるのも事実です。避難行動要支援者の方をどのように避難させるか、高齢化が進んでいる町にとっては、大きな問題となっていると思います。この点については、町はどのようにお考えでしょうか。

〇議長(小藤田一幸)

はい、総務企画課長 増田光俊君。

〇総務企画課長(増田光俊)

災害発生時におきまして、要支援者の避難についてはですね、なかなか我々行政がそれぞれを避難させるというのはですね、非常に難しい訳でございます。そういう中で、 先ほどのお話と重複いたしますけれども、地域地域の地区防災計画なり、自主防災組織なり、地域の皆様方で自助、そして近助、共助といったようなところでですね、避難活動がされればということを期待しておりまして、災害発生時においてはですね、なかなか公助の手が差し伸べづらいというのが現実だと考えております。

〇議長(小藤田一幸)

はい、鈴木辰也君。

〇7番(鈴木辰也)

私もその通りだと思います。だからこそ、地区防災計画、各地域地域でしっかりと助け合いができるような気運とかそういうものを高めていっていかなければ、私も一町民としていけないと思っていますし、啓蒙活動というのは非常に大切なことだと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、この避難行動要支援者名簿、国の方から作りなさいということで、町の方でもある程度整備されていると思いますけども、なかなか個人情報保護法とか、そういう法律があってですね、持っている情報を各区とか、そちらの方におとしてもらうことができない状況があります。大きな災害が発生した時には、名簿を各区の方に渡して、要支援者の方達の助けをお願いしたいというような状況は、鋸南町だけではなくて日本全国同じだと思いますけども、いざ実際に災害が発生した時に、いきなり名簿を渡されて、どういった行動がとれるのか、いくら訓練をしていても、なかなか大きな災害が起こるとですね、訓練通りの行動がとれるかどうかも分からない、そういうように思っていますけども、まして訓練も何もしていなくて名簿を渡されてどうにかしようというのは、私はその時に、ほぼ何も動けないのではないかなと考えております。だからこそ、この要支援者名簿をできる限り、それは各個人の了承を持って作らなければいけませんけども、その名簿を作りやすくするような状況をつくることも非常に大事ではないかなと思います。

宮城県の七ヶ浜町では、この自力避難が困難な高齢者や障害者らを日頃から、地域住民が見守り、災害時の迅速な避難行動につなげるため要支援者の名簿情報の提供に関する条例を今年度の6月議会で可決をし、10月1日から施行するということです。皆どこの市町村でも、個人情報保護法という法律があって、なかなか名簿の整備が進んでいかないということがあるのだろうと思います。そして、この名簿を作ったら、その次に個人の個別計画を作って初めて名簿の完成ということになると思いますけども、町でそういう取り組みをしていただいてですね、要支援者名簿が活用しやすくなるような条例の制定というのも、一つ考える時に来ているのではないかと思いますけどもいかがでしょうか。

〇議長(小藤田一幸)

はい、総務企画課長 増田光俊君。

〇総務企画課長(増田光俊)

条例の制定ということでございますが、災害対策基本法の中で、各自治体は災害時の要支援者名簿の作成が義務付けられているところでございまして、名簿の提供については、名簿に記載されている方々の同意を必要としています。ただ今、宮城県の町村の条例のお話ございましたけれども、災害対策基本法に定められている以外に条例を制定してですね、名簿に記載されている方の同意がなくてもですね、その方々から名簿の登載を拒否することがあったらば、名簿の公開はできませんけれども、そういうふうな形で

名簿を公開するというような条例が制定されたように伺っているところでございます。 県内で調べましたところ、条例の制定がされている団体が54団体のうち6団体、条例 制定がされております。その中で、同意の他にも拒否をすることを確認した上で名簿の 提供をおこなうことであったり、この名簿については、個人情報でございますので、名 簿の提供をされた側についても、守秘義務が発生いたしますので、その名簿の管理についても規定がされているというように考えております。そういう中で、現在、町の状況では、名簿の作成はしておりまして、現在、名簿に載っている対象者は約1,370名、 災害発生時には、名簿を提供する体制は用意してございます。ただし、残念ながらと言いますか、同意の方が、なかなか進まない状況でございまして、情報提供までは至っていないというところでございます。しかし、先ほどの自主防災組織の組織率の向上とか、諸般の情勢も変わっておりますので、私どもとしてもですね、平常時において名簿の提供をすることを前向きに検討して参りまして、要支援者に対する支援体制の強化を図っていきまして、組や班など地域社会全体で要支援者を支援していく仕組み作りに取り組んで参りたいと考えております。

〇議長 (小藤田一幸)

以上で、鈴木辰也君の質問を終了したいと思います。

ここで、暫時休憩します。

再開は11時40分といたします。

…… 休憩 ・ 午前11時32分 ………… 再開 ・ 午前11時40分 ……

- ◎一般質問
- ◎12番 三国幸次

〇議長 (小藤田一幸)

休憩を解いて会議を再開します。

三国幸次君の質問を許します。

12番 三国幸次君。

【ベルが鳴る】

〇12番(三国幸次)

私は、小中学校の普通教室へのエアコン設置について質問します。

記録的な猛暑が続いたことを受けて、政府は全国の公立小中学校にエアコンを整備するため、秋の臨時国会に追加的な対策費を盛りこんだ補正予算案を提出する方針を固めました。

小中学校のエアコン設置の状況は地域によってばらつきがあり、政府は来年夏までに

整備を目指しています。「来年以降も夏の猛暑が続くことは否定できず、補助の在り方も 含めて見直すことも検討する」としています。

文部科学省によると、全国の公立小中学校の教室(理科室などの特別教室も含む)の クーラー設置率は41.7%(29年4月時点)にとどまっています。

地域の偏りが顕著で、都道府県別でみると、最高が香川県の92.3%に対し、最低の北海道は1.9%。下位10位内に愛媛(13.2%)や長崎(14.8%)、山口(18.2%)といった西日本の県も含まれています。

クーラー設置には政府の「学校施設環境改善交付金」制度があり、30年度予算で287億円が確保されています。

交付金は各市区町村が都道府県を通じて申請し、文科省が額などを決定する仕組みで、 補助率は原則約3割となっています。

ところが、交付金は「教育環境の改善推進」が目的のため、クーラーの設置以外にも 校舎の耐震化なども対象に含まれます。

公立小学校の耐震化率は22年4月時点で73.3%でした。23年の東日本大震災を経て29年4月時点で98.3%に達しました。

クーラー設置は耐震化優先のあおりを受けた形で、政府は予算の増額に加え交付金の 在り方も含め、具体的な検討を進めています。

総務省消防庁によると、今年7月の熱中症が原因の緊急搬送者は全国で5万2,819人、死者は124人に上り、いずれも1カ月当たり過去最多でした。政府は猛暑を「災害」ととらえ対策に本腰を入れると表明しました。

文部科学省は22日、2019年度予算の概算要求で、公立学校の施設整備に201 8年度当初予算の3.5倍にあたる約2,400億円を盛り込む方針を固めました。

教室へのエアコン導入や危険なブロック塀の撤去・改修を促す概算要求の全体は18年度予算比11.8%増の5兆9,351億円となる見込みです。

今年の夏は全国各地で最高気温の記録を更新する地点が相次ぎ、学校で熱中症になる 子供も多く、愛知県豊田市では校外学習から学校に戻った男児が死亡する事故も発生し ています。

文科省は8月上旬、各教育委員会に対し、夏休みの延長や臨時休業日の設定などを検討するよう通知を出しました。

公立の小中学校の普通教室への空調設置率は全国平均で49.6%にとどまっています。担当者は「これまで建物の耐震化などに重点が置かれてきたが、猛暑対策は急務になっている」と話し、エアコン導入の必要性を強調しました。

そこで、3点質問します。

- ①保育園・幼稚園も含め、教育施設のエアコン設置状況はどうか。
- ②国の方針と町としての考えはどうか。
- ③小中学校の普通教室へ、エアコンを設置するための検討をする必要があると考える がどうか。

以上で1回目の質問を終わり、答弁を求めます。

〇議長(小藤田一幸)

三国幸次君の質問について、町長から答弁を願います。 町長 白石治和君。

〔町長 白石治和 登壇〕

〇町長(白石治和)

三国幸次議員の一般質問に答弁いたします。

「小中学校の普通教室へのエアコン設置について」お答えいたします。

文部科学省では、公立学校施設における空調の設置状況について、平成10年度より、概ね3年に1度の調査を実施しており、直近では、平成29年度の調査結果が公表されております。調査は、平成29年4月1日現在のもので、公立小中学校における普通教室・特別教室の保有教室数は、82万532室のうち、空調設備を設置している室数は34万2,267室であり、設置率は41.7%、前回の調査より11.8ポイントの増とのことであります。また、今年は、全国各地で記録的な猛暑となり、今後もこの状況が当分続くと言われております。

御質問の1点目「保育園・幼稚園も含め、教育施設のエアコン設置状況は」について お答えいたします。

保育園及び幼稚園は、乳幼児及び幼稚園児が過ごすことから、廊下、トイレ、倉庫以外の全ての部屋にエアコンを設置いたしました。また、幼稚園一時預かりの教室や学童保育所は、夏休みの暑い期間も子ども達をお預かりしますので、保育所、幼稚園と同様にエアコンを設置してございます。

小学校は、管理特別教室棟の理科室を除き、特別教室及び職員室、会議室にエアコン を設置しております。

中学校は、コンピュータ室、図書室、保健室、事務室、職員室、校長室、音楽室、L L教室、視聴覚室、会議室にエアコンを設置している状況でございます。

小中学校とも、普通教室、体育館につきましては、エアコン未設置の状況となっております。

御質問の2点目「国の方針と町としての考え方は」についてでございますが、平成30年8月20日付けの産経新聞の記事によりますと「政府は来年夏までに全ての公立小中学校にクーラーを設置するため、予算措置を図る方針を固めた。」と報じられました。また、同日、千葉県教育庁財務課が、文部科学省に確認したところ「文部科学省としては、全公立小中学校にクーラーを来年夏までに設置という方針は特に示していない」とのことでございます。ただし、今後、政府がどのような方針を示すのかは不明なこと等、教育委員会宛てにメールにて通知がございました。

このようなことから、現時点では国の方針は定まっていないようであります。町としての考え方といたしましては、今後も猛暑が続くことが想定されることから、児童・生徒の健康を守るため、エアコンの設置は必要と考えております。

御質問の3点目「小中学校の普通教室へ、エアコンを設置するための検討をする必要 があると考えるがどうか」についてでございますが、先ほども答弁いたしましたが、児 童・生徒の健康を守るため、普通教室へのエアコンの設置は必要と考えております。

エアコンの設置には、「学校施設環境改善交付金」の制度がありますが、この交付金は、 エアコンの設置以外にも校舎の耐震化なども含まれます。新聞報道によりますとこの交 付金について予算の増額に加え交付金の在り方を含め、検討していくと報じられている ことから補助制度が受けられやすくなるのではと期待するところであります。

今後の国の動向を注視し、早めに対応できるように、普通教室棟へのエアコン設置に 向け、検討を進めて参ります。

以上で、三国幸次議員の一般質問に対する答弁といたします。

よろしくお願いいたします。

〇議長(小藤田一幸)

三国幸次君、再質問はありますか。

はい、三国幸次君。

〇12番(三国幸次)

1回目の町長答弁で、設置に向けて検討を進めていきたいと前向きな答弁がありました。私はもう少し細かい点について、再質問したいと思います。

まず1点目です、1点目の答弁で保育所、幼稚園、そして学童保育、これには全ての部屋にエアコンが設置されているという状況が分かりました。そして、小中学校でも共同で使う部屋などにも設置されていると、小学校の理科室には設置がないみたいな答弁がありましたけれども、これまでエアコンの設置について、学校関係者などで検討はされてきなたのかどうか、あるいはどういう経緯があって教室に設置がされない、あるいは理科室に設置がされないというのが続いたのか、この辺について分かる範囲でお答え願えますか。

〇議長(小藤田一幸)

はい、教育課長 福原規生君。

〇教育課長(福原規生)

エアコンの設置についてでございますが、昨今ではですね、新しい建物には比較的付くような傾向で進めておりますが、最近では、鋸南小学校の特別教室棟が平成25年にできました。その時、特別教室棟全てにエアコンを設置してはどうかということで、教育委員会としても学校側と話をしておりましたが、その時点では、理科室については、現在付いていないのですが、それは理科の実験をする時に、ガス等が発生することがあるので、学校側の方から設置はしなくて結構ですという話でした。しかし、最近は理科だけではなく、他の教科でも使いたいと、そういうような話もありまして、昨年ですかね、確かに大変部屋も暑くなっておりますので、すぐできる手段として理科室に扇風機の設置をしたところでございます。

中学校についても、いくつかの特別教室には設置がされておりません。今まではですね、特に学校側からエアコンを設置して欲しいという要望は特にはございませんでした。しかし、昨今、夏が本当に暑くなっている状況でありまして、その中ではですね、やはり普通教室棟でいくつか風通りの悪い部屋があると、構造上の問題ですが、そこにはな

んとかならないですかね位の話は一部届いているのも事実でございます。 以上です。

〇議長(小藤田一幸)

はい、三国幸次君。

〇12番(三国幸次)

私の聞いている状況では、夏の暑い盛りは夏休みということで、普通教室は使わないという前提的な考え方があったんですね。そういう意味では、エアコンがなくてもそんなに猛暑になるというようなことは、あんまり想定されていなかった、こういう実態があるのではないかと思うんですね。そういう意味で、普通教室へのエアコン設置がなかなか進まないというのもあって、特に今年は猛暑が続いたということから、政府も含め各自治体が急速に、このエアコン設置に動き出しています。

つい最近でも、各自治体から夏までに設置するんだというようなことが報道されている。房日新聞でも、近隣市の設置の方向の報道がされたりしております。こういう中で、 猛暑が続いてきた段階で、教育委員会や学校で、今後どうしようかというような話し合いなど行われたかどうか、検討したのかどうか、その辺お答え願えますか。

〇議長(小藤田一幸)

はい、教育課長 福原規生君。

〇教育課長(福原規生)

教育委員会の中で、今後エアコンの設置という話で出ておりますが、会議の中で最近の情勢等がございますので、進める方向でというような話はですね、若干出ているのは事実でございます。しかし、本格的な協議というのは、まだ今後されていくことになろうかと思いますが、いずれにしましても、近隣の状況等を今回聞いて参りましたが、県内では、設置状況として、29年度のデータではありますが、100%の設置をされている市町村が16団体、90%となりますと20団体と、結構他では進んでいるのかなと私も思ったところであります。また、近隣市安房の状況でございますが、先ほど新聞報道等でもということで、お話がございましたが、鴨川市では9月補正に調査費を計上、南房総市でも同じく9月議会に設計費を計上、そして両市とも来年の夏までに設置を目指したいというようなことを担当者からお話を伺っております。いずれにしましても、鋸南町だけ涼しいという訳ではございませんので、他の市と同様に生徒たちの健康を考えますと、いち早く設置が望ましいかなと感じているところでございます。

〇議長(小藤田一幸)

はい、三国幸次君。

〇12番(三国幸次)

さらに教育長にお聞きしたいのですが、この猛暑が続いている中で、学校などでは猛暑の時の熱中症対策について、話し合ったりとか、こういう方向で生徒の安全を守ってくれとか、そのような話し合いがされているのかどうか、各学校での捉え方などはどうなのか、現状が分ればお答えください。

〇議長(小藤田一幸)

はい、教育長 富永安男君。

〇教育長(富永安男)

昨日、9月の校長会議もあった訳でございますが、早速に熱中と言いますが、暑さと言うか、猛暑対策と言いますかね、今までに経験したことのない暑さを迎えている訳でありまして、学校現場もうろたえているというのが現状です。しかしながら、児童生徒の安全第一が最大目標でございますので、中学校においては、土曜日に体育祭、運動会が実施される予定でございますので、早速昨日から本格的な練習が入っておりますが、くれぐれも状況を見て、こまめに給水をし、あるいはメインである団体種目の練習、組体操であるとか、騎馬戦であるとか、大がかりなものがありますが、注意散漫になりますと怪我に繋がりますので、そういったことも含めて十分に目を配るような指示を出しました。あるいは小学校においても、10月3日に陸上大会がございまして、この6日には練習に入るという予定になっておりますので、状況を見ながらこまめな給水、あるいは生徒の授業においても、あるいは放課後の練習においても、くれぐれも状況の判断をして適切な指導をするような指示を昨日出しましたし、両校長も十分に理解の下に活動していると、そういう状況でございます。

ただし、すぐエアコンという訳にもいきませんので、これ以上暑くなったらどうするのかという問題もあろうかと思いますが、扇風機対策というのもあろうかと思いますけれども、また状況を見ながら児童生徒の安全第一ということで考えて参る所存でございます。

どうかよろしくお願いをいたします。

〇議長(小藤田一幸)

三国幸次君。

〇12番(三国幸次)

エアコン設置の検討を進めていくという答弁がありましたけれども、設置されるまでの間もきめ細やかな配慮、対応をして欲しい、これは要望、教育長からもやっていくという答えがありましたけれども、私からも是非とも子どもの熱中症対策、子どもだけではないですよね、関係する方々もいると思いますので、その点も含めて綿密な検討をして配慮して欲しいなと思います。

3点目ですが、マスコミの報道などでしか私、情報を得られないですけれども、各自 治体から国へこういう要望を上げたとかという報道もどんどん出てきています。この1、 2カ月で急速に全国的にエアコン設置の動きが強まっている様子がテレビや新聞などの 報道を通じても分かります。町長は、設置の検討を進めていくという前向きな答弁でし たけれども、今こういう答弁だと、私からはできれば夏までに設置をしたいというよう な答弁がして欲しいのですが、その辺はどうでしょう。

〇議長(小藤田一幸)

はい、教育課長 福原規生君。

〇教育課長(福原規生)

事務的な流れでございますが、来年度の事業に向けてですね、事務手順といたしまして、来年度エアコンを設置するためにということで、県の方で建築計画というのをまとめております。その提出時期が8月、11月、2月と3回ございまして、うっかりしていましたが、うちの方も8月は過ぎてしまいましたので、11月の建築計画に向けて申請を出していきたいと思っております。全国的な話なので、はたしてそれが夏前にどうかという話はありますが、できるだけ早い時期に設置できるような形で進めていきたいと考えております。

以上です。

〇議長(小藤田一幸)

はい、三国幸次君。

〇12番(三国幸次)

当然考え方としては、夏までに付けたいという思いは、私分かります。そして、政府の方も臨時国会で予算を付けてという報道がされています。しかし、問い合わせると具体的には決まっていませんと、当然なんですね、臨時国会はこれから開かれる訳ですから、具体的に答える訳はないんですよね。しかし、安倍首相が記者会見で表明し、官房長官もこのエアコンの設置について記者会見で表明していますので、これを受けて全国的に動きが急速に強まったと思います。今後、臨時国会の補正予算の方に入れられるか、これに入れば来年の夏までに間に合うのではないかという思いがします。それに入らないと、来年度の文科省のエアコンの設置の要望になると思うので、そうすると来年の夏に間に合わなくなってしまうのではないかという思いがあります。私としては、来年の夏までに設置ができるような取り組みをして欲しいという思いがあります。その点からも、町として県、あるいは国にこういうことで要望したいというようなことがありましたら、議会としても全議員が賛成してくれると思いますので、力を合わせて要望なども町と議会で一緒にやっていきたいと、いった方が良いと私思っていますので、その辺も含めて議長とも相談しながらやって欲しいなと思います。その辺どうでしょう。

○議長(小藤田一幸)

はい、町長 白石治和君。

〇町長(白石治和)

いずれにしてもですね、三国議員のおっしゃっている来年の夏というような目標がある訳でありますから、それに向けて一生懸命努力をさせていただきたいと思います。

できればですね、国の良いような支援も受けたいと思いますから、国の動向を見ながら我々は夏に向けて努力をさせていただくということで答弁をさせていただきたいと思います。

〇議長 (小藤田一幸)

はい、三国幸次君。

〇12番(三国幸次)

国の方も、予算の組み方などの交付金のあり方も含めて見直すと言っておりますので、

町長の1回目の答弁にありましたように、補助の受けやすい状況を期待しているという 答弁があったので、是非とも力を合わせて、できれば来年の夏に間に合うような設置を する取り組みを町も含め、議会も力を合わせてやっていきたいということを表明して質 間を終わります。

〇議長(小藤田一幸)

以上で、三国幸次君の質問を終了します。 ここで、暫時休憩します。 再開は13時30分とします。 以上です。

…… 休憩· 午前12時08分 ………… 再開· 午後 1時30分 ……

- ◎一般質問
- ◎2番 青木悦子

〇議長 (小藤田一幸)

休憩を解いて会議を再開します。 次に青木悦子君の質問を許します。 2番 青木悦子君。

【ベルが鳴る】

〇2番(青木悦子)

私からは、2点質問させていただきます。

1つ目ですが、「子ども議会」の継続とふるさと学習の拡充をということで、去る7月に行われた鋸南小学校6年生による「子ども議会」は大変画期的な授業でした。学校の 先生方、教育委員会、町執行部の皆さんのお骨折りに敬意と感謝の意を表します。

後ほど、子どもアンケートの紹介もさせていただきたいと思います。

平成元年、国連で「子どもの権利条約」が採択されています。条約が言う権利とは人権のことであり、「子どもは人間としての尊厳を持つ社会の一員として扱われるべき」というのが条約の目的です。子どもが一人の町民として、まちづくりの視点から町に意見表明を行った「子ども議会」は、将にその延長線上にある取り組みであるととともに、主権者教育という側面からしても大きな意味があったと思います。

また、「ふるさと学習」として、町の将来を担うであろう子ども達の郷土愛の醸成のために一翼を担ったものと確信しています。そこで3点伺います。

1点目、子ども達の提案の中には現に有効と思えるものが見られたが、町はそれを具体化する考えはあるか。

2点目、子ども議会は、今後も継続していくべきと考えるが如何か。

3点目、郷土愛の醸成のためには、ふるさと学習が重要と考えるが、小中一貫したカリキュラムによる「きょなん学習」のようなものは考えられないか。

2つ目の質問です。

移住定住者希望者、若者・子育て世代への住宅供給対策を。

町では、人口減対策の重点項目として、移住定住者及び年少人口の増加を挙げています。

移住定住に関しては、鋸南町に住みたいが住むところが見つからない、思ったより家賃が高いので安い物件を探している等の声があります。また、都会へのアクセスが良いので2地域居住の可能性も模索することができます。これには住宅の供給がカギになると考えます。

一方、年少人口に関しては、子育て支援の充実に力を入れ、子育て世代が生活しやすいまちづくりに努めているところです。町長は、今後の人口減を食い止めるために最も 重要なのは、年少人口の増加だとも明言されています。そのためには若者・子育て世代 を増やすことが肝要であると考えます。そこで2点伺います。

1点目、町では現在、空き家バンク制度などで、空き家情報を提供しているが、登録 件数を増やし、より移住検討者にアピールするための方策について何か考えているか。

2点目、町営の若者・子育て世代向け賃貸住宅や集合住宅を整備することは考えられないか。

以上、2点です。

よろしくお願いいたします。

〇議長(小藤田一幸)

青木悦子君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和 登壇〕

〇町長(白石治和)

青木悦子議員の一般質問に答弁いたします。

1件目の「「子ども議会」の継続とふるさと学習の拡充を」について、お答えいたします。

御質問1点目「子ども達の提案の中には現に有効と思えるものが見られたが、町はそれを具体化する考えはあるか。」についてでありますが、鋸南小学校6年生による子ども議会は、去る7月3日に実施されました。子ども達は、事前に8つのグループに分かれて学習を行い、その学習を通して様々な意見や質問を「子ども議会」で述べていただきました。

その意見に対し、関係各課の課長から詳しく答弁をさせていただいたところでございます。子ども達の意見の中には、行政が進めている施策に一致しているものが多くありました。子ども達の視点も大人同様、町の課題として捉えていると感心しました。

子ども議会の席上でもお話させていただきましたが、子ども達の提案を今後の町づく

りの参考とさせていただくこと、また、必要と思われるものを具現化させていくことで、 町の宝であり、町の将来を担う人材の育成を推進していきたいと思います。

子ども達から御提案いただいたもので、町行政に採用させていただきましたものにつきましては、子ども達へ返していきたいと考えております。

御質問2点目「子ども議会は、今後も継続していくべきと考えるが如何か。」についてでありますが、昨年度は小学校を会場に役場職員との意見交換会を、本年は議場にて子ども議会を開催したところでありますが、町の未来を担う子ども達と共に郷土について考える機会を持てたことは大変意義深いものと捉えております。

現在、小学校は、新学習指導要領実施に向けての移行期間であり、教育課程の編成を進めているところであります。今回の改正により英語が教科化され、新たにその授業時間を確保しなければなりません。また、道徳につきましても「特別の教科道徳」として位置付けられ、小学校の教職員は、その対応に追われているところだそうです。そのような中で、新学習指導要領には、社会に開かれた学校づくりも位置付けられております。「子ども議会」は、学校の枠を超え、行政や地域の協力を得なければ成り立たないものと考えております。大切なことは、学校現場に無理をかけないことでありますので、学校とよく話し合い、継続に向けての検討を前向きに進めていきたいと考えております。

御質問3点目「郷土愛の醸成のためには、ふるさと学習が重要と考えるが、小中一貫したカリキュラムによる「きょなん学習」のようなものは考えられないか。」についてでありますが、平成28年4月に策定をいたしました「鋸南町教育大綱」の教育施策の中で、子ども達が地域に対する魅力や課題を自ら発見できる学習を推進しております。

このような中、小中学校では、学習指導要領に基づき教育課程を編成し、各学年、各 教科の単元の中で、地域学習を計画的に実施しています。

今年度、具体的には、小学1年生で「サルビア植栽」「高齢者との交流」、2年生では「野菜作り」、3年生では「町探検」「鋸南自慢」、4年生では「地域を紹介」、「安全な暮らしを守る」、5年生では、「鋸南の特色・歴史・観光」を調べる、6年生では「町の現在と未来」「暮らしやすい町づくりについて考える」、中学校では「職場体験」「ガイドと町の歴史を巡る」等を実施しております。

これらの学習を議員御指摘のとおり、一貫性をもたせることで、より充実した「ふる さと学習」にすることができると考えますので、小中学校の連携については、更に強化、 推進して参りたいと思います。

2件目の「移住定住者希望者、若者・子育て世代への住宅供給対策を」についてお答 えいたします。

御質問の1点目「町では現在、空き家バンク制度などで、空き家情報を提供しているが、登録件数を増やし、より移住検討者にアピールするための方策について何か考えているか。」についてでありますが、町では、平成27年12月に「空き家バンク」設置要綱を制定し、公共施設、道の駅、商工会にポスターの掲示、固定資産税納税通知書に同封しているパンフレットの1面と町報への掲載による制度の周知、また、町ホームページや全国版空き家バンクへの登録による物件の掲載などを行ってきているところです。

現在、ホームページにて掲載されている物件は3件となっております。思うように物件の登録件数が増えない現状ではありますが、以前のアンケート調査実施者への再アプローチや引き続きの制度周知に努め、物件の確保を図って参りたいと考えております。

また、移住検討者に向けては、住む場所はもちろん、働く場所の情報、暮らし条件の情報の提供など、複合的な対策、支援が必要と考えております。

近年、社会経済情勢が変化する中で、故郷、田舎暮らしに魅力を感じる人も増えており、都会から地方へ、Uターン、Iターンという形で移動していく若者も見られます。

このような中で、定住促進施策に力を入れる地方自治体が増えており、限られた予算 の範囲でいかに有効な対策を講じることができるのか、自治体の知恵が求められている とも言えます。

私達の住むこの「鋸南町」が選んでいただけるよう、他の市町村にはない、魅力ある複合的な施策を検討するとともに、行政だけの情報発信にとどまらず、既に鋸南町に移住してこられた方、地域おこし協力隊の方々にも、SNSなどを利用した情報発信の協力を依頼する他、毎年、主に東京都内のふるさと回帰支援センターで開催される「移住セミナー」などの活用を通じて、移住を検討している方々へ積極的にPR活動を行って参りたいと考えております。

御質問の2点目「町営の若者・子育て世代向け賃貸住宅や集合住宅を整備することは 考えられないか」についてお答えいたします。

本町において、移住定住施策を進めていく上で、議員がおっしゃるとおり、住環境整備は大変重要な部分と認識しております。過去に、昭和47年には京田地区に113区画と板井ヶ谷地区に34区画、昭和51年には谷田地区に107区画と板井ヶ谷地区に19区画を分譲整備し、住宅用地供給事業として面的に行って参りました。

しかしながら、本町では、ある程度まとまった土地があまり無く、まとまった土地となりますと、農地や山林となって参りますが、優良農地を守るための農振法や農地法、地すべり等防止法など各種の規制がかかっておるところでございます。

各種規制がある中で、面的整備を伴う賃貸住宅や集合住宅等を整備しいくことは、難しい状況となっております。そのような状況の中で、平成24年度より、国の社会資本整備総合交付金を活用して個人で新築する住宅に対し、住宅取得奨励金の交付を行っております。この奨励金では、子供世帯に対しては特別加算として、1世帯あたり30万円を加算することにより子育て世代の住宅整備のお手伝いをさせていただいており、平成29年度に交付いたしました13件の新築住宅のうち、4件の住宅に対し特別加算にて補助しているところでございます。

また、今年度から、居住する住宅の改修が必要となった際に実施するリフォーム工事に対しても、その10分の1、20万円を上限として補助を行っており、鋸南町で育ち、都会に就職したものの、Uターンにより再び鋸南町に居住することを検討している若者や子育て世代に対し、定住化の促進に寄与しているものと考えております。

住宅用地を整備するためには、まとまった一団の土地が必要になり、未利用となっている町有地と併せて、隣接する遊休土地などを活用し、過去に実施してきた宅地整備が

できないものかといったことも模索しております。現在、町内の町有地に隣接する遊休 土地の権利者や相続人と交渉を行い、一団の土地の取得に向けたことも行っている状況 でございますが、今後も引き続き、どのようなニーズがあり、本町として定住促進に向 けて有効となる住宅関連施策の検討を行って参りたいと考えております。

以上で、青木悦子議員の一般質問に対する答弁といたします。よろしくお願いいたします。

〇議長(小藤田一幸)

青木悦子君、再質問はありますか。 はい、青木悦子君。

〇2番(青木悦子)

答弁の中に、小学校で英語が教科化されという話がありましたけれども、くしくも7月の子ども議会で子ども達から提案ありました。「外国の観光客のために英語をしゃべれる人を増やしたらどうか。私達が英語を話せる人になります」という提案がありました。その時の町の答弁で、「1人でも多くの皆さんにお手伝いができるようになっていただきたい」とありました。学校教育だけでは、その域に達するとは考えられません。本当に生活に密着した確かな学力、英語力を付けるためにこういう答弁をなさった中で、何かそういう確かな学力を付けるためのお考えはありましたらお願いいたします。

〇議長(小藤田一幸)

はい、教育課長 福原規生君。

〇教育課長(福原規生)

学習指導要領の改訂に伴いまして、平成32年度から小学校5、6年生の英語教育が教科化されます。このことからですね、鋸南小学校では、小学校5、6年生が従来英語活動として取り組んでいたものをですね、年間50コマの英語の授業として今年度から実施をしているところです。また、英語に慣れるという観点から幼稚園では、英語の授業を毎週1回行っております。これは日常会話や英語でゲームを楽しんだりする、そういう授業ですが、そのような取り組みをしております。そして、昨年度から幼稚園、小学校、中学校の英語教育の担当者で連絡会を組織しまして、それぞれの学年で取り組む指導案の情報交換、それぞれの発達段階でどのような授業を進めていくか、そういうことを協議しているところです。このように、現状といたしましては、英語教育の進め方について、模索をしているところですので、英語教育推進のため、今後も幼稚園、小学校、中学校、それに加えて教育委員会で連携しまして取り組んで参ります。また、学んだことを実践できる機会として、社会教育との連携も不可欠だと思っておりますので、その辺についてもですね、模索して参りたいと考えております。

〇議長(小藤田一幸)

はい、青木悦子君。

〇2番(青木悦子)

ただいま社会教育まで連携して考えていきたいというお話がありましたけれども、や はり子ども達が鋸南町を誇りに思って、それを英語で外国人に案内できたら、これは本 当に生きた英語教育ということになりますので、是非実践できる英語環境を確立していただけたらと思います。

続きまして、子ども議会の継続のお願いの答弁で、学校現場に無理をかけないというお話がありましたけれども、これは一番問題とされている働き方改革ということで、本当に最重要課題ですから、無理をかけないということを基本にして、新学習指導要領に社会に開かれた学校づくり、今も社会教育連携で英語教育とお話がありましたけれども、まさに社会に開かれた学校づくりにふさわしい内容だったと思いますし、新学習指導要領で言われている社会に開かれた学校作りの位置付けということを示されているというからには、今より更に、先生方への負担ですね、それから独自の鋸南教育を構築する必要があると考えます。そこで先生方の負担も考えて、地域で地域教材の選定、さっき一貫性というお話がありましたけれど、鋸南ふるさと学習の一貫性というお話がありましたけれども、一貫性を持たせる地域教材の選定、そして地域人材の活用、一貫性ということで、学年ごとの成長段階に応じた取り組みなど、協議をする組織を作って鋸南ふるさと学習の編成に取り組むべきだと考えますが、いかがでしょうか。

〇議長(小藤田一幸)

はい、教育課長 福原規生君。

〇教育課長(福原規生)

先ほどの町長の答弁でもありましたけど、ふるさと学習については、それぞれの学校で様々な取り組みを実施しております。しかし、学校間の協議、調整はしていないのが今の現状でございます。鋸南町では、毎月1回教頭会、あるいは校長会というのを開催していまして、各種学校行事や教育授業の計画、あるいは児童生徒の状況、または教育課題への対応策等を協議しております。なかなか新しい組織というのもですね、難しいかと現時点では考えておりますので、最初は今実施しております教頭会、あるいは校長会の中で、最初はそちらの方からふるさと学習についても提案して進めていけたら、より充実した取り組みになるのだと考えておりますので、最初といたしましては、教頭会、校長会からスタートして始めていきたいと思っております。

○議長(小藤田一幸)

はい、青木悦子君。

〇2番(青木悦子)

勉強したらシビックプライドという言葉が出てきまして、故郷に対する誇りや愛着ということだそうです。シビックプライドを高めることによって住民の地域外への移転防止や協働人口、外にいても地元と一緒に力を合わせてという意味の協働人口の増加など様々な効果があるとされています。やはり鋸南教育として一貫性を持って、9年間の間できちんと郷土の愛着を育てるということで、これは本当に真剣に取り組んでいただいて、校長先生が変わろうが、担任が変わろうが、鋸南の学習としての位置付けを不動のものにできるようなカリキュラムを編成していただければと思います。

提案ですけれども、組織ができた中で、例えば「鋸南ふるさとかるた」なんてやった ら心にずっと残っているかもしれないし、今回の子ども達の学習も小学校で終わらない で、やったことを中学に行って何ができるかとか、その学習の成果をきちんと続けていく、あるいは「鋸南町検定」みたいなものを作って9年間、あるいは6年間、終わりに鋸南に対してどれだけの理解ができたか、愛着が持てたかという検定を作ることによって、一旦ふるさとを出ても、ふるさとへの思いというのはずっと継続されていくのではないかと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

教育長にお伺いいたします。

子ども達から、こども議会のアンケートをお借りしてきまして、少し紹介させていた だきますのでお願いいたします。

「この学習をやってみて、鋸南町は山や海や花もあって自然がいっぱいあるけど、問題もあって、ごみのポイ捨てとか他にもたくさん問題があることが分かりました。私も何かできることがあったらやってみたいなとか、鋸南町のことを大切に思うようになりました」

じんと来ちゃいますよね。

「こども議会に参加して景観グループの人と何か問題を考えるのが大変だったけど、 やっとできて、それで子ども議会に行ったら、すごく本格的で緊張したけど言えたので いい経験になったなと思ったし、もっと鋸南町のことを知りたいなと思いました」

今まではそこまでなかったんでしょうね。

「鋸南町報とか、房日新聞の地域の情報とかを見るようになりました」すごいことですよね。

「鋸南町の観光名所に興味を持って、インターネットで調べました。改めて鋸南の未来が大変だと知って心配になりました。将来鋸南町がなくならないように何かしたいです。ボランティアなど」

「自分達の意見が通るか分からないけど、白石町長をはじめとした方々が、自分達の 意見を聞いてくれたので良かったです」

「今まで知らなかったことなどが、分かって良かった。鋸南町の未来のことを考えて みてちょっと議員さんというのに興味が湧いた」

「鋸南町が自分のふるさとだからもっと色んなことが知りたいなと思った」

まだまだ沢山ありますけれども、こういう言葉を聞いて、こども議会の継続について、 教育長さんはいかがなお考えをお持ちでしょうか。

〇議長(小藤田一幸)

教育長 富永安男君。

〇教育長(富永安男)

議員紹介の子どもの感想を、一番私は心に響いたのは、鋸南町の未来が心配だと、この言葉であります。小学校6年生がそこまで考えてくれた、今回のこども議会の意義は大変大きいものがあると、改めて思いました。従いまして、去年から継続しております取り組みではあった訳ですが、今年議場に移して、また新たな子ども達も程よい緊張感を迎えて臨むことができたのではないかと、そんなことを総括しております。先ほど議

員の方からもありましたように、私と議員がやる訳ではございませんので、学校現場の 鋸南小学校の校長先生以下、現場の先生方が先頭になってやっていただくことになる訳 ですので、鋸南小のスケジュールとよく調整しながら、そして無理のない形でより一歩 前進した子ども議会を私は継続していくべきだと、そういうふうに心の中では思ってお りますので、前向きに検討していくことをお約束していきたいと考えております。

どうか今後とも議員におかれましても、鋸南小学校、鋸南中学校の教育に対しまして 側面から前向きなアドバイスを今後ともお願いをしまして答弁とさせていただきます。 どうぞよろしくお願いします。

〇議長(小藤田一幸)

はい、青木悦子君。

〇2番(青木悦子)

前向きな御答弁ありがとうございます。必ずや将来につながると思いますので、小学校で終わることなく、また今年で終わることなく、中学まで継続されること、色んな形で継続されることを期待します。

最後に要望です。

文部科学省は2019年から高校初の地方創生を掲げて地域人材を養成する方針を打ち出し、地域振興に関する実践的な授業を展開するモデル事業を始めると発表しました。少子高齢化で人口減少が進む地域にとって、進学や就職の流出に歯止めになります。また、22年4月には、成人年齢が18歳に引き下げられ、大人への1歩を踏み出そうとする時期に郷土愛を醸成する新たな取り組みは大変期待できます。我が鋸南町は先取りで郷土愛を醸成する基礎基本として小学校、中学校でふるさと学習を進めることは、非常に意味のあることと考えます。そこから高校進学ということになれば、鋸南の子ども達は、今までの学びを活かせるということになります。

以上、子ども達の成長、社会人としてあるべき姿として成長することと、町づくりは 人づくりという観点から質問させていただきました。こども議会について、ふるさと学 習についてよろしくお願いいたします。

引き続き、住宅関係についてお願いいたします。

質問の冒頭で、ちょっと触れましたけれども、現状の住環境では、移住希望者の声として家賃が高いとか、適当な家が見つからないからといって、近隣市に住んだよというような話もあります。非常に私は、そんなに多い人達ではないのですが、こういう話をポツポツと聞きます。1、2件でも、1人でも2人でもこういう人口減少の中で、とてももったいない状況だと思います。そういう喫緊の課題について、いかがお考えでしょうか。

〇議長(小藤田一幸)

はい、地域振興課長 飯田浩君。

〇地域振興課長(飯田浩)

今お話がありました家賃が高いとか、良い物件がないというような御指摘をいただい たところですけれども、空き家バンクの担当課の方といたしましては、色んな方の情報 を得られた中から使えそうな物件、そういったものについて、様々なアプローチをしながらですね、登録物件の増加に努めているところでございます。人の財産でありますので、なかなか色んな事由によって、登録物件が増えないというような現状があるのは確かでございます。他の方法といたしましては、それぞれの不動産屋で色んな情報を持っている部分もございますので、それぞれ移住を希望する方においてもですね、独自の目線、独自のツテの中でですね、探していただくというのも1つの方法ではないかというふうに考えております。

以上です。

〇議長(小藤田一幸)

はい、青木悦子君。

〇2番(青木悦子)

そういう形でいくと、今貴重な移住定住の方達をそういう所に任せておいて、適当な 所が見つからないといって、他の所にいってしまったというのは、非常に残念なことな ので、例えば若い人達が来て、家賃が県北の新しいアパートと同じでは、せっかく田舎 に住もうと思って来たのにというような考えがあると思うのですが、そういう人達にす ぐに対応できなくて逃してしまうのが、何か対策は考えられないでしょうか。

〇議長 (小藤田一幸)

はい、地域振興課長 飯田浩君。

〇地域振興課長(飯田浩)

非常にもったいない話であるということは、理解はできます。先ほど町長の答弁の中にもありましたけれども、移住定住者を増やすにあたってはですね、1つの方法だけではなく、色々な多方面からの複合的な対策、施策が必要になろうかと思います。若い方に来てもらうのに、子育ての制度の充実であったり、先ほどから議員おっしゃっている住む所の充実であったり、色んな多方面からの複合的な対策を講じる必要があろうかと思いますので、それらについてですね、色々な課で相談しながらですね、今後もしっかりと検討して行くべきだと考えております。

○議長(小藤田一幸)

青木悦子君。

〇2番(青木悦子)

お金のことですから、すぐに対策というのも無理なのは十分分かっておりますけれど も、本当に鋸南町が気に入ったと言って来て下さる方を逃さないような方法は何か必ず やあるのではないかと信じて、1日も早く対策をお願いしたいと思います。

引き続きまして、先ほどの町長の説明にもありましたけれども、定住促進に向けて有効となる住宅関連施策の検討というお話がありました。現在、対象となるような施策等は、国には用意されているのでしょうか。教えていただければお願いいたします。

〇議長(小藤田一幸)

副町長 内田正司君。

〇副町長(内田正司)

住宅事情等のことに関して言えば、国の方で私が承知している範囲では、公営住宅等ですね、要するに低所得者向けの公営住宅等の事業等はあろうと思っております。今、町長の方で答弁させていただいたのはですね、過去において、町内おいて、宅地造成をした所に非常に住民、人が貼り付いているという事例と言いますか、実績もありますので、今後、町が取り組んでいく中にはですね、そういう住宅地の提供ということがですね、1つの有効な手段ではないかということで、そこの方向に向けてですね、町として何ができるかということを模索しているということでございます。

〇議長 (小藤田一幸)

はい、青木悦子君。

〇2番(青木悦子)

今、町長の答弁の中で計画中であるというお話がありましたけれども、それを整備して宅地用に整備していくまでには、かなりの年数がかかると思いますので、今住みたい、 鋸南町に来たいという人への対応について、しっかりと検討をして、もったいないということのないように進めていただけたらと思います。

続きまして、長野県のある村では人口増を目的に若者を呼び込むために、町営の集合住宅を建設し、家賃を民間の半額程度に抑え、子育て環境を整えたことにより、10棟114戸の入居者が、要するに全部入ったということですね、入居し出生率も全国平均を上回ったというところもあります。なんとか鋸南町もこのようなところを参考にして、そのような大英断は下せないものでしょうか。

〇議長(小藤田一幸)

はい、副町長 内田正司君。

〇副町長(内田正司)

1つの事例として、家賃が高いというようなことの中で、近隣市を選択したというようなお話もありました。民の部分でですね、アパート等を経営されているところもありますので、実情としてですね、裏付けがなくて申し訳ないんですけれども、今の町内にあるアパート等が全て満室、100%で稼働しているかどうかというようなこともあろうかと思います。家賃だけの話では、これは民間の経済活動等もありますので、他と比較して高い、安いということの判断は、判断するべき材料もありませんけれども、総合的に飯田課長からもありました、町に住んでいただく居住環境も一つとして、例えば医療機関があるとか、あるいは子育ての施策等ですね、鋸南町としては力を入れているところだと思います。それらの総合的な判断の中で、選択をしていただけるかなと、一面だけのことではないと思っております。

空き家バンク等の登録につきましても、件数が少ない訳でございますけれども、受け 身と言いますね、待っている状態で、登録をしているのを待つのではなくて、もう少し 情報がありましたら個別にですね、登録を待つのではなくて、こちらからある種働きか けをする中で、そういう物件の確保等も進めていかなければならないと思っております。 その情報がある中でですね、いざという時に移住定住の相談があった時に、きちっとし た対応、案内ができるような体制はとらなければならないと思っております。

〇議長 (小藤田一幸)

はい、青木悦子君。

〇2番(青木悦子)

確かに民間のアパートが空いているのに、そこに町が介入してというところになると、 やはり問題があるということは分かります。しかし、住みたいと来た方に、何か町とし ての条件を付けて何年間か落ち着くまで補助をする、そういう形が取れればと良いと思 いますが、とにかく若者、子育て世代が集合住宅に住んで、お互いにコミュニケーショ ンを取り合っていける状況というものを、私は想像すると、とても良いなと、子育ての 人達が皆で楽しく子育てしながらそこに集って子育てをするという、そういう状況が理 想だなと思っていますので、民間のアパートもありますけれども、補助とか集合住宅の 早期の建設とか、そういうことを考えていただいて、鋸南町は子育て支援等、かなり環 境が整っていますので、私は続々と移住定住者が鋸南町の魅力に魅せられて増えてくる という予想の下で質問しております。

最後に要望です。

町長から定住促進に向けて有効となる住宅関連施策の検討を行う旨の答弁をいただきました。前向きに検討いただいて、今後、検討結果について全協などで検討の経過を教えていただければと思います。また、答弁にもありました複合的な対策、支援についても同様にお願いしたいと思います。今回は住宅関連について質問させていただきましたが、移住定住施策のみならず、少子化や子育ての問題についても、これをすれば良いという即効薬はないと私も分かっています。他の町村や国の事例を確認しながら内閣府が実施している支援事業の活用、先ほど言いました長野県のとある村の事例なども確認していただき、答弁されましたように1日も早く検討していただいて、もったいない状況にならないようにお願いしたいと思います。

以上です。

〇議長(小藤田一幸)

はい、町長 白石治和君。

〇町長(白石治和)

青木議員のせっかく鋸南に住みたいという方がですね、条件が整合わずに他町村に行ってしまう、市町村に行ってしまうというような話、確かにそういうケースもあろうかと思いますし、我々の町にたまたま条件があって、我々の町の住んでいただけたという方もいらっしゃる訳でありまして、私はですね、一番大事なことはですね、ここに住みたいというような方がおられた時に、その方に寄り添ってですね、どうここに住んでもらえる条件を整えるかということが、一番大事なことではないのかといような感をしています。結構、館山市辺りでですね、「おせっ会」というようなNPOがあってですね、その皆さんがかなり移住定住に対してですね、寄り添っていっているというような話も聞いていますので、我々のところでもですね、移住定住でここに住みたいという方がおられた場合にはですね、町としてですね、少しでも寄り添って、寄り添うことを行って

ですね、御相談に乗りながらですね、なるべく条件が仮に整わなくてもですね、寄り添っていただけたからというような、こんなに親切なというような地域であればというようなことをですね、お考えいただけるような形を整えていければと思います。

地域おこし協力隊の皆さんにもですね、その辺の役割を果たしていただけるようにということで、お願いもするつもりでございますし、行政の方もできれば寄り添う形の体制も整えていければと思っておりますので、なお先ほどの住環境ですとか、色んな話があった訳でありまして、当然住環境だけではなくてですね、色んな施策も重要なことでございますので、財政的な視点を見ながらですね、やれることはやっていくということが重要なことだと思います。

1つには、せっかく幼稚園の保育料の無料化ということに踏み込ませていただきましたから、なお一層、例えば移住者だけではなくですね、鋸南の中で子育てをしている皆さんに対して公平に何が一番公平な子育ての支援かということも考えながらですね、取り組みをさせていただけたらと思います。一例で、千葉県の中で、県内ですね、すでに給食費の無料化というようなこともやっている自治体もございますので、その辺もですね、視野に入れてですね、検討をする必要があるだろうと、私が目で見ていて子育ては、ある意味では大変なことでございますので、特に我々のところはですね、所得格差と言いますか、都会と比較をして多少はですね、所得の格差というものがある訳でありますから、その辺も踏まえましてですね、どう支援ができるかということは大変重要なことだと思っておりますので、議員がおっしゃるとおり、少しでも子育ての支援をですね、これからさせていただければと思っておりますので、どうか御理解をいただきたいと思います。

〇議長(小藤田一幸)

再質問はありますか。 はい、青木悦子君。

〇2番(青木悦子)

鋸南町に住んでいただけるような体制を整えるということでお話がありました。給食費をただにするということは大変なことだと思いますが、魅力のある施策だとも感じます。やれることはやっていくという町長のお話もありましたけれども、やらなければいけないこともあると思いますので、また御検討いただければと思います。

〇議長 (小藤田一幸)

以上です。

以上で、青木悦子君の質問を終了します。

ここで、暫時休憩します。

再開は14時35分としたいと思います。

◎一般質問

◎6番 緒方 猛

〇議長(小藤田一幸)

休憩を解いて会議を再開します。

緒方議員から資料配布の申し出がありましたので許可しました。 緒方猛君の質問を許します。

6番 緒方猛君。

【ベルが鳴る】

〇6番(緒方猛)

今日の4番目の最後の質問になりました。よろしくお願いいたします。

今日、私は総合計画や総合戦略の人口減対策業務の見える化ということで、なんとか町民の方に人口減対策や総合戦略というものをどういう形でやっていて、どういう具合に展開しているのかということを是非分かっていただこうということが、前からの私の提案の1つです。昨年の9月にも、3月にも要請をして見える化をしていきますという回答は既にもらっております。

ちょっと多いので、あまり余計なことを言わないで文章をちょっと読んで15分に収めたいと思います。

総合計画は、人口減過疎化脱却のため定住化促進を最重要課題とし、平成12年計画では22年、10年先ですね、22年の目標を人口1万人と設定して施策を推進してきました。結果は9,310人ということになりまして、690人のマイナス。次の10年計画は、23年に立ち上がりました。29年の途中で、後半5年間は別の計画に来ましたので、29年のところの目標が8,014人だった訳ですが、これが7,765人ということで、258人の人口減となりました。人口の推移定着はその自治体の総合評価だと何度も私は申し上げてきました。町の総合力と言ったらなんだろうと、やはり色んなお店があったり、産物があったりということもそうでしょうけど、人口が増えて行くということが何よりのですね、その町の発展だろうという具合に思います。しかし、これは一朝一夕には克服できる課題ではないという具合には思います。

総合計画に対する活動の評価検証はせず次の計画に移行したと、これは1番初めに言った段階の10年計画がまさにそうでした。私は2回目の懇談委員というものになってですね、その前の議会で1回目の前の10年の総合計画の評価検証はちゃんとやってから次に移るんだということを、時の総務課長さん言っておりましたけど、それはやらずじまいで2回目の総合計画に移りました。そういう経過があります。

とういことはですね、プラン、ドゥ、チェック、アクションを回さないで次に行って

しまっている訳ですね。これは仕事のやり方としては、私は非常にまずいと思うんですね。PDCAが回っていない、そこで課題に対する実行計画や業務計画の実績を町民に見える化をすべく昨年の3月と9月の議会で要望し検討するとの回答を得たと。

28年から32年の鋸南町人口ビジョンの総合戦略も既に2年が過ぎた訳ですが、ここまでにですね、3月にこの2年間のうちの28年、29年の活動の見える化をして町民にホームページで見える化をしていますよということのようですが、そこら辺りも問題にしたいと思います。

そこで質問です。

- ①人口ビジョンの過疎脱却のための移住・定住化の業務実績の見える化はどうなっているのか。
- ②見える化には課題に対して改革項目を定めその評価が必要と思うが、どのように考えているのか。が1つ目の質問でございます。
- 2つ目は、高齢者安否確認、私はSOSと言っているんですが、システムの問題点について質問をしたいと思います。

高齢者の1人暮らしの方には安心を与える良いシステムと思っております。平成24年9月の議会で提案をさせていただいて、採用していただきました。しかし、この調査をした時に、県下54自治体があるんですけれども、鋸南町が取り入れようとしたシステムは、他所も全部やっている、54番目のやっとやれるということになったものでありました。しかし、このシステムは、さっき言いましたように大変良いところもありまして、これで難を逃れた人は、私は何人も知っております。現在高齢者の1人暮らしは961人ということですが、何年か前に提案した時は800人だったと記憶しています。採用している機種の機能と、利用者の支払い負担の改善を望むということで、1つはですね、採用時と現在の加入者または、次々に1人になったりするという人は出てくる訳ですから、そういう人には新たに教えてあげられなければならんと、そういうことを考えるとそういうことについての10名にされているのですか。

2つ目、NTTのシルバーフォンは最終的に相手が出ない可能性があり、問題だと思っております。以前は、このシステムは電話の番号を3人だけ登録できますよと、3人までの間に取ってくれる人がいればいいのですが、3人いたところで取ってくれる人がいなかったならば、それはそれで終わりと、こういう形なんですね。それが現在は9人になっています。9人になっていますけれども、これも後で聞きたいのですが、独り者の何かあったら、お風呂の中で倒れた、来て助けてくれというような感じの方がですね、9人も連絡ができるような、ごく身内的な人がいるんだろうかと思いまして、多ければ良いというものでは決してないという具合にも思います。最終的に相手が出てくれないという場合がある、従ってその性能が、問題があるということを指摘させてもらいます。この段階では。

3番目で、月々のリース代は全額利用者負担で、月3千円位のものがあります。これは、最後はちゃんと受け手がいて、それが必要なところに連絡してくれて、救急車だとか消防車だとか連絡してくれて、そこに行ってくれということを言ってくれる、そうい

うシステムですね。せめて南房総市並に改善出来ないかというのが質問です。 以上の3つで質問させてもらいます。

3つ目ですが、「空き家バンク」の成約状況はどうだろうかということです。

平成27年9月議会で「空き家バンク」活動の提案をして、28年1月からインターネットで情報を流し、始めてきております。それからもう2年半、約3年経ちます。 そこで質問です。

28年、29年の売却・賃貸物件の申し出、利用登録者、成約数の実績はどのようになっていますか。

2つ目として、空き家で破損がひどく、町の物件でもあるんですが、中道の近くには、 1つ町の物件で、以前はお医者さんが住んでいたようですが、ひどい物件が1つありま す。撤去も生活環境、防犯、それから新しく入って来る人達も、あんまり屋根の抜けて いるようなものを見ると周りに入って来ないということもある訳ですから、そういうの はちゃんと片づけなければならんということで、片づけることについては、最近法律も できているという具合に聞いていますので、このようなものを使いながらですね、この 辺をどのように進めているのでしょうかというのが3つ目です。

4つ目は、ラスパイレス指数のことです。一般行政職の皆さんについての質問です。

県は今年4月1日に、現在の県内53自治体、これは千葉市が抜けているから53になります。従って53の自治体の給与水準をまとめた国家公務員を100とした場合の地方公務員の給与水準、給与以外は、これは対象に入っておりません。色々な手当てがあると思うんですね。寒冷地手当だとか、通勤手当だとか、そういうものは入っていなくて、給与と言われるものの比較が国家公務員とされているのが、ラスパイレス指数ということなのです。これで見ると、別表にもありますが、ここで読んでみますと、当町は101.3、近隣3市よりも上になっております。県の平均は100.8です。正直高くて結構なことなのですが、正直言って若干の違和感を持っております。どう感じていますかということが質問です。

同時に付けました表の方を説明させてもらいます。

1番上からいきますと、総合計画&総合戦略の人口減対策の見える化、これでこういう具合にやってくれたら良いのかなという具合に思ったのがあったので、参考に出して見ました。これは鴨川市が行財政改革の評価に使ったものです。これは新聞に載っていました。どういうことかと言うと、改革があって、改革課題があって、この時の改革課題は行財政改革ですね、計画年度というのがあって、28年度のまとめ、これは、28年度は取り組み項目としては24項目取り組んであった、達成度と効果金額という形になればですね、比較的素人も見やすくなると、多分このデータにはですね、取り組んだなればですね、比較的素人も見やすくなると、多分このデータにはですね、取り組んだなればですね、比較的素人も見やすくなると、多分このデータにはですね、取り組んだるということが書かれているということになっているんだと思います。

それからその下の、鋸南町の人口は皆さん御覧のとおりの人口の減少となっております。昭和55年から5年刻みでずっとなっています。平成29年には、7,756ということで、平成の初めの頃は、国勢調査の値ですので3%とか、10年頃は、5年で5%

位のマイナスでした。今は平成27年が最新のデータですが、10.35%となっています。このようにどんどん下がって行く、大きくなっていっている。

〇議長(小藤田一幸)

残り1分ですので。

〇6番(緒方猛)

はい。

そういう状態が現実です。そのとなりが、町から近隣の市町村に出て行った、入って 来たという数字です。

空家バンクについては、館山と南房総の数年間の利用者の登録数、あるいは誓約の件数を書いてあります。これが実態だと。

ラスパイレス指数については、先ほども言いましたけど、鋸南町は101.3と県平均が100.8で近隣の市は全部鋸南町よりも下回っていると。カッコの中には、館山市は特別な事情がありますので、そのことを書いてあります。

以上でございます。

質問にお答えをいただきたいと思います。

以上です。

〇議長 (小藤田一幸)

緒方猛君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和 登壇〕

〇町長(白石治和)

緒方猛議員の一般質問に答弁いたします。

1件目の「総合計画と総合戦略の人口減対策業務の見える化は。」についてお答えいたします。

御質問の1点目「人口ビジョンの過疎脱却のための移住・定住化の業務実績の見える化はどうなっているのか。」でありますが、現在の鋸南町人口ビジョンは、本町が今後、目指すべき将来の方向と効果的な施策を定める「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するために、人口の現状分析を行い、将来の展望を示したものであります。また、平成28年3月に策定いたしました、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、人口減少という大きな課題に、地域の実情に応じた目標や施策の基本方向が示されており、総合計画の後期基本計画における重点プロジェクトは、この総合戦略へ計画が移行されていることは、議員も御存知のことと思います。

この総合戦略は、基本理念と4つの基本目標から構成されておりまして、基本目標を達成するための重点施策や、数値目標が示されており、人口減少へ歯止めをかけるための効果的な施策を企画立案する上で、重要な基礎となっている訳であります。その基本目標等を基に、実施した施策、事業効果に対する検証については、今年3月27日に行われた地方創生総合戦略効果検証会議の中で、地方創生事業の検証、総合戦略の進捗状況について、緒方議員も委員と出席していただいて検証、評価をしていただいたところ

であります。

業務実績の見える化という点につきましては、この会議で検証評価していただいた事業は、すでにホームページにて公表をしているところでございます。現在の計画は、平成28年度から5年間の計画でありますので、計画終了年度の翌年度まで、毎年度、同様に検証評価を行い、その結果を公表することとなっております。

人口減少対策事業による効果や過疎脱却へ向けた取り組み内容などを広く周知することにより、住民の皆様に人口減少問題やそれに係る事業について、今後も引き続き、見える化を行って参りたいと考えております。

御質問の2点目、「見える化には課題に対して改革項目を定めその評価が必要と思うが、どのように考えているのか。」についてでありますが、平成27年1月に内閣府地方創生推進室から出されております、「地方版総合戦略策定の手引き」には、「地方版総合戦略は、人口減少克服、地方創生を目的としておりますが、いわゆる総合計画等は、各地方公共団体の総合的な振興、発展などを目的としたものであり、両者の目的や、含まれる政策は必ずしも同じものではありません。また、地方版総合戦略においては、数値目標や重要業績評価指標(KPI)を設定することとなっていますが、こうした手法は、総合計画等においては義務づけられたものではありません。」と書かれておりますが、住民への見える化を進める上では、数値目標に対する評価は必要なものであり、PDCAサイクルを確立していくために重要な要素となって参ります。

地方版総合戦略は、先ほども申し上げたとおり、人口減少克服、地方創生を内容とした戦略であり、喫緊の課題に対して、着実に実施し、実施した施策、事業効果を検証し、必要に応じて総合戦略を改定していく一連のプロセスが重要となって参りますので、1点目で答弁いたしましたとおり、毎年度、検証評価を行っております。

総合計画は、総合的な振興、発展などを目的とした計画であることから、町の方向性を示す長い計画となり、第5次総合計画の後期基本計画を策定する際には、総合計画基本計画の総括についてということで、進捗状況を審議会の中で御報告させていただいております。

総合計画につきましては、昨年9月の緒方議員の一般質問で答弁させていただきましたが、次期計画を作成する過程の中で、事業内容について、点検評価を行い、審議委員の皆様にお示していきたいと考えております。

2件目の「高齢者安否確認システムの問題点」についてお答えいたします。

緊急通報システムについては、福祉電話「あんしん」事業として、平成元年度から平成4年度まで、事業主体が社会福祉協議会で、平成12年、13年度においては、町単独事業で現事業と同様に設置費用は町が負担し、利用料は個人負担とする事業として導入した経緯がございます。

現在の鋸南町緊急通報装置設置事業は、平成25年度から再度導入した事業でございます。

御質問の1点目「採用時と現在の加入者数は、またPRの方法は」についてでありますが、平成25年度からの事業においては、加入者数は34人で、平成30年7月末現

在は、45人となっております。

PRの方法といたしましては、町報及び鋸南町暮らしの便利帳へ記事を掲載、介護サービス事業者連絡会議にて事業内容の紹介、民生委員定例会においても紹介を行っております。

御質問の2点目「NTTのシルバーフォンは最終的に相手がでない可能性があり問題で再考を」についてでありますが、NTTシルバーフォンは、「安心電話方式」と言われており、非常ボタンを押すだけで緊急通報を発信し、通話可能となる仕組みであり、最大9ヶ所の通報先に登録ができ、優先登録順に通報されることとなっております。

登録通報先は携帯電話やスマートフォンでも可能なため、現在の携帯電話、スマートフォンの普及状況を考慮いたしますと、効果的であると判断しております。

なお、先ほど申し上げました45人の加入者数のうち31人がこの方式を採用しております。

また、当該事業は、「安心電話方式」だけでなく、非常ボタンを押すと警備員が駆け付けて対応する「警備会社方式」や緊急ボタンを押すことで、安心センターに通報され、緊急事態の場合には、救急に直接通報する「安心センター方式」があり、この3種類から選定いただいております。

選定にあたっては、御本人の心身の状態や受け手側の状況、また、費用負担等を鑑みた上で、3方式の中から、選択していただいているものと思っておりますので、この3方式を引き続き踏襲して参りたいと思います。

御質問の3点目「月々のリース代は全額利用者負担で大変だと思う。せめて南房総市並に改善出来ないか。」についてでありますが、議員御指摘のとおり、月々の利用料は受益者負担となっており、「安心電話方式」は月額410円、「警備会社方式」は年額36,288円、「安心センター方式」は月額3,456円と、選択した方式で異なります。

緊急通報装置の設置に際しては、通常の暮らしの中で、より大きな安心感を得るためのものであることから、その利用料については、受益者負担とさせていただいているところでありますが、今後の社会、地域情勢の推移を見て、検討させていただきたいと思っておりますので、御理解の程よろしくお願いいたします。

3件目の「「空き家バンク」の成約状況は」についてお答えいたします。

本町においても人口減少や高齢化の影響で、今後も空き家は増えていくことが予想されています。こうした管理が不十分な空き家は、老朽化で倒壊する恐れがあり、また災害時の避難や消防の妨げにもなりかねず、ごみの不法投棄や不審者の侵入、放火など犯罪の温床にもなる他、町の景観や衛生にも悪影響を及ぼす可能性もあり、町としても将来の大きなリスクであるとの認識でございます。

御質問の1点目「28年と29年の売却・賃貸物件の申し出、利用登録者、成約数の 実績は。」でありますが、これまでの実績について申し上げます。

売却や賃貸物件の申し出は相談も含めて、平成28年度は20件、平成29年度は1 2件ございました。しかしながら、物件の状態が悪かったり、物件の相続が済んでいなかったり、登録手続き中に売買が成立したものなどがあり、物件の登録は、制度開始か ら平成30年8月末までに7件の登録がありました。この内2件が事情により登録を取り下げております。

物件を利用するための利用登録者は、平成27年度0人、平成28年度4人、平成29年度3人、平成30年度は8月末現在では4人となっておりますが、平成29年度中に1人の登録の取り消しがあり、現在の登録者は10人であります。この内、平成28年度と平成30年度にそれぞれ1人ずつが、登録物件とマッチングし、合計2人の成約実績がございます。これらの状況によりまして、現在ホームページにて掲載されている物件は3件、交渉中の物件が2件となっております。

御質問の2点目「空き家で破損がひどい物件があり、撤去も生活環境、防犯、移住者に来てもらうためにも必要なものがある。片付けには法律もできているはず、実態は。」についてでありますが、放置された空き家の撤去やその利活用を促す、国の「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、所有者を把握しやすくした他、倒壊の危険などがある「特定空家」への立ち入り調査や、所有者に対して撤去、修繕を促す指導、勧告、命令等ができるようになりました。本町も、空家等対策計画の策定、空家等対策協議会の設置など、現在、本問題に取り組んでいるところであります。具体的には、まず町内の家屋の実態を把握する必要があると考え、平成26年度には、空家等実態調査を実施し、町内の空家戸数が729件との調査結果が判明しています。その後、平成29年8月から11月の間に、特定空家として67件を認定し、現在そのうち12件に指導、助言を終えているという状況です。その結果、6件が改修や解体などの是正を実施し、その効果は出ていると感じております。また、新たに3件の特定空家を認定し、そのうち1件の指導助言を行いました。引き続き、今年度は、未回答6件と未着手の57件の特定空家に対し、指導を行い、是正を求めていく考えであります。

町はこれまでも、所有者等による空き家の除却や改善を促すため、不明確となっている空家に対し働きかけを行ってきましたが、この空家問題は、複雑で根深い課題が存在し、空家が放置される理由としては、所有者等の経済的な事情とともに、相続によって権利関係が複雑化し、所有者等が不明確となっていることや、除却によって固定資産税の減免措置が受けられなくなることなどが、所有者等による積極的な除却が進まない要因となっております。町は、様々な事情を抱える所有者等からの相談や支援体制の充実を図りながら、所有者等による除却が行われない空き家については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」を適切に運用し、建築の専門家や消防関係者、学識経験者から構成される空家等対策協議会の御意見も頂きながら、指導、助言をすることで、所有者等による空き家の除却がより促進されるものと考えております。

今後も、町としては実態把握を行いつつ、より適切な解決策を模索していく考え方で ございます。

4件目の「ラスパイレス指数(一般行政職)についての疑問」についてお答えいたします。

ラスパイレス指数は、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国家公務員の給料を100とした場合の地方公務員の給料水準を数値化したも

のであります。地方公共団体の職員構成が国の職員構成と同一と仮定した場合、地方公共団体の仮定給料総額を国家公務員の実俸給総額を除して得る加重平均により算出されます。このラスパイレス指数を算出する過程を精査することにより、職種別、学歴別、経験年数別に国家公務員との給料較差を把握することができ、それぞれの給料較差が生じた原因を分析することで給与制度・運用上の問題点を把握することができるとされております。また、ラスパイレス指数は、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で数値化し、見える化した参考指標として一般的に利用されておりますが、小さな自治体は対象職員のパイが小さいこともあって、少数の変動が数値を大きく変動させる場合もございます。特に職員の年齢構成の違いは、数値に影響し、例えば、国は指定職(事務次官や外局の長など)が抜けていることで、50歳代後半の職員が、少なく若年層が多い点などが、国とは逆の年齢構成となっている部分もあり、その影響で、町の指数が高く出る傾向があるのは否めないという現状でございます。

平成29年4月1日現在の千葉市を除く県内53市町村における給与水準及び給与制度の状況について取りまとめた資料が県のホームページに公表されております。県内市町村のラスパイレス指数の平均は100.8ポイントとなっています。全国の市区町村平均は98.6ポイントとなっており、県内市町村の平均と比べると、2.2ポイント全国平均を上回っている状況であります。ラスパイレス指数が100ポイント以下の県内団体は21団体で、9市、12町村ございます。変わって100ポイントを超える団体は32団体で、県内27市、5町となっております。県内で最もラスパイレス指数が高いのは、芝山町の103.5ポイントで全国2位となっております。逆に、県内で最もラスパイレス指数が低いのは、館山市の95.1ポイントという結果となっています。館山市につきましては、独自の給与削減措置を実施したことによるものと推察されます。また、南房総市と鴨川市は同数で100.3ポイントであり、県内28番目でございました。

鋸南町の状況でございますが、平成29年4月1日現在、101.3ポイントで、県平均を上回り県内では16番目となっています。前年数値100.8ポイントとの比較では、0.5ポイントの増加となりました。前年比で増となった主な原因を分析いたしますと、ラスパイレス指数を算出する際、学歴や経験年数により職員構成を階層別に区分をいたしますが、年度の更新による階層変動で0.9ポイント増加し、新規採用・退職変動ほかでマイナス0.4ポイント減少しており、総合的には前年度よりも0.5ポイント増という結果となりました。

ラスパイレス指数は、国が示す評価指標ですので、各自治体の異なる事情により、ポイント数に差異が生じるものであり、この指標だけで給与が他より高いという判断は一概には言えない事情もあるという点は御理解願いたいと思います。

参考までに、県では各市町村の給与水準の状況を公表しておりますが、平成29年4月1日における本町の一般行政職職員の平均給料月額は30万400円で、県平均31万7千円を下回っており、また、近隣市との比較においても下回っているところでございます。

本町では、これまでも県の人事委員会勧告を尊重し、県の取扱いに準拠するという考え方により、適正な職員の給与水準の確保に努めて参りました。今後につきましても、国や県の諸制度の運用状況などを踏まえ、将来にわたり職員の士気を確保しつつ、適正な人事管理に努めていく考え方でございます。

以上で、緒方猛議員の一般質問に対する答弁といたします。 よろしくお願いいたします。

〇議長(小藤田一幸)

緒方猛君、再質問ありますか。 はい、緒方猛君。

〇6番(緒方猛)

順序はバラバラになりますが、2つ目の高齢者の安否確認のSOSのシステムのですね、話から進めさせてもらいたいと思います。

過去に2回この制度は、取り入れたという回答は先ほどありましたけれども、私が平成24年にこの制度を取り入れるべきだという具合に思った時は、県下54の中で、やっていなかったのは鋸南町だけだったと。これはどうして過去2つもですね、やったことがあったにも関わらず、この時点ではやられていなかったのでしょうか。

それとも、やりぱなしだったのでしょうか。どうなんですか。

〇議長(小藤田一幸)

はい、保健福祉課長 杉田和信君。

〇保健福祉課長(杉田和信)

まず、1点目の、1番最初の事業といたしましては、町長から答弁させていただきましたとおり、社会福祉協議会でやられておりました。平成12年、13年度において、町の単独事業で実施した訳でございますが、聞くところによりますと、町の財政も大変悪くなったところということの中でですね、こちらの方の事業を一旦打ち切ったということだと認識しております。

〇議長 (小藤田一幸)

はい、緒方猛君。

〇6番(緒方猛)

打ち切ったということは、止めちゃった訳ですね。今回、今お願いしているやつもですね、なんかの拍子に止めちゃうということはあるのですか。そういうことは起きないのですか。

〇議長(小藤田一幸)

はい、保健福祉課長 杉田和信君。

〇保健福祉課長 (杉田和信)

現事業につきましては、設置に関しての補助を全額負担しているというところでございます。件数的なところの、確かに増えているものではございませんけれども、やはり今後、高齢者の方々が増えるという実情から鑑みますと、このまま事業を継続させていただければと思っております。

〇議長(小藤田一幸)

はい、緒方猛君。

〇6番(緒方猛)

システムとしては、私はとても良いシステムだと思っているんですよね。おじいちゃ ん、おばあちゃんが1人で寝ていて、夜血圧が上がっただとかね、こたつから煙が出だ したとか、そういう時にこれ役に立っているんですよ、現実には。だから、そういうも のを過去の理由はどういうことで止めたのか分かりませんが、きちっと守っていってい ただくと同時にですね、千人近くいる独身の高齢者がこういった設備の、SOSの設備 の欲しくないはずがないんですよ。要するに、何かあったらすぐ隣の人が来てくれるか といっても、なかなかそうはいかない。やっぱりある程度、年頃の人だとか、家庭関係 が合う人だとか、親戚だとか、そういうところに頼んであるんだと思うんですよね。そ れさえなくなったおじいちゃん、おばあちゃんというのは、本当に1人で寝ていて寂し いんじゃないかと思うんですね。それを折角いれたシステムをもぎ取らないでもらいた い。加えてさっきも言いましたけれども、御宿町というのは、我が町と大体人数も高齢 化もですね、それから人口の減少率もやや似たところですよね、それで先ほど僕は説明 しませんでしたけれども、僕の資料の裏側を見てもらうと、高齢者安否確認のシステム のどうだこうだ聞き取り調査のデータが入っています。それの左側の数字7番で、リー ス代が、誰が払っているのかというのが載っています。南房総市は生活保護者について は市が払っています。大多喜町についても同様です。御宿町は全て町が払っています。 南房総市は非課税の方だとか、課税の方だとかということで若干違っています。この位、 若干違うというのはやむを得ないと思うんだけど、例えば3千円ずつ払ってですね、国 民年金人は1年間でですね、年金いくらになりますか。大体平均が。

まあいいです。後で調べておいてください。

多分1カ月分位になるはずなんですよ。そうすると、このSOSに入ることは安心感はできるけれども、それに加入しているだけで年金の1カ月分をこれで持って行かれてしまうというこになると、なかなか入れない。だから鋸南町が30何人の値をうろうろしているというのは、それが理由なんですよ。御宿町に限ってですね、余計入らなければならない理由はないはずなんです。入っているから安心だと、なお且つそれは町が保障してくれと、そういうことでありまして、そういうものになっている訳ですね。

先ほど言いましたですね、ラスパイレス指数、これは町長が小さい自治体においては、こんな高いのが必ずしも給料が高くもらっているのではないよとは言いましたけど、一般の人が理解するのは、国家公務員の100に対して、地方公務員のそれぞれの自治体がいくらの割合でもらっているのかということを出しているのが、ラスパイレス指数な訳ですね。それから言ったら、高くはないかもしれないけど、安くはないはずなんです。県下16位です。こういう立場の人が、こういう町民の弱い人のことを受益者負担だとか何とかという言葉でぶった切らないでもらいたい。いっぱいやっているでしょ、一つ一つ上げてみてくださいよ。もっと真剣に考えてもらいたいと思います。だからこの回答はこれで良しとしません。もう1回ちゃんと答えをもらいたいと思います。SOSの

ことはそんなに言ってもしょうがないから、それだけにしておきます。

弱者を真に思う気持ちが、どこにあるのか理解しがたいというのが私の行政さんに対 する気持ちです。

それから続けて、空き家バンクの話をします。

空家バンクの回答で、1番初めの答弁のところで、本町においても人口減少や高齢化の影響で何々というくだりがあったと思うんです。我が町は、人口減、高齢化共に県下最大であると思うんですね。我が町においてもなんていうのんびりした言い方ではないはずなんですよ。なんか他人事みたいな文章を書いていますね、どなたが書いたのか知らないけど。一番高齢化が、人口減が激しくてですね、5年で10.何%もいって、なお且つ高齢化率は県下で一番高い、そういうところが本町においてもという程度の答弁になるんですか。本町においては、大変だからどうだこうだということにならないんですか。どうなんですか。答弁を書いた人は回答してください。

〇議長(小藤田一幸)

はい、総務企画課長 増田光俊君。

〇総務企画課長(増田光俊)

3件目の町長答弁の冒頭の部分でございますけれども、これについては、一般論的にではございますけれども、現在、町の抱えている状況について、まず御説明をしたところでございまして、導入部分でございますので御理解いただきたいと思います。

〇議長 (小藤田一幸)

はい、緒方猛君。

〇6番(緒方猛)

ラスパイレス指数の、職員の方によく感じ取ってもらって、対応を考えて、町のサービスだとかお年寄りの交通弱者だとか病気だとかですね、福祉だとかということを考えて欲しいということの同じ性格なものでして、こういう言葉の使い方については、総務課長であるならば、もっと余計慎重に考えていただきたいと思います。

この空き家バンクについてはですね、このように思っております。2013年の総務省の調査で、全国の空家数は820万戸です。空家率が13.5%です。全国で。2033年にはおよそ2,200万戸になるだろうと言われております。空家率30%に上ると想定されています。その時の鋸南町の空家率は、私は40%位になるのではと思っております。活動実績は館山市と比較して相当に劣るのはなぜか、それは先ほども言いました空き家バンクの利用者を使ってくれる方を探すということについて、その差はなんでそんなに出るんだろうと。館山は表に書いてありますよね、これは違いがあるのだったらあるで、その違いはなぜかということを追及してもらいたいんですよ。結果がこうだからこうだってということで終わりじゃなくて、そこで仕事が終わっていたら、ちっとも先行している自治体には追いついていきませんよ。なんで我が町はこんなになっちゃうのか、すぐ隣でたくさん利用されているところがあるじゃないですか。私がいつかも言いましたように、大分の高田というところは、30歳過ぎの男が1人でそのことをやっていて、2年間で110人入れていますよ。何回も言ったと思います。町長に言

うとですね、町長は良いことは真似なきゃならんと言います。真似てもらいたいです。 じゃなければ、過去やってきたことでは、効果がなかったということも人口問題で過去 に町長は私に言ったことがあります。過去の政策では、人口減は止まらなかった、これ から変えなきゃならんということを言ったと思います。僕覚えています。それと同じこ とになりますよ。だから今、人口が10.35%なんていう値になっている訳ですが、 どこにも無い訳ですよ、この県に、それでもやることはいっぱいやっていると思ってお られる訳でしょ。だけど3年経って、5年経って、これが8%、5%、3%になります かね。もっと増えて行くんじゃないですか。それが僕は一番心配なんですよ。だから1 番の人口問題、総合戦略だとか総合計画だとか諸々のことがありますね。人口問題とい うのが私は最大の問題だと思っていますから、人口問題で地域だとか、社会だとか、経 済が衰退していくというのは、これは何よって1番衰退していくかと言ったら人口なん です。1番初めの質問の時に読んだと思います。人口は減ってしまったらですね、どん な良い道の駅を造ったって、バーベキュー会場を造ったって、お風呂場を造ったって、 皆がどうやって生活していきますか、人口が半分にもなったり、4分の1にもなったら、 お店も無くなるし、お医者さんも場合によっては無くなるかも分かりません。そうはな らないだろうという具合に思っているかも分からないけど、これは誰も通ったことのな い世界なんです、初めてなんですよ。今一番びっくりしているのは秋田県の知事です。 4年前に秋田県は大潟村と言いますか、大きな湖を埋めて農業をするようになりました。 あそこ以外は全部消滅都市として指定されました。その時の秋田県知事の言葉は何だっ たかというと、どうしてそんなにもなっちゃったんだろうと、どうしてこんなんになっ たんだということですよ。分かんないんですよ、一生懸命やってきたつもりだから。だ けど今も事実そうなんですよ。秋田県は日本全国で1番の県ベースで人口の減る県なん です。収まらないんですよ、1回その道に入っちゃうと。どんどんどんどんマイナスの ドリルが働いてですね、それを逆転するというこは相当難しいことです。色んなことを やってきたんだけど大きくマイナスしていると、そのマイナスを止めるためにはそれ以 上のことをやらなければ少なくならないんですよ。10%が8%にならないんですよ。 その内、一番大切な女性の数が20歳から30歳台の女性の数が非常に大切なところで ありますよね、人口が大きく減っている以上に20代から30代の女性はそれ以上に減 っている、だから20代から30代の女性がある程度止まってくれないと、人口の減と いうのは厳しい訳ですが、今申し上げます。ちょっと待ってください。

〇議長(小藤田一幸)

よろしいですか。

あと4分しかないので、質問をしていただければと思います。

〇6番(緒方猛)

はい、分かりました。

そういうことで、ここにですね、ホームページから出した資料があります。この資料でほぼ完璧な資料ですね、ホームページに載せたというような答弁が先ほどありましたけど、この資料は町長さん見られましたか。どうでした。

私が見てもですね、これじゃあ町の人は、まるっきり分からないだろうという程度の 内容でしかないです。ここで読み上げる暇はないです。必要な人はこれを見てください。

この時にね、評価委員に見せて、評価委員の意見はどうだったかというと、コンテンツを増やして鋸南町のPRに努めてくださいという具合な注文が1つつきました。コンテンツというのは、情報の中身です。情報の中身がいくらもありません。それから、スピード感を持って事業推進に努めてください。これもその通りです。28年は数字が載っているけど、29年は数字が載っていない、そういうのがいっぱいあります。それから、ワンストップの移住窓口は重要だが、体制整備に努めて欲しい。ワンストップ、ワンストップと言うんだけど、これもワンストップ、ワンストップといっぱい書いています。だけど、ワンストップの実績は一つも上がっていません。28年もゼロで29年も10を予定していますけど、数字が入っていません。こんなのが過去10年間も、5年間もですね、やってきた人口減のこの町の一番厳しい人口減、町内の人は人口減がどうなるんだろうか、町長の各区を回って説明をしている中でもですね、人口問題をどうして説明してくれないんだろうという耳が私にいっぱい入っています。そこは町長の説明はどうしているかというと、人口問題は難しいから、はい次と言っている。それは説明しないんですよね。だけどそこをじっくり僕は説明してあげると良いと思う。そこが1番ネックなんですよ。

【「質問しろよ」の声あり】

そこが解決すると多くが解決する部分になると思います。そういう内容ですので、これは改めて、評価検証というのはですね、町民に見える評価検証というのは、改めて出していただきたいという具合に思いますがどうでしょうか。

〇議長(小藤田一幸)

はい、総務企画課長 増田光俊君。

〇総務企画課長(増田光俊)

地方創生総合戦略の効果検証につきましては、この28年3月に策定いたしました鋸 南町人口ビジョン、鋸南町まち・ひと・しごと創生総合戦略については、1年に1回年 度末にですね、評価検証をしていただいているところでございまして、その見える化という部分につきましてはですね、ホームページの方に載せていただいているのは、地方 創生事業の効果検証についてということで、その他に基本目標、KPI設定してございますけれども、それについてはですね、数字が載っていない部分も確かにございまして、5年間の目標数値ということの中で、この表についてはホームページに載せてないところではございますが、見える化ということの中でですね、今後のホームページの掲載についても検討して参りたいとは考えております。

〇議長(小藤田一幸)

はい、緒方猛君。

〇6番(緒方猛)

再度言っておきます。ホームページの数字では町民の方は理解できない、人口減の対策をどうされているのか、1番町民が知りたいところです。そこについては、分かるよ

うな資料を何らかの方法で是非、出していただきたいという具合に思います。 以上です。

【ベルが鳴る】

〇議長(小藤田一幸)

以上で、緒方猛君の質問を終了します。

以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしました。

明日、9月5日は午前10時から会議を開きますので、定刻5分前に御参集願います。 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

······· 散 会·午後 3時37分 ········

平成30年第5回鋸南町議会定例会議事日程〔第2号〕

					平成29年9月5日・午前10時開議
日	程	第	1	発議案第1号	地方消費者行政の財政支援の継続・拡充を求める意見書
					(案)について
日	程	第	2	発議案第2号	核兵器禁止条約の署名・締結を求める意見書(案)につ
					いて
日	程	第	3	議案第1号	鋸南町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び
					運営に関する基準等を定める条例の制定について
日	程	第	4	議案第2号	鋸南町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、
					設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス
					に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
					基準等を定める条例の制定について
日	程	第	5	議案第3号	鋸南町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並び
					に指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的
					な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定につ
					いて
日	程	第	6	議案第4号	鋸南町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関
					する基準等を定める条例の制定について
日	程	第	7	議案第5号	鋸南町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施
					に関する基準等を定める条例の制定について
日	程	第	8	議案第6号	鋸南町都市交流施設整備基金条例の制定について
日	程	第	9	議案第7号	鋸南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関す
					る基準を定める条例の一部を改正する条例について
日	程第	第 1	O	議案第8号	財産の取得について (消防ポンプ自動車)
日	程第	第 1	1	議案第9号	平成30年度鋸南町一般会計補正予算(第3号)につい
					て
日	程第	第 1	2	議案第10号	平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算(第
					2号) について
日	程第	第 1	3	議案第11号	平成30年度鋸南町介護保険特別会計補正予算(第1
					号) について
日	程第	第 1	4	議案第12号	平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算(第2
					号) について

\exists	程第	1	5	議案第13号	平成29年度決算認定について
\vdash	11 21 21 2		0	的な人とカチェ O カ	

- 1. 平成29年度鋸南町一般会計歳入歳出決算
- 2. 平成29年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 3. 平成29年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

日程第16 議案第14号 平成29年度決算認定について

- 1. 平成29年度鋸南町鋸南病院事業会計決算
- 2. 平成29年度鋸南町水道事業会計決算

律に基づく資金不足比率について (病院事業会計)

日程第17 報告第1号 平成29年度地方公共団体の財政の健全化に関する法 律に基づく健全化判断比率について

日程第18 報告第2号 平成29年度地方公共団体の財政の健全化に関する法

日程第19 報告第3号 平成29年度地方公共団体の財政の健全化に関する法 律に基づく資金不足比率について(水道事業会計)

本日の会議に付した事件 議事日程に同じ

出席議員(12名)

1 番 田 久 保 浩 通 君 2 番 青 木 悦 子 君 3 番 笹 生 久 男 君 4 番 渡 **邉** 信 廣 君 君 5番小藤田一幸君 6 番 緒 方 猛 7 番 鈴 木 辰 也 君 8 番 黒 川 大 司 君 9 番 伊 茂 明 君 生 正 己 君 藤 10 番 笹 11 番 平 島 孝 一 郎 君 12番三 玉 幸 次 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

長 白 石 治 和 君 地域振興課長飯田浩君

町 長内田正司君 副 教 育 長 富 永 安 男 君 総務企画課長 増 田 光 俊 君 税務住民課長 平 野 幸 男 君 保健福祉課長 杉 田 和 信 君 教 育 課 長 福 原 規 生 君 水 道 課 長 平 嶋 隆 君 会 計管 理 者 寺 本 幸 弘 君 監 查 委 員 柴 本 健 二 君 総務管理室長 安 田 隆 博 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事務局長笹生矩義 睦 書 記安 藤

······· 開 議·午前10時00分 ········

◎開議の宣言

〇議長 (小藤田一幸)

皆さん、おはようございます。

暑ければ上着を脱いでいただいて結構です。

議員各位には御苦労さまです。

定刻となりましたので、ただいまより会議を開きます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

〇議長 (小藤田一幸)

本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配布しておきました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(小藤田一幸)

日程第1 発議案第1号「地方消費者行政の財政支援の継続・拡充を求める意見書(案) について」を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

提出者 緒方猛君。

〔6番 緒方猛 登檀〕

〇6番(緒方猛)

発議案第1号「地方消費者行政の財政支援の継続・拡充を求める意見書(案)」については、私のほか5名の産業常任委員の賛成を得ましたので、提出いたします。

意見書(案)の朗読をもって、主旨説明といたします。

消費生活相談体制の整備等、地方消費者行政の充実・強化は、国による地方消費者行政活性化基金・地方消費者行政推進交付金の措置によって一定の前進が図られてきました。一方で、この交付金措置が平成29年度で一区切りを迎えようとする中、自主財源の確保や人員措置、消費者安全確保地域協議会の設置が進まない等の課題が残されています。

こうした中、平成30年度予算には、地方から国に対し60億円を超える地方消費者

行政推進交付金の要求がありました。ところが、平成30年度予算案では、2つの交付金を合わせても24億円という結果となり、地方公共団体の要請に国が全く応えていない結果となっています。国による交付金措置が後退することにより、消費生活相談体制の維持など消費者行政が後退していく懸念があります。

消費者庁には地方支部局がないこともあり、地方消費者行政の機能強化が進まない場合、消費者被害情報の収集・分析、法執行、消費者被害防止の広報啓発等、国の消費者 行政も進まないことも懸念されます。

よって国におかれては、地方消費者行政推進交付金の後継交付金措置をはじめ、以下のことを対応されるよう要望します。

- 1、平成30年度の地方消費者行政に係る交付金減額が、地方公共団体に及ぼす影響を具体的に把握するとともに、平成30年度本予算で確保できなかった交付金額について、国が補正予算で手当てすること。
- 2、平成31年度の地方消費者行政に係る交付金を、少なくとも平成29年度までの 水準で確保すること。
- 3、地方公共団体が消費者相談を受け、相談情報をPIO-NETに登録したり、悪質業者に対する行政処分を行うことの効果は、その地域の消費者のみならず、国が行う制度改革や法執行・情報提供などを通じて、国の消費者行政につながっているという点を踏まえ、地方公共団体のこのような事務費用に対する国の恒久的な財政措置について検討すること。

以上でありますが、意見書は、衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・内閣府特命 担当大臣に提出を予定しております。

議員各位の御理解と御賛同をお願いいたしまして、私の説明を終わらせていただきます。

以上です。

〇議長(小藤田一幸)

説明が終わりましたので、これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 笹生正己君。

〇10番(笹生正己)

この中の3番、これはあくまでも案ですので、ちょっと伺いたいんですけども、PIO-NETこれは略称ですね。全国消費者センター情報ネットワークシステムというのが正式だと思うんですけど、こういう正式な所に出すのに略で良いんでしょうか。

私ちょっと分からないので、お伺いします。

〇議長 (小藤田一幸)

緒方猛君。

〇6番(緒方猛)

今の御質問ですが、相談情報をPIO-NETに登録しということになっております。 これはですね、私も詳しくは説明を受けておりませんけれども、通常我々は、活動母体 に対して一定の略語で呼ぶ場合があると思うんですね。例えば、地域で活動している諸々の団体に対して、NPOというような言葉を使うことがあります。それ的な表現だということで、私は了解をしております。

以上です。

〇議長(小藤田一幸)

他に質疑がありますか。

はい、10番 笹生正己君。

〇10番 笹生正己君。

では、通称の方が、名前が知れているのでそちらの方がよろしいということで、理解してよろしいんですか。

〇議長(小藤田一幸)

6番 緒方猛君。

〇6番(緒方猛)

はい、お答えいたします。その通りだと思います。 以上です。

〇議長 (小藤田一幸)

他に質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

〇議長(小藤田一幸)

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(小藤田一幸)

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔举手 全員〕

〇議長(小藤田一幸)

举手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長 (小藤田一幸)

日程第2 発議案第2号「核兵器禁止条約の署名・締結を求める意見書(案)について」を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

提出者 黒川大司君。

[8番 黒川大司 登檀]

〇8番(黒川大司)

発議案第2号「核兵器禁止条約の署名・締結を求める意見書(案)」については、私のほか4名の総務常任委員の賛成を得ましたので、提出いたしました。

意見書(案)の朗読をもって、主旨説明といたします。

国に対し核兵器禁止条約の署名・締結を求める意見書(案)。

2017年7月、核兵器を違法とする初の国際条約である「核兵器禁止条約」が、1 22か国の賛同を得て採択されました。

この条約は、その前文で「ヒバクシャ」の苦難に言及し、非人道性を訴え続けた活動に最大の敬意を表するとともに、条文では、加盟国に開発・保有・実験・使用だけでなく核兵器による威嚇行為も禁じる画期的なもので、核兵器保有国にも条約にも条約に参加する道をつくっています。

この核兵器禁止条約の発効に向けて、同年9月20日に国連本部で開催された核兵器禁止条約の署名式以降、50か国以上が署名し、早期の正式発効が期待されています。

一方、条約に否定的な核兵器保有国及び「核の傘」の下にある国々をどのように説得 するかが大きな課題となっています。

唯一の戦争被爆国である我が国は、核兵器廃絶の実現に向け特別の役割と責任を負っています。我が国は、人類と核兵器は共存できない、生きているうちに核兵器の廃絶を、というヒバクシャの願い・訴えに応え、核兵器廃絶と恒久平和の実現に力を尽くすべきです。

よって、国会及び政府におかれましては、下記事項を行動に移すことで、核兵器廃絶 リーダーシップを取り、核兵器保有国と非保有国の橋渡しを積極的に進めていただくよ う強く要請します。

- 1、核兵器禁止条約を早期に署名・締結すること。
- 2、核兵器禁止条約の署名・締結までの間も、オブザーバーとして締結国会合及び検討会合に参加すること。
- 3、核兵器保有国と非保有国の橋渡しを積極的に進め、核兵器禁止条約非署名国が署名・批准できる条件整備に最大限尽力するとともに、全ての国の参加による条約の一日も早い発効に向けて主導的役割を果たすこと

以上でありますが、意見書は、衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・外務大臣に 提出を予定しております。

議員各位の御理解と御賛同をお願いいたしまして、私の説明を終わらせていただきます。

〇議長 (小藤田一幸)

説明が終わりましたので、これより提出者に対する質疑を行います。 質疑はありませんか。 [「なし」の声あり]

〇議長 (小藤田一幸)

質疑がないようですので、質疑を終了します。 討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(小藤田一幸)

討論がないようですので、討論を終了します。 これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔举手 全員〕

〇議長(小藤田一幸)

举手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長 (小藤田一幸)

日程第3 議案第1号「鋸南町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長 杉田和信君。

[保健福祉課長 杉田和信 登檀]

〇保健福祉課長(杉田和信)

議案第1号「鋸南町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」御説明いたします。

介護事業所が提供する地域密着型サービスは、平成17年の介護保険法の改正により 高齢者が要介護1以上の状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活 を継続できるよう創設されました。

また、平成24年の介護保険法の改正により厚生労働省令で定める基準を基に市町村 条例で定めることとされました。

その後、平成25年施行の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」等によりサービス種別の追加等がなされ、現在まで、様々な法改正がされて参りました。

本町においても、平成25年4月1日施行にて同条例が公布されましたが、制定当時から県町村会が作成した簡易な条文で、現在に至っております。

近年、サービスの種別も多岐にわたり、また基準が細分化されてきていることから、

町が介護事業所に対してサービス事業の指定、指導、監督を行う上で、厚生労働省令を 基本に明文化することで、支障をきたさないよう条例の全部改正をお願いするものでご ざいます。

それでは、1ページから御説明いたします。

目次ですが、第1章は総則として条例の趣旨、定義、原則を定め、第2章から第9章 まで、サービスの類別によりそれぞれの基準を定める内容となっております。

4ページ中段を御覧下さい。

第2章ですが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行おうとする事業者の基準を規定しております。当該サービスについては、ヘルパーや看護師等が1日に3回から5回程度、利用者宅を訪問し、食事や水分補給、トイレの介助などの身体介護やたんの吸引などの医療的ケアを行うというサービス等であります。当該サービスは第4条から第44条まで規定しており、5ページ下段第6条では事業者に対してサービス提供に必要な従業員の職種及び員数を、9ページ下段第8条ではサービス提供に必要な設備及び備品等を、10ページ下段第9条から25ページ下段第42条までは運営に関する基準で、利用者へのサービス提供はもとより、指定居宅支援事業者や主治医及び地域との連携、事故発生の対応、介護計画の作成、運営規程等を定めております。

続いて、27ページ上段を御覧下さい。

第3章ですが、夜間対応型訪問介護を行おうとする事業者の基準を規定しております。 当該サービスについては、夜間において定期的な巡回または通報により、要介護者の居 宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応、その他の夜間において安心し てその居宅において生活を送ることが、できるようにするための援助を行うサービス等 であります。当該サービスは第45条から第59条まで規定しており、28ページ上段 第47条では事業者に対してサービス提供に必要な従業員の職種及び員数を、29ペー ジ下段第49条ではサービス提供に必要な設備及び備品等を、30ページ中段第50条 から34ページ下段第59条までは運営に関する基準で、利用者又その家族に対する適 切な相談及び助言、介護計画の作成及び援助、運営規程、勤務体制の確保等を定めてお ります。

続いて、35ページ上段を御覧下さい。

第3章の2ですが、地域密着型通所介護を行おうとする事業者の基準を規定しております。当該サービスについては、小規模なデイサービスセンターなどに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減も図られます。

当該サービスは、第59条の2から第59条の20まで規定しており、中段第59条の3では事業者に対してサービス提供に必要な従業員の職種及び員数を、37ページ下段第59条の5ではサービス提供に必要な設備及び備品等を、38ページ下段第59条の6から45ページ上段第59条の20までは運営に関する基準で、介護計画の作成、運営規程、勤務体制の確保、記録の整備等を定めております。また、この章において、難病等を有する重度要介護者又はがん末期者に係る指定療養通所介護を行おうとする事

業者の基準を第59条の21から第59条の38まで規定しております。46ページ上段第59条の23では事業者に対してサービス提供に必要な従業員の職種及び員数を、同ページの下段第59条の25では、当該サービスの利用定員の上限を、第59条の26ではサービス提供に必要な設備及び備品等を、47ページ中段第59条の27から52ページ下段第59条の38までは運営に関する基準を定めております。

続いて、53ページ上段を御覧下さい。

第4章ですが、認知症対応型通所介護を行おうとする事業者の基準を規定しております。当該サービスについては、居宅要介護者で認知症の人が、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センターや老人デイサービスセンターなどに日帰りで通って、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認、その他居宅要介護者に必要な日常生活上の世話と機能訓練を受けられるサービスであります。また、当該サービスについて、単独型及び併設型と共用型の2種類がございます。下段第61条では、単独型及び併設型のサービスを提供する事業者に対して必要な従業員の職種及び員数を、56ページ中段第63条では、単独型及び併設型のサービス提供に必要な設備及び備品等を、57ページ中段第64条では、共用型のサービスを提供する事業者に対して必要な従業員の職種及び員数を、下段第69条から62ページ下段第80条まで運営に関する基準で、介護計画の策定、運営規程、記録の整備等を定めております。続いて、63ページ上段を御覧下さい。

第5章ですが、小規模多機能型居宅介護を行おうとする事業者の基準を規定しております。デイサービス等を中心として、要介護者の容態や希望に応じて随時訪問介護やショートステイを組み合わせてのサービス提供であります。当該サービスは第81条から第108条まで規定しており、中段第82条では、事業者に対してサービス提供に必要な従業員の職種及び員数を、68ページ下段第85条では、当該サービスの利用定員の上限を、69ページ下段第86条では、サービス提供に必要な設備及び備品等を、70ページ下段第87条から78ページ第108条まで運営に関する基準で、計画の策定、緊急時等の対応、運営規程、協力医療機関との連携、記録の整備等を定めております。

続いて、79ページ中段を御覧下さい。

第6章ですが、認知症対応型共同生活介護を行おうとする事業者の基準を規定しております。当該サービスについては、認知症の要介護者がグループホームに入所し、可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで食事や入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを受けるものです。当該サービスは第109条から第128条まで規定しており、第110条では、事業者に対してサービス提供に必要な従業員の職種及び員数を、82ページ中段第113条では、サービス提供に必要な従業員の職種及び員数を、82ページ中段第113条では、サービス提供に必要な設備に関する基準で、グループホームの数を基本、1又は2とし、利用者の数を5人以上9人以下等に定めております。83ページ中段第114条から89ページ下段第128条までは、運営に関する基準で、サービス提供の記録、取扱方針、介護計画の作成、運営規程、協力医療機関との連携、記録の整備等を定めております。

続いて、90ページ中段を御覧下さい。

第7章ですが、地域密着型特定施設入居者生活介護を行おうとする事業者の基準を規定しております。地域密着型特定施設につきましては、ケアハウス、有料老人ホームなどで、特に介護専用型の特養施設で入所定員が29名以下の施設のことであります。当該施設で入浴、排せつ、食事など日常生活上の介護や機能訓練を受けるサービス等であります。当該サービスは第129条から第149条まで規定しており、下段第130条では、事業者に対してサービス提供に必要な従業員の職種及び員数を、93ページ中段第132条では、サービス提供に必要な設備に関する基準で基本、耐火建築物又は準耐火建築物と定め、介護居室、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室の基準を定めております。95ページ上段第133条から102ページ上段149条まで運営に関する基準で、サービス提供の記録、取扱方針、介護計画の作成、運営規程、協力医療機関との連携、記録の整備等を定めております。

続いて、102ページ中段を御覧下さい。

第8章ですが、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行おうとする事業者の基準を規定しております。地域密着型の介護老人福祉施設、特別養護老人ホームでの入浴、排せつ、食事など日常生活上の介護や機能訓練、健康管理と療養上の世話を受けるサービスであります。当該サービスは第150条から第189条まで規定しており、103ページ上段第151条では、事業者に対してサービス提供に必要な従業員の職種及び員数を、107ページ上段第152条では、サービス提供に必要な設備に関する基準を、108ページ中段第153条から121ページ中段第177条まで運営に関する基準で、サービス提供の記録、取扱方針、サービス計画の作成、運営規程、協力医療機関との連携、記録の整備等を定めております。また、同サービスをユニット型で行おうとする場合の基準については、122ページ上段第178条から130ページ上段第189条まで定めております。

続いて、131ページ上段を御覧下さい。

第9章ですが、看護小規模多機能型居宅介護を行おうとする事業者の基準を規定しております。当該サービスについては、居宅要介護者において、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、介護や医療・看護のケアを提供します。当該サービスは第190条から第202条まで規定しており、中段第191条では、事業者に対してサービス提供に必要な従業員の職種及び員数を、136ページ中段第194条では、当該サービスの利用定員の上限を、137ページ上段第195条では、サービス提供に必要な設備及び備品等を、138ページ上段第196条から142ページ中段第202条まで、取扱方針、介護計画及び報告書の作成、緊急時等の対応、記録の整備等を定めております。

最後に、本条例は公布の日から施行をお願いするものであります。

また、附則の経過措置では、介護保険法改正以前よりサービスの提供を行っていた事業所に対して緩和基準を定めております。

以上雑駁ではありますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

〇議長 (小藤田一幸)

説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長 (小藤田一幸)

質疑がないようですので、質疑を終了します。 討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(小藤田一幸)

討論がないようですので、討論を終了します。 これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔举手 全員〕

〇議長 (小藤田一幸)

举手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(小藤田一幸)

日程第4 議案第2号「鋸南町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長 杉田和信君。

〔保健福祉課長 杉田和信 登檀〕

〇保健福祉課長(杉田和信)

議案第2号「鋸南町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について」御説明いたします。

要支援1又は2に認定された方に対して提供される介護予防サービスにおいても、基準が細分化されてきていることから、議案第1号同様、町が介護事業所に対してサービス事業の指定、指導、監督を行う上で、厚生労働省令を基本に明文化することで、支障をきたさないよう条例の全部改正をお願いするものでございます。

それでは、1ページから御説明いたします。

目次ですが、第1章は総則として条例の趣旨、定義、原則を定め、第2章から第4章 まで、介護予防サービスの類別によりそれぞれの基準を定める内容となっております。 3ページ中段を御覧下さい。

第2章ですが、介護予防認知症対応型通所介護を行おうとする事業者の基準を規定しております。当該サービスについては、認知症の要支援の1又は2の方が利用される食事・入浴などの介護や機能訓練などを日帰りで行うサービスであります。また、当該サービスについて、単独型及び併設型と共用型の2種類があります。下段第5条では、単独型及び併設型の予防サービスを提供する事業者に対して必要な従業員の種別及び員数を、6ページ下段第7条では、単独型及び併設型の予防サービス提供に必要な設備及び備品等を、7ページ下段第8条では、共用型の予防サービスを提供する事業者に対して必要な従業員の種別及び員数を、10ページ中段第11条から21ページ下段第40条まで運営に関する基準で、内容及び手続の説明及び同意、サービス提供困難時の対応、サービス提供の記録、運営規程、事故発生時の対応、取扱方針等を定めております。

続いて、24ページ中段を御覧下さい。

第3章ですが、介護予防小規模多機能型居宅介護を行おうとする事業者の基準を規定しております。デイサービス等を中心として、要支援者の容態や希望に応じて随時訪問介護やショートステイを組み合わせてのサービス提供であります。当該予防サービスは、第43条から第69条まで規定しており、25ページ上段第44条では、予防サービスを提供する事業者に対して必要な従業員の種別及び員数を、30ページ下段第47条では、当該予防サービスの利用定員の上限を、31ページ下段第48条では、予防サービス提供に必要な設備及び備品等を、33ページ上段第49条から38ページ中段第65条まで運営に関する基準で、介護予防サービス事業者等との連携、身体的拘束等の禁止、緊急時等の対応、運営規程、協力医療機関等との連携、記録の整備等を定めております。また、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を、39ページ上段第66条から42ページ上段第69条まで定めております。

続いて、42ページ中段を御覧下さい。

第4章ですが、介護予防認知症対応型共同生活介護を行おうとする事業者の基準を規定しております。当該サービスについては、認知症の要支援者がグループホームに入所し、可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで食事や入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを受けるものでございます。当該予防サービスは、第70条から第89条まで規定しており、下段71条では、予防サービスを提供する事業者に対して必要な従業員の種別及び員数を、45ページ中段第74条では、予防サービス提供に必要な設備に関する基準で、グループホームの数を基本、1又は2とし、利用者の数を5人以上9人以下等に定めております。46ページ中段第75条から50ページ下段第86条までは、運営に関する基準で、サービス提供の記録、身体的拘束等の禁止、運営規程、勤務体制の確保等、協力医療機関等との連携、記録の整備等を定めております。また、介護予防のための効果的な支援

の方法に関する基準を 5 1 ページ中段第 8 7 条から 5 3 ページ下段第 8 9 条まで定めております。

最後に、本条例は公布の日から施行をお願いするものであります。

また、附則の経過措置では、介護保険法改正以前より予防サービスの提供を行っていた事業所に対して緩和基準を定めております。

以上雑駁ではありますが、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(小藤田一幸)

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 笹生正己君。

〇10番(笹生正己)

私は、一昨年、東京湾の向こうの大きな市の施設を何カ所か見させてもらったことがあるんです。それで、その時にある事実、ちょっと最初は分かりませんでしたけど、サービス残業とか、そういうのが常態化している施設が1カ所あったんですよ。この条例には、従業員の資格、数、その他、定めていますけど、事業者に対して従業員の労働時間を守るとかそういうのはないでよろしいですね。

ないと理解してよろしいんですね。それは別な法律、労基法とかそっちの方だという ことで理解してよろしいですか。

〇議長(小藤田一幸)

はい、保健福祉課長 杉田和信君。

〇保健福祉課長(杉田和信)

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。 17ページの第27条運営規定におきまして、27条第2号で、員数及び職務内容ということの中の、職務内容的な所の中でもですね、やはり問題も第3号の営業の時間というところも加味している中で、一応こちらの方も労働基準監督署によります労働基準のものもあろうかと思いますけども、一緒にですね、指導とか、監督等行って参りたいと思っています。

〇議長(小藤田一幸)

質疑はありますか。

はい、笹生正己君。

〇10番(笹生正己)

私が伺ったのは、労働者に対して、今色々な問題が起きて、それで労働者に対する過重労働とかそういうのが問題になったことありますよね。この法律の中では、この条例の中では、この今説明されたのには、事業者に対してそれを時間外労働とか、そういうのを守らせるとか、ある程度100時間以内とか、そういうのを守らせるとかいう規定はないんですねって伺ったんですよ。それはもうその施設は、労働基準監督署に通報がなされて問題になったことがあるんでね、この規定の中には、ないと理解してよろしい

ですねって聞いたんです。

〇議長(小藤田一幸)

はい、保健福祉課長 杉田和信君。

〇保健福祉課長(杉田和信)

大変失礼いたしました。一応、第28条におきまして、従業員の勤務の体制を定めておりということでございますので、一応こちらの方で、従業員の労働時間というのが確立されている話でありまして、今おっしゃられました時間外に関しましてはですね、指導をするところの中で、進めさせていただくということの中で、あまり効果的なところの条例の文の中では、規定はされていないということになっております。

〇議長(小藤田一幸)

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長 (小藤田一幸)

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(小藤田一幸)

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔举手 全員〕

〇議長(小藤田一幸)

举手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長 (小藤田一幸)

日程第5 議案第3号「鋸南町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長 杉田和信君。

[保健福祉課長 杉田和信 登檀]

〇保健福祉課長(杉田和信)

議案第3号「鋸南町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支

援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について」御説明いたします。

本条例における介護予防支援等の事業とは、要支援1又は2に認定された方が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことを効果的に支援する介護予防サービス計画に係る事業であり、町が計画を作成する介護事業所に対して当該事業の指定、指導、監督を行う上で、新規制定をお願いするものでございます。

それでは、1ページから御説明いたします。

目次ですが、第1章は総則として条例の趣旨、定義を定め、第2章は事業者の指定に 関する基準、第3章、第4章は介護予防支援事業の基準を規定しております。

2ページ上段を御覧下さい。

第2章指定介護予防支援事業者の指定に関する基準ですが、1条のみの構成となって おり、第3条で、指定介護予防支援事業者は法人とすることを定めております。

第3章指定介護予防支援に関する基準ですが、第4条から18ページの第34条まで 規定されております。第4条は、基本方針となっており、利用者の意思及び人格を尊重 し、常に利用者の立場に立って、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するため のサービスを提供するとともに関係機関との連携を図ることを定めております。

3ページ上段を御覧下さい。

第5条及び第6条は、人員に関する基準となっており、第5条では、事業者に対して 事業所ごとサービス提供に必要な従事者として、保健師又は知識を有する職員1人以上 置くことを定めております。

第6条では、事業者に対して事業所ごと常勤の管理者を置き、基本、専任であること を定めております。

第7条から18ページ中段第34条までは運営に関する基準となっており、第7条では、利用者またはその家族からの支援の申し入れに対しての手続き、介護予防サービス計画の説明及び記録の保存等について定めております。

5ページ中段、第8条では、正当な理由なく、支援の提供を拒んでならない旨を定めております。

第9条では、支援の提供が困難な場合、他の支援事業者を紹介又は必要な措置を速や かに講じることを定めております。

第10条では、支援事業者は、被保険者の資格、認定の有無、有効期間を確かめることを定めております。

続いて、6ページ第11条ですが、要支援認定の申請に関して協力、援助を行わなければならないことを定めております。

第12条から8ページ第18条までは、支援提供期間における支援事業者と利用者と の間になすべき事項等について規定しております。

続いて、中段の第19条から10ページ第28条まで、支援事業者側のなすべき責務 として、運営規程の定め、体制の確保及び禁止事項等について規定しております。

11ページ中段、第29条では、事故発生時の対応措置を定めております。

第30条では、会計区分をその他の事業の会計と分けることを定めております。

第31条では、記録を整備するとともに、当該記録の保存期間を5年間と定めております。

続いて、12ページ中段第32条から18ページ中段第34条まで、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めております。

第32条では、基本的事項を定めております。中でも、第2項において目標志向型の 介護サービス計画の策定をしなければならない旨を規定しております。

第33条では、第4条の基本方針及び前条の基本取扱方針に基づく、担当職員が行う 具体的な支援について定めております。

18ページ中段、第34条では、介護予防支援の提供に当たっての留意点について定めております。

19ページ中段、第4章基準該当介護予防支援に関する基準ですが、1条のみの構成となっており、第35条は指定を受けるべき要件のうち、一部を満たしていないものの市町村の判断で認可した事業者に対しての準用規定を定めております。

最後に、本条例は公布の目から施行をお願いするものであります。

また、附則の経過措置では、介護保険法改正以前より介護予防支援を行っていた事業 所に対して緩和基準を定めております。

以上雑駁ではありますが、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(小藤田一幸)

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番 緒方猛君。

〇6番(緒方猛)

確認をさせてもらいますけど、笑われるような質問かも分かりませんが、今説明いただいた指定介護予防支援者等の事業者という言葉が度々出てくるんですけど、この事業者というのは、今既にこの町にあるんでしょうか、それともこれからこの町にできる事業者に対しての基準をこういう具合に定めるということで、基準を作って定めておこうというお話なんでしょうか。どっちなんでしょうか。

もし、あるとすれば、現在、あるとすればどういう所がそうか2、3例を挙げてみてください。

〇議長(小藤田一幸)

保健福祉課長 杉田和信君。

〇保健福祉課長(杉田和信)

ただいまの質問にお答えいたします。ただいまの介護予防支援事業者につきましては、 鋸南町では1カ所ございます。それは、保健福祉課内にあります地域包括支援センター が、その事業者に値します。 以上です。

〇議長 (小藤田一幸)

ほかに質疑がありましたらお願いします。

[「なし」の声あり]

〇議長(小藤田一幸)

質疑がないようですので、質疑を終了します。 討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(小藤田一幸)

討論がないようですので、討論を終了します。 これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔举手 全員〕

〇議長 (小藤田一幸)

举手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩し、11時20分から会議を再開します。

…… 休憩 ・ 午前11時08分 ………… 再開 ・ 午前11時20分 ……

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(小藤田一幸)

休憩を解いて会議を再開します。

日程第6 議案第4号「鋸南町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長 杉田和信君。

[保健福祉課長 杉田和信 登檀]

〇保健福祉課長 (杉田和信)

議案第4号「鋸南町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」御説明いたします。

本条例は、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」第6条の一部が、平成30年4月1日から施行されたことにより、

これまで都道府県が行っていた、「居宅介護支援事業者」の指定等に関する事務が市町村 へ権限移譲されたため、厚生労働省令で定められた基準及び千葉県の「指定居宅介護支 援等の事業及び運営に関する基準等を定める条例」を基に、新規制定をお願いするもの でございます。

なお、今年度内、市町村が条例を施行するまでの間は、都道府県の条例を持って基準 とみなすこととされています。

また、居宅介護支援等とは、要介護1以上に認定された方が居宅において日常生活を 効果的に営むことを支援する計画策定及び利用者とサービス提供機関との連絡、調整を 行うものであります。

それでは、1ページから御説明いたします。

目次ですが、第1章は総則として条例の趣旨、定義を定め、第2章は事業者の指定に 関する基準、第3章及び第4章は、居宅介護支援事業の基準を規定しております。

下段、第2章指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準ですが、第3条で、事業者を法人として定めております。

2ページを御覧下さい。

上段第3章指定居宅介護支援に関する基準ですが、第4条から16ページ下段第32 条まで規定されております。

第4条は、基本方針となっており、要介護状態となっても、可能な限り居宅において、 能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供するとともに、 関係機関との連携を図ることを定めております。

下段第5条と次ページ第6条は、人員に関する基準となっており、第5条では、事業者に対して事業所ごと利用者の数が35又はその端数を増すごとに常勤の介護支援専門員を1名置かなければならないことを定めております。

第6条では、事業者に対して事業所ごと常勤の主任介護支援専門員を管理者として置くとともに、基本、専任とすることを定めております。

第7条から16ページ下段第32条まで運営に関する基準として、事業者が行う事項 等について定めています。第7条は、事業者が利用申込者等に対して行はなければなら ない説明や同意を得なければならない事項等について規定しています。

5ページ中段第8条では、正当な理由なく、介護支援の提供を拒んでならない旨を定めております。

第9条では、支援の提供が困難な場合、他の支援事業者を紹介又は必要な措置を速や かに講じることを定めております。

第10条では、支援事業者は、被保険者の資格、認定の有無、有効期間を確かめることを定めております。

続いて6ページ、第11条ですが、要介護認定の申請に関して協力、援助を行わなければならないことを定めております。

第12条から7ページ上段第14条までは、支援提供期間における支援事業者と利用者との間になすべき事項等について規定しております。

第15条では、要介護者への支援の取り組み方、医療サービスとの連携、自己評価など基本取扱方針を定めております。

第16条では、第4条の基本方針及び前条の基本取扱方針に基づく、管理者及び介護 支援専門員が行う具体的な支援について定めております。

続いて12ページ、中段の第17条から15ページ下段第29条まで、支援事業者側のなすべき責務として、運営規程の定め、体制の確保及び禁止事項等について規定しております。

16ページ中段第30条では、事故発生時の対応措置を定めております。

第31条では、事業所ごと会計区分をその他の事業の会計と分けることを定めております。

第32条では、記録を整備するとともに、当該記録の保存期間を5年間と定めております。

17ページ中段、第4章基準該当居宅介護支援に関する基準ですが、1条のみの構成となっており、第33条は、指定を受けるべき要件のうち、一部を満たしていないものの市町村の判断で認可した事業者に対しての準用規定を定めております。

最後に、本条例は公布の日から施行をお願いするものであります。

ただし、10ページの第16条第1項第20号の規定は、平成30年10月1日から の施行とさせていただいています。

この第16条第1項第20号には、「居宅介護サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を定める場合は、その利用の妥当性を検討する」等が謳われておりますが、該当する厚生労働省令が、平成30年10月1日から施行されるため、当該条文の施行日を省令の施行日とするものでございます。

また、附則第2の経過措置は、3ページ上段第6条第2項の規定について3年間経過措置を設けるものでございます。

第6条第2項は、同条第1項で定める指定居宅介護支援事業者の管理者は、主任介護支援専門員でなければならない旨の規定でございますが、平成30年1月18日に公布された、厚生労働省令と同様に平成33年3月31日までの間は、介護支援員を同条第1項に規定する管理者とすることができる旨の経過措置を設けるものでございます。

以上雑駁ではありますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小藤田一幸)

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番 緒方猛君。

〇6番(緒方猛)

今の説明いただいた中で、第8条ですが、5ページですね。指定居宅介護支援事業者は、正当な理由がなく指定居宅介護支援の提供を拒んではならないというのがあります

ね。言葉はこの通りだと思うのですが、正当な理由がなくというのは、考えてみると介護する側と受ける側では、全く立場が違う訳ですね。介護というのはとても難しい問題だと思っておりまして、この正当な理由なくというこの言葉一つで全てのやる、やらないを決めていくというのは、担当している人、あるいは介護を受ける側の立場の人というものの判断ができるのかなと感じられるんですね。

私は、正当な理由がなくという言葉の内容はこういう事なんだよということを少なくともある程度のレベルの事を、ここに文章にしておかなければ間違えてしまったり、ちゃんとできなかったりということになるのではないかと思うのが一つと、今、地域包括センターがこの作業をやっているというのが、先ほどのお答えでしたので、今やっている段階で、こういう問題があったのか、なかったのか、それを合わせてお尋ねをしたいと思います。

以上です。

〇議長(小藤田一幸)

はい、保健福祉課長 杉田和信君。

〇保健福祉課長 (杉田和信)

1点目の正当な理由なくということの中の取り扱いということは、基本的には利用者側からですね、求めに応じなければならないという旨を規定しているものでございますので、特段これといった理由というものは、見受けられないところでありますけども、とにかく当然事業者としても、結局利用者の立場に立ってですね、相談とか支援をしなければならない旨の条例でございますので、それを対応していただけなければならないということでお願いをするものでございます。

もう1点のですね、先ほどの地域包括支援センターに関しましては、要支援1、2の方の計画を作る策定にあたっての事業所でございまして、今回のこの条例に関しましては、要介護の方、一応要支援と要介護に分かれている条例になりますので、要介護の事業所に関しての条例の制定をお願いすることでありまして、鋸南町には支援センターではなく、別のですね、民間等も入りまして、7カ所の事業所がございます。一応7カ所の事業所に対する条例ということの制定をお願いするものでございまして、また全てにおいてですね、今までの条例全てに関して、鋸南町に住まわれている方がですね、他の自治体の介護の支援、サービスを利用した時に、他の自治体の事業者が受け入れるにあたっても、鋸南町の方に指定等の申請を上げなければならないという条例になりますので、一応その旨はお伝えしたいと思っております。

包括支援センターの方の中でですね、正当な理由なくということの中のものでですね、 提供を拒んだという例は、今のところ聞いておりません。

以上です。

〇議長 (小藤田一幸)

質疑ございますか。 6番 緒方猛君。

〇6番(緒方猛)

今のお答えの内容ですけど、正当な理由がなくという状態ですよね、介護の事をイメージしてもらいたいのですが、支援でも介護でも似たり寄ったりの、人間対人間が助けてあげる、助けられるという行為をすると、その度合いが重たい度合なのか、それほど重たくない度合なのかということだろうと思うんですね。これは、私は拒否する、しないは、ここまでやって頂戴よという介護の、あるいは支援のお願いと、そんなのできないよ、そこまでできないよと1、2の間でですよ、これはすごくあるんじゃないかと思うんですね。そんなのが1件もなくでですね、今まですんなりきていたとなれば、とても不思議ではないかと、むしろ思いますよね。あって当たり前だと思うんですよ。私の感覚では。従って、私は正当な理由がなくというのは、少なくともその通りに実現できないにしても、言葉である程度表現をしておかなければ、利用する側、あるいは介護する側のニーズには答えられないのではないか。線引きをお互いできないのではないかという具合に思います。

それから、最後にお答えがあった、それは事実でしょうけれども、地域包括支援センターでずっと活動してもらっていますよね、その間でそういうトラブルは1件もなかったというお答えですけれども、それは間違えありませんか、もう1回改めてお尋ねします。

〇議長(小藤田一幸)

はい、保健福祉課長 杉田和信君。

〇保健福祉課長(杉田和信)

今回の条例改正においての、支援というのはですね、介護を受けられる方の心身の状態を鑑みた中でですね、例えば食事を何回利用されるとか、排せつを何回利用されるとかという計画を策定するためのですね、事業所に対してこの条例で基準を設けるということの中でですね、利用者と専門員が話し合った中で、回数等を決めるということの中の話でございますので、介護実態のお願いしたのを受けないとかではなくて、計画の策定段階のところの事業に対しての事業者の基準でございますので、その点においてですね、当然最初から支援をしないということにはならないと思っております。ですので、今までも包括センターに来られて、支援を受けたい中でですね、計画を策定する段階の前からお断りするということは、ありえないと考えておりますので、ないということでお答えしたいと思っております。

以上です。

〇議長 (小藤田一幸)

ほかに質疑がありますか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(小藤田一幸)

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(小藤田一幸)

討論がないようですので、討論を終了します。 これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔举手 多数〕

〇議長(小藤田一幸)

举手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(小藤田一幸)

日程第7 議案第5号「鋸南町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準等を定める条例の制定について」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長 杉田和信君。

〔保健福祉課長 杉田和信 登檀〕

〇保健福祉課長(杉田和信)

議案第5号「鋸南町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準等を 定める条例の制定について」御説明いたします。

町においては、平成18年告示の「鋸南町包括支援センター運営規程」の定めにより、これまでセンター事業を行って参りましたが、「地域の自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が、平成25年に施行された際、地域包括支援センターの事業に関して「市町村条例」で定めることとされたこと、介護保険法の改正による主任介護支援専門員の主任更新研修に関する規定等が欠落していることから、「運営規程」を廃止し、国の定めに従い「条例」として新規制定をお願いするものでございます。

それでは、1ページから御説明いたします。

第1条は、趣旨を定めております。

第2条では、名称を「鋸南町地域包括支援センター」と、所在地を「千葉県安房郡鋸南町保田560番地」と定めております。

第3条では、基本方針を定め、介護給付サービス等を利用する被保険者への配慮及び 権利擁護等に対して援助する旨を定めております。

第4条では、事業の内容を定めております。同条第1号の介護保険法第115条の45第2項各号に掲げる業務として「介護予防・日常生活支援総合事業」を同条第2号の法第115条の46第1項に掲げる業務として「介護予防支援事業」を同条第3号の法第58条第1項に規定する業務として「介護予防計画に関すること」を定めております。

また、第4号として「町長が必要と認める事業」となっております。

続いて、裏面2ページの第5条は、職員の員数を定め、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員又は準ずる者を、それぞれ1名以上配置することを定めております。また、同条第2項においては、生活圏域の地理的条件を勘案しての人員配置基準となっております。

第6条では、運営の助言規定を定め、第7条では委任規定を定めております。

最後に、本条例は公布の日から施行をお願いするものであります。

以上雑駁ではありますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

〇議長 (小藤田一幸)

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長 (小藤田一幸)

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(小藤田一幸)

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔举手 全員〕

〇議長(小藤田一幸)

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(小藤田一幸)

日程第8 議案第6号「鋸南町都市交流施設整備基金条例の制定について」を議題といたします。

地域振興課長より議案の説明を求めます。

地域振興課長 飯田浩君。

〔地域振興課長 飯田浩 登檀〕

〇地域振興課長(飯田浩)

議案第6号「鋸南町都市交流施設整備基金条例の制定について」御説明申し上げます。 鋸南町都市交流施設の管理・運営に関する年度協定書中、当該年度の収支状況において、利益が発生した場合の分配についての定めがあり、利益の10分の4は設備更新のために積み立て、必要に応じて設備更新に充当するものとあり、積立金を町で管理するにあたりまして、基金条例の制定が必要となりますので、新たに本基金条例の制定をお願いするものでございます。

それでは、基金条例を御覧ください。

第1条でございますが、基金の設置に関する規定ですが、基金の名称につきましては「鋸南町都市交流施設整備基金」とし、鋸南町都市交流施設の整備に充てることを目的に、地方自治法第241条の規定により、設置するものでございます。

第2条は、積立に関する規定ですが、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出 予算で定める額とするものです。

第3条は、基金の管理で、金融機関への預金ほか確実有利な方法により管理すること。

第4条は、運用収益の処理に関する規定ですが、歳入歳出予算に計上し、基金に編入 するものでございます。

第5条は、基金の処分に関する規定ですが、鋸南町都市交流施設の整備に充てる場合 に限り、処分ができるものとするものでございます。

第6条は、繰替運用に関する規定、第7条は委任規定で、条例に定めるほか、必要な 事項は別に定めるとするものでございます。

附則ですが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

〇議長 (小藤田一幸)

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(小藤田一幸)

質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長 (小藤田一幸)

討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔举手 全員〕

〇議長(小藤田一幸)

举手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(小藤田一幸)

日程第9 議案第7号「鋸南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

教育課長より議案の説明を求めます。

教育課長 福原規生君。

〔教育課長 福原規生 登檀〕

〇教育課長(福原規生)

議案第7号「鋸南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

厚生労働省の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が、平成30年4月1日から施行されたことに伴い、「鋸南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部を改正する必要が生じましたので、改正をお願いするものです。

それでは、新旧対照表をお願いいたします。

第10条第3項は、放課後児童支援員の基礎資格等についての規定が定められております。

第4号は、現行では「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校 又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」と規定しておりますが、これを「教育 職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」に改正しようとするものです。

第10号は、新たに、「5年以上放課後健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの」を加えようとするものです。

なお、この条例は、公布の日から施行しようとするものです。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

〇議長 (小藤田一幸)

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長 (小藤田一幸)

質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長 (小藤田一幸)

討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔举手 全員〕

〇議長 (小藤田一幸)

举手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長 (小藤田一幸)

日程第10 議案第8号「財産の取得について(消防ポンプ自動車)」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 増田光俊君。

〔総務企画課長 増田光俊 登檀〕

〇総務企画課長(増田光俊)

議案第8号「財産の取得について」御説明申し上げます。

取得する物品は、CD-1型水槽付消防ポンプ自動車1台であります。

取得金額は2,143万8千円。

契約の相手方は、東京都墨田区菊川1丁目13番14号、株式会社野口ポンプ製作所、 契約の方法は指名競争入札によるものでございます。

予定価格が1千万円以上でありますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得 又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

以上で、議案第8号の説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願いを申し上げます。

〇議長 (小藤田一幸)

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(小藤田一幸)

質疑を終了します。

討論を行います。 討論はありませんか。 [「なし」の声あり]

〇議長 (小藤田一幸)

討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔举手 全員〕

〇議長(小藤田一幸)

举手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩し、13時30分から会議を再開します。

…… 休憩 午前11時54分 ………… 再開 午後 1時30分 ……

◎議案第9号の上程、説明

〇議長(小藤田一幸)

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第11 議案第9号「平成30年度鋸南町一般会計補正予算(第3号)について」 を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 増田光俊君。

〔総務企画課長 増田光俊 登檀〕

〇総務企画課長(増田光俊)

議案第9号「平成30年度鋸南町一般会計補正予算(第3号)について」御説明いた します。

1ページをお開き願います。

今補正予算は歳入歳出それぞれ1億1,723万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億7,519万4千円とするものでございます。

11ページをお開き願います。

歳出から御説明いたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第4目企画費、13節委託料242万8千円は、 都市交流施設周辺用地取得に向けた用地測量業務等の費用でございます。

第2項徴税費、第1目税務総務費、1節報酬10万7千円の増につきましては、固定

資産評価審査委員会の会議開催回数の増によるものでございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、28節繰出金48万3千円は、国保会計でみております職員の手当及び共済組合負担金の増による繰出金の増額でございます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目環境衛生費、19節負担金補助及び交付金は、家庭用小型合併処理浄化槽設置補助金の申請増加が見込まれることにより135万を増額するものでございます。

第5款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費、16節原材料費20万円の 増額は、有害獣捕獲用箱わなやくくりわなの原材料費の一部を支給するもので、当初見 込より各組合からの事業要望が増加したことにより、追加するものでございます。

12ページをお願いいたします。

第6款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費、19節負担金補助及び交付金は、 商工会、港通り商店会、奉仕会が商店街協議会として合同で行う事業に対して、30万 円の補助金を交付するものでございます。

第3目観光費、13節委託料60万円は、元名採石場跡地奥側について、民地との境界杭を設置するものでございます。

第5目都市交流施設推進事業費、15節工事請負費66万円は直売所北側の水洗場部分に風雨除け施設を設置するものでございます。

第7款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費、19節負担金及び交付金、リフォーム補助金200万円は今後の見込により補助上限額20万円の10件分を追加するものでございます。

第2項道路橋梁費、第2目道路維持費でございますが、13節委託料と15節工事請負費の予算の組み替えを行うもので、13節委託料で2橋分の設計費を1橋分としたことによる300万円の減、また15節工事請負費では、橋梁補修工事で新工法を採用したこと等による工事費の減850万円と、トンネル補修工事では側壁補強追加工事及び人件費等単価の上昇による増1,150万円で、併せまして300万円の増となるものです。

第8款消防費、第1項消防費、第2目消防施設費、13節委託料は5年に一度の無線 局定期検査の費用18万9千円をお願いするものでございます。

13ページをお開き願います。

第9款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費、第15節工事請負費及び18節備品購入費は指定寄附により、校庭の遊具32万7千円、グランドピアノ運搬車購入86万7千円をお願いするものでございます。

第3項中学校費、第1目学校管理費、第11節修繕料41万6千円は、エレベーターの修繕によるものでございます。

第5項社会教育費、第2目公民館費、18節備品購入費10万円は、指定寄附により 図書を購入するものでございます。

第6項保健体育費、第1目保健体育総務費、18節備品購入費13万円は、鋸南町柔

剣道大会で使用する優勝旗の老朽化により更新するものでございます。19節負担金補助及び交付金22万5千円は、辰野町で開催される町内一周駅伝大会へ参加する費用を補助するものでございます。

14ページをお願いいたします。

第12款諸支出金、第1項基金費、第1目財政調整基金費、25節積立金1億153 万円は、前年度繰越金確定に伴い、繰越金2億306万947円の2分の1の額を財政 調整基金に積立するものでございます。

今補正後の財政調整基金残高は12億6,935万円を予定しております。

第4目都市交流施設整備基金費、25節積立金494万円は、協定により前年度利益の10分の4を積み立てるものでございます。

続きまして、歳入ですが、9ページをお開き願います。

第9款地方交付税、第1目、第1節1億5,147万9千円は普通交付税決定による 増でございます。

第12款使用料及び手数料、第3目商工使用料、第2節観光施設使用料100万円は、 元名採石場跡地使用料見込額でございます。

第13款国庫支出金、第2目衛生費国庫補助金、第1節保健衛生費補助金40万円は、 浄化槽設置補助金に充当するものでございます。

第4目土木費国庫補助金、第1節土木費補助金93万7千円の減は、リフォーム補助金内示額の減によるものでございます。

第14款県支出金、第3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金47万5千円は、 浄化槽設置補助金に充当するものでございます。

第15款財産収入、第2目利子及び配当金、1節利子及び配当金6千円は、ベイエフエム株式の配当金でございます。

第16款寄付金、第2目教育費寄付金は、社会教育費に10万円、学校教育費に10 0万円の寄付をいただいたものでございます。

第17款繰入金、第1項特別会計繰入金、第1目特別会計繰入金は、平成29年度介 護保険特別会計確定により618万6千円の繰入金でございます。

10ページをお願いいたします。

第2項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金1億6,076万8千円の減は、普通 交付税と繰越金の確定により減額したものでございます。

第18款繰越金、第1目、第1節前年度繰越金は、前年度繰越金2億306万円のうち既決予算1億円を除いた1億306万円を計上いたしました。

第19款諸収入、第6目雑入、都市交流施設整備積立金494万円は、歳出で御説明 いたしました都市交流施設整備積立金にかかるものでございます。

第20款町債、第1目臨時財政対策債は、発行可能額が1億2,149万8千円に確定しましたので、既決予算1億1,800万円を除いた349万8千円を増額させていただきます。

第2目総務費、第1節都市交流施設周辺整備事業債240万円は、都市交流施設周辺

整備事業に、第3目過疎地域自立促進特別事業債440万円は、リフォーム補助事業に充当いたします。

4ページをお開き願います。

第2表債務負担行為補正でございますが、平成31年度からのスクールバス運行管理 業務委託について、期間が平成33年度まで、限度額4,892万6千円を債務負担行 為を追加するものでございます。

5ページをお開き願います。

第3表地方債補正でございますが、先ほど歳入で御説明したとおり、都市交流施設周辺整備事業債、限度額240万円を追加し、また、臨時財政対策債の発行可能額確定により、限度額を1億2,149万8千円に、過疎地域自立促進特別事業の限度額を2,920万円に変更をお願いするものです。

15ページをお開き願います。

地方債の現在高見込みに関する調書でございます。右側の一番下、今補正後の、平成30年度末の残高見込は、44億6,935万8千円となる見込みです。

16ページは、給与費明細書を添付しております。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(小藤田一幸)

以上で、議案第9号「平成30年度鋸南町一般会計補正予算(第3号)について」の 説明は終了しました。

◎議案第10号の上程・説明

〇議長(小藤田一幸)

日程第12 議案第10号「平成30年度鋸南町国民保険特別会計補正予算(第2号) について」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長 平野幸男君。

〔税務住民課長 平野幸男 登壇〕

〇税務住民課長(平野幸男)

議案第10号「平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について」 御説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

今補正予算は、歳入歳出それぞれ174万9千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,950万4千円とするものでございます。

それでは、歳出から御説明いたしますので、予算書の7ページをお願いいたします。

1款総務費、1項、1目一般管理費64万8千円は、国民健康保険システムの収納機能の

改修業務委託37万8千円及び、国保制度の広域化に伴う事業報告システムの改修業務委託27万円の補正でございます。

5款保健事業費、3項、1目施設管理費、3節職員手当等43万5千円及び4節共済費4万8千円は、国民健康保険特別会計から給与等を支給している職員の諸手当変更に伴う増額補正でございます。

7款諸支出、1項、3目償還金61万8千円は、退職者医療の平成29年度分、療養給付費等交付金の確定に伴い、返還金が生じましたことから補正をお願いするものでございます。 続きまして、歳入について御説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

3 款県支出金、1項、1目保険給付費等交付金27万円は、歳出予算にて御説明を申し上げました事業報告システム改修業務委託に充当するため、交付金を増額補正しようとするものでございます。本事業の交付率は10分の10でございます。

5款繰入金、1項、1目一般会計繰入金48万3千円は、歳出予算にて増額計上いたしました人件費の財源として、一般会計から繰り入れをしようとするものでございます。

6款、1項、1目繰越金中、1節療養給付費交付金繰越金61万7千円は、療養給付費等 交付金償還金に充当するため、2節その他繰越金37万9千円は、国民健康保険システム改 修業務委託に充当するため、それぞれ増額補正をお願いするものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(小藤田一幸)

以上で、議案第10号「平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) について」の説明は終了しました。

◎議案第11号の上程・説明

〇議長(小藤田一幸)

日程第13 議案第11号「平成30年度鋸南町介護保険特別会計補正予算(第1号) について」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長 杉田和信君。

〔保健福祉課長 杉田和信 登壇〕

〇保健福祉課長(杉田和信)

議案第11号「平成30年度鋸南町介護保険特別会計補正予算(第1号)」について御説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

平成30年度鋸南町介護保険特別会計補正予算(第1号)でございますが、歳入歳出それぞれ8,299万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ13億1,0

84万3千円にしようとするものでございます。

今回の補正は、平成29年度の介護保険給付や事業費等の確定による国庫支出金、県支出金等の精算に伴う予算の措置をお願いするものでございます。

それでは、歳出から御説明させていただきます。

7ページをお開き願います。

第4款基金積立金、第1項基金積立金、第1目基金積立金1,677万6千円の増額は、 前年度繰越見込額の精算した残金を、介護給付費準備基金へ積立てしようとするものでござ います。

第5款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第3目償還金6,003万4千円の増額ですが、前年度の介護給付費等の確定により補助金の精算を行い、償還が生じたものでございます。内訳といたしまして、国へ2,204万円、県へ396万2千円、社会保険診療報酬支払基金へ3,403万2千円を償還しようとするものでございます。

第2項繰出金、一般会計繰出金618万6千円の増額ですが、第1項同様、前年度の介護 給付費等の確定により、一般会計からの繰入金の精算を行い、償還が生じましたので、一般 会計へ繰出するものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第2目地域支援事業支援交付金の132万円の増額ですが、前年度の事業費の確定により補助金の追加交付を受けることとなりましたので計上させていただきました。

第7款繰越金、第1項繰越金、第1目前年度繰越金の8,167万6千円の増額につきましては、前年度からの繰越見込額を計上させていただきました。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

〇議長 (小藤田一幸)

以上で、議案第11号「平成30年度鋸南町介護保険特別会計補正予算(第1号)について」の説明は終了しました。

◎議案第12号の上程・説明

〇議長 (小藤田一幸)

日程第14 議案第12号「平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算(第2号) について」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長 杉田和信君。

〔保健福祉課長 杉田和信 登壇〕

〇保健福祉課長(杉田和信)

議案第12号「平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算(第2号)について」御説

明いたします。

本補正は、昨年10月の台風20号及び21号による保田川、鋸南病院脇の河川災害復旧 工事に係る補正をお願いするものでございます。

2ページをお開き願います。

実施計画に基づき御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の収入でありますが、第1款病院事業収益、第2項医業外収益、第1目その他医業外収益343万8千円の追加補正は、災害復旧工事に係る電柱一時撤去費用及びゴミ置場移設費用等の県からの補償金でございます。

支出の第1款病院事業費用、第2項医業外費用、第2目雑支出343万9千円の追加補正は、災害復旧工事に係る電柱一時撤去及びゴミ置場移設等の費用をお願いするものでございます。

3ページをお願いいたします。

平成30年度の予定キャッシュ・フロー計算書でありますが、平成30年度末における資金残高は、下段の700万7千円と見込んでおります。

4ページから7ページまでは、平成29年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表、8ページ、9ページは、平成30年度の予定貸借対照表となっておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(小藤田一幸)

以上で、議案第12号「平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算(第2号)について」の説明は終了しました。

◎議案第13号の上程、説明

〇議長(小藤田一幸)

日程第15 議案第13号「平成29年度決算認定について」

- 1. 平成29年度鋸南町一般会計歳入歳出決算
- 2. 平成29年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 3. 平成29年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 4. 平成29年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算

を議題といたします。

〇議長(小藤田一幸)

会計管理者から、平成29年度各会計の歳入歳出決算について説明を求めます。 会計管理者 寺本幸弘君。

〔会計管理者 寺本幸弘 登壇〕

〇会計管理者(寺本幸弘)

議案第13号「平成29年度決算認定について」説明いたします。

はじめに、平成29年度鋸南町一般会計歳入歳出決算について御説明いたします。「実 質収支に関する調書」を御覧下さい。

歳入総額は42億7,505万8,951円となり、前年度と比較し▲1.09%、 4,693万2,636円の減となりました。

歳出総額は40億4,350万9,004円、前年度比▲2.37%、9,796万4,202円の減となりました。

歳入歳出差引額は、2億3,154万9,947円となり、翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額が2,848万9千円ございますので、実質収支額は2億306万947円となりました。

歳入歳出決算書の1ページ、2ページをお開き下さい。

歳入で、第1款町税につきましては、収入済額7億6,791万996円でした。歳 入決算額の17.96%を占めるものでございます。

前年度との比較では▲425万9,926円、0.55%の減となりました。徴収率は94.92%、前年度比で0.79ポイントの増でした。

不納欠損額は48名分735万1,308円の不納欠損処分をいたしました。

町税の収入未済額は3,372万5,492円でございます。内訳は、現年度分840万4,262円、過年度分2,532万1,230円でございます。

第2款地方譲与税につきましては、収入済額3,407万6千円。前年度比で▲15万1千円、0.44%の減となりました。

第4款配当割交付金は、収入済額402万7千円で、前年度比105万円3千円で35.41%の増となりました。

第5款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額469万4千円で、前年度比205万3 千円の114.24%の増となりました。

第6款地方消費税交付金は、収入済額1億2,417万2千円で、前年度比32万9 千円の増となりました。

第7款自動車取得税交付金は、収入済額1,350万1千円で、前年度比440万2 千円、48.38%の増となりました。

第8款地方特例交付金は、収入済額167万9千円で、前年度比▲5万4千円の減となりました。

第9款地方交付税につきましては、歳入総額の44.72%を占めるものでございます。

収入済額は19億1, 196万4千円で、前年度比▲ 3, 206万5千円、1.65% の減となりました。内訳といたしましては、普通交付税17億3, 592万8千円、特別交付税1億7, 603万6千円で、予算現額に対しまして8, 603万6千円の増となりました。

第11款分担金及び負担金につきましては、収入済額3,617万4,044円で、

前年度比366万9,458円、11.29%の増となりました。

続きまして、3ページ、4ページをお開き願います。

第12款使用料及び手数料につきましては、収入済額6,315万7,817円で、前年度比 \triangle 11万5,693円となりました。

第13款国庫支出金につきましては、収入済額3億3,578万3,159円で、前年度比▲4,768万6,977円、12.44%の減となりました。

第1項国庫負担金及び第2項国庫補助金において予算現額と収入済額との比較で、それぞれ▲2,160万5,655円、▲3,775万7,449円の減となっておりますが、主に災害復旧事業、学校施設環境改善交付金事業及び社会資本整備総合交付金事業が繰越となったことによるものでございます。

第14款県支出金につきましては、収入済額2億1,894万5,227円で、前年度 比▲918万2,036円、4.02%の減となりました。

第15款財産収入は、収入済額567万5,825円、前年度比で23万8,578 円の増となりました。

第16款寄付金は、511件、収入済額1,133万4,700円で、前年度比▲238件の減、金額にして▲480万9,100円、29.79%の減となりました。

第17款繰入金は、収入済額1,561万2,793円で、前年度比182万7千円、 13.25%の増となりました。増となった主な要因は、教育施設等整備基金を繰入したことによるものでございます。

第18款繰越金は、収入済額1億8,051万8,381円で、前年度比▲1億2,352万273円、40.63%の減となりました。

第19款諸収入は、収入済額1億6,402万9円で、前年度比2,587万3,33円、18.73%の増となりました。増となった主な要因は、経済対策臨時福祉給付金清算金、コミュニティセンター助成事業助成金があったことによるものでございます。

第20款町債の収入済額は3億7,990万2千円です。前年度と比較し1億3,468万2千円、54.92%の増となっております。予算現額と収入済額との比較において▲3億580万円の減額となっておりますが、幼稚園建設事業債、過疎地域自立促進特別事業債等を、30年度へ繰越したことにより減となったものでございます。

歳入合計につきましては、予算現額 45 億 894 万 1 , 530 円に対し、収入済額 42 億 7 , 505 万 8 , 951 円となり、予算現額に対する収入率は 94.81 %となりました。

次に歳出について、御説明いたします。

5ページ、6ページをお開き願います。

第1款議会費は、予算現額6,780万8千円に対し、支出済額は6,743万1,191円でした。前年度比で20万6,722円、0.31%の増となりました。

第2款総務費は、予算現額7億8,662万6千円に対し、支出済額は、7億4,7 13万4,256円。前年度比で▲3,950万7,445円、5.02%の減となり ました。

減額となりました主な要因は、前年度に実施されました行政ネットワーク等改修業務 委託及び機器購入事業、地方創生加速化交付金事業の減によるものでございます。

第3款民生費につきましては、予算現額12億4,383万7,610円に対し、支 出済額は11億4,430万67円でした。前年度比で \blacktriangle 5,286万446円、4. 42%の減となりました。減となりましたのは主に、学童保育所建設工事の竣工等によ るものでございます。

第4款衛生費は、予算現額3億7,478万6千円に対し、支出済額3億6,888万753円で、前年度と比較し \triangle 1,195万1,322円、3.14%の減となりました。減となりましたのは、病院費の減によるものでございます。

第5款農林水産業費は予算現額1億8,640万円に対し、支出済額1億8,297万4,849円でした。前年度と比較し753万3,178円、4.29%の増となりました。

第6款商工費は予算現額1億658万円5千円に対し、支出済額1億432万3,983円でした。前年度比で▲4,268万1,048円、29.03%の減となりました。減となりましたのは、主に都市交流施設整備事業費の減によるものでございます。

第7款土木費は予算現額1億9,264万9,920円に対し、支出済額1億5,196万3,351円でした。前年度比で▲4,061万7,072円、21.09%の減となりました。減額となりました主な要因は、橋梁補修工事の減によるものでございます。

第8款消防費は予算現額3,754万円に対し、支出済額3,621万7,966円でした。前年度比で▲607万9,967円、14.37%の減となりました。減額となりました主な要因は、消防施設費の消火栓改修事業負担金、自主防災組織補助金等の減によるものでございます。

第9款教育費は予算現額7億9,973万3千円に対し、支出済額5億6,607万8,486円でした。前年度比で1億4,022万1,137円、32.93%の増となりました。増額となりました主な要因は、幼稚園建設工事、子育て広場改修工事等によるものでございます。

7ページ、8ページをお開き願います。

第10款災害復旧費は予算現額3,678万2千円に対し、支出済額226万8,580円でした。前年度比▲379万1,820円、62.57%の減となりました。道路橋梁災害復旧工事及び漁港施設災害復旧工事が30年度へ繰越となったものでございます。

第11款公債費は、支出済額5億2,903万2,563円でした。前年度比1,368万7,816円、2.66%の増となりました。支出の内訳につきましては、町債償還元金は4億7,264万8,982円、町債償還利子は5,638万3,581円でした。

第12款諸支出金は支出済額1億4,290万2,959円でした。内訳は、財政調

整基金に1億3,128万3,698円、中山間地域農村活性化対策基金に15万円、豊かなまちづくり基金に1,130万8千円、奨学資金貸付基金に7,561円、美術品取得基金に15万3,700円をそれぞれ積立したものでございます。

歳出総額につきましては、予算現額45億894万1,530円に対し、支出済額40億4,350万9,004円で、執行率は89.68%でした。

翌年度繰越額は3億8,455万8千円、不用額は8,087万4,526円で予算 現額に対し1.79%となりました。

歳入歳出差引額2億3,154万9,947円は次年度へ繰り越しとなります。

以上で、平成29年度鋸南町一般会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

続きまして、平成29年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

はじめに、実質収支に関する調書を御覧下さい。

歳入総額は、15億2,360万1,415円。前年度比で▲7,112万6,89 8円、4.46%の減となりました。

歳出総額は14億2,752万3,552円、前年度比で▲2,732万7,273 円、1.88%の減でございました。

歳入歳出差引額は9,607万7,863円で、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので実質収支額は同額となりました。

国民健康保険特別会計歳入歳出決算書1ページ、2ページをお開き願います。

歳入のうち、第1款国民健康保険料の調定額2億9,387万2,660円に対し、収入済額は2億4,089万6,076円でした。前年度比で \blacktriangle 1,965万7,436円、7.54%の減となっております。

保険料の徴収率は、81.97%で、前年度比では1.08ポイントの増となりました。不納欠損額は26名分、821万7,683円の不納欠損処分をいたしました。収入未済額は、4,475万8,901円となっておりますが、現年度分保険料にかかる還付未済額4万5,900円がございますので、実質の収入未済額は4,480万4,801円となります。

第2款国庫支出金につきましては、予算現額2億4,182万円に対し、収入済額は 2億5,688万7,885円でした。前年度比で▲2,989万3,427円、10. 42%の減となりました。主に、療養給付費等負担金の減額によるものでございます。

第3款療養給付費等交付金は、予算現額1,092万円に対し、収入済額1,233万5,573円で、前年度比で▲878万4,642円、41.59%の減となりました。減額となりました要因は、退職者医療制度の該当となる対象者の減によるものでございます。

第4款前期高齢者交付金は収入済額4億2,871万5,452円、前年度比で93万3,977円、0.22%の増となりました。

第5款県支出金につきましては、予算現額5,430万3千円に対し、収入済額は8,076万8,964円で、前年度比で▲1,186万1,162円、12.80%の減

となりました。主に特別調整交付金の減額によるものでございます。

第6款共同事業交付金につきましては、収入済額2億6,109万8,469円で、前年度比では、▲2,578万7,092円、8.99%の減となりました。減となりました主な理由は、高額医療費共同事業交付金が減額となったことによるものでございます。

第8款繰入金は、収入済額1億163万7,846円で、前年度比で▲4,135万7,350円、28.92%の減となっております。減となった主な理由は、前年度は財政調整基金繰入金があったことによるものでございます。

第9款繰越金は、収入済額1億3,987万7,488円で、前年度比6,676万2,812円、91.31%の増となりました。

第10款諸収入は、収入済額135万8,732円でございました。

歳入合計は、予算現額14億6,691万3千円に対し、収入済額は15億2,360万1,415円となりました。

3ページ、4ページをお開き願います。

歳出について御説明いたします。

第1款総務費は、予算現額1,407万1千円に対し、支出済額は、1,195万3,

873円で前年度と比較し、▲19万4,963円、1.60%の減となりました。

第2款保険給付費は総支出額の58.63%を占めております。

支出済額は8億3,700万8,035円で、前年度比で▲3,813万6,415円、4.36%の減となりました。

これは第1項の療養諸費、第2項の高額療養費が減となったことが主な理由でございます。

第3款後期高齢者支援金等の支出済額は、1億3,900万5,695円となりました。前年度比▲798万3,543円、5.43%の減となりました。

第6款介護納付金の支出済額は4,995万6,789円で、前年度比▲462万6,555円、8.48%の減となりました。

第7款共同事業費拠出金は、支出済額2億7,162万9,893円で、前年度比▲ 2,616万7,526円、8.79%の減となりました。

第8款保健事業費は支出済額2,630万1,202円で、前年度比▲45万4,2 25円、1.70%の減となりました。

第9款基金積立金は7千万円で、前年度比3,344万2千円、91.48%の増となりました。

5ページ、6ページをお開き願います。

一番下になりますが、歳出合計は、予算現額 14 億 6 , 691 万 3 千円に対し、支出済額 14 億 2 , 752 万 3 , 552 円となりました。予算執行率は 97.31 %で、不用額は 3 , 938 万 9 , 448 円となりました。歳入歳出差引額 9 , 607 万 7 , 863 円は次年度へ繰り越しとなります。

続きまして、平成29年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について御説

明いたします。

はじめに実質収支に関する調書を御覧下さい。

歳入総額は、1億2,451万733円で、前年度比586万9,063円、4.9 5%の増でした。

歳出総額は、1億2, 153万9, 846円で、前年度比549万646円、4.73%の増でございました。歳入歳出差引額は297万887円で、実質収支額も同額となりました。

それでは、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の1ページ、2ページをお開き下さい。

第1款後期高齢者医療保険料は、調定額8,398万700円に対し、収入済額8,309万9,600円、徴収率は98.95%でした。歳入の66.74%を占めるものでございます。不納欠損額はございません。

収入未済額は88万1,100円となっておりますが、現年度分特別徴収保険料にかかる還付未済額5万3,500円がございますので、93万4,600円が実質の収入未済額となります。

第2款繰入金は収入済額3,608万8,152円でした。一般会計からの保険基盤 安定繰入金は3,398万8,152円となっております。

第3款繰越金、収入済額259万2,470円。

第4款諸収入、収入済額273万511円、これは広域連合からの受託事業収入が主なものでございます。

1番下の段になりますが、歳入合計で、収入済額は1億2,451万733円でございました。

3ページ、4ページをお開き下さい。

歳出について御説明いたします。

歳出の主なものは、第2款の後期高齢者医療広域連合納付金でございます。支出済額は、1億1,680万2千円で、歳出の96.10%を占めております。

前年度比525万8千円、4.71%の増となりました。

第3款保健事業費は、支出済額200万8,859円で、主なものは、検診事業委託料となっております。

第4款諸支出金は、支出済額93万3,662円。主な支出は一般会計繰出金67万4,962円となっております。

歳出合計では、支出済額1億2,153万9,846円となり、予算執行率は99. 25%で、不用額は91万5,154円となりました。

歳入歳出差引額、297万887円は次年度へ繰越するものでございます。

続きまして、平成29年度鋸南町介護保険特別会計決算について御説明いたします。 はじめに、実質収支に関する調書を御覧下さい。

歳入総額は、13億5,366万552円で、前年度比6,919万3,047円、 5.39%の増となりました。 歳出総額は、12億7,198万2,779円で、前年度比2,511万7,031円、2.01%の増となりました。

歳入歳出差引額は、8,167万7,773円でございました。翌年度繰り越すべき 財源はございませんので、実質収支額は同額となります。

それでは、介護保険会計歳入歳出決算書の1ページ、2ページをお開き下さい。

歳入の第1款保険料の調定額2億4,315万6,699円、収入済額は2億3,653万5,100円で、徴収率は97.28%でございました。前年度比では285万7,862円、1.22%の増でございました。

不納欠損額は、8名分、41万6,200円の不納欠損処分をいたしました。

収入未済額は、620万5,399円となっておりますが、現年度分特別徴収保険料にかかる還付未済額23万9,500円がございますので、実質の収入未済額は644 万4,899円となります。

第3款国庫支出金は、収入済額3億3,239万9,426円でした。前年度比で2,514万2,122円、8.18%の増でございました。主に介護給付費負担金の増額によるものでございます。

第4款支払基金交付金は、収入済額3億7,031万7,847円で、前年度比で3,287万6,847円、9.74%の増となりました。主に介護給付費交付金の増額によるものでございます。

第5款県支出金は、収入済額1億8,489万8,697円で、前年度比で222万7,923円、1.22%の増となりました。

第6款繰入金は、収入済額1億9,186万965円。内訳は一般会計繰入金1億7,469万6,965円、介護給付費準備基金からの繰入金1,716万4千円でございました。

第7款繰越金は、収入済額3,760万1,757円。歳入合計は、予算現額13億 1,332万7千円に対して、収入済額は、13億5,366万552円となりました。 3ページ、4ページをお開き下さい。

歳出について説明いたします。

歳出の主なものは、第2款保険給付費で歳出の92.13%を占めています。

支出済額は11億7,192万8,548円で、前年度と比較し1,179万9,8 37円、1.02%の増となりました。

第4款基金積立金は、支出済額1,435万5千円です。これは介護給付費準備基金 に積立したものでございます。

第5款諸支出金は、支出済額2,370万2,234円で、前年度と比較し、▲110万5,765円、4.46%の減となりました。

第6款地域支援事業費は、支出済額5,024万4,902円で、前年度と比較し1,383万393円、37.98%の増となりました。増となった主な要因は、介護保険制度の改正により、要支援者のサービスに係る事業費が、保険給付費から当該事業へと完全移行されたことによる増でございます

歳出合計は、予算現額13億1,332万7千円に対し、支出済額は12億7,19 8万2,779円で、予算執行率は96.85%、不用額は4,134万4,221円 でございました。

歳入歳出差引額は8,167万7,773円となり、次年度へ繰越するものでございます。

以上、雑駁ですが、平成29年度決算についての説明を終わります。

よろしく御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小藤田一幸)

ここで暫時休憩し、14時45分から会議を再開します。

〇議長 (小藤田一幸)

休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま説明のありました平成29年度決算につきましては、去る8月10日、監査委員による審査がなされておりますので、監査委員を代表して、柴本健二君より審査結果の報告を求めます。

柴本健二君。

〔監查委員 柴本健二 登壇〕

〇監査委員(柴本健二)

決算の審査の結果について報告いたします。

なお、審査の対象、及び審査の期日、並びに審査の方法につきましては、決算審査意 見書を御参照していただきたいと思います。

それでは、4、審査の結果。

[平成29年度鋸南町歳入歳出決算審査意見書朗読]

〇議長(小藤田一幸)

会計管理者からの説明並びに、監査委員からの審査結果について報告が終わりました。 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第13号「平成29年度決算認定について」、

- 1. 平成29年度鋸南町一般会計歳入歳出決算
- 2. 平成29年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 3. 平成29年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 4. 平成29年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算

以上については、議会選出の監査委員を除く議員全員で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長 (小藤田一幸)

異議なしと認めます。

よって、議案第13号「平成29年度決算認定について」は、議会選出の監査委員を除く全員で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

◎議案第14号の上程、説明

〇議長(小藤田一幸)

日程第16 議案第14号「平成29年度決算認定について」

- 1. 平成29年度鋸南町鋸南病院事業会計決算
- 2. 平成29年度鋸南町水道事業会計決算

を議題といたします。

〇議長(小藤田一幸)

はじめに、平成29年度鋸南町鋸南病院事業会計決算について、保健福祉課長より説明を求めます。

保健福祉課長 杉田和信君。

〔保健福祉課長 杉田和信 登壇〕

〇保健福祉課長(杉田和信)

平成29年度鋸南町鋸南病院事業会計決算について御説明申し上げます。

平成29年度の病院事業会計の収益につきましては、医業収益における診断書料等の文書料と、医業外収益における「他会計補助金」及び「長期前受金戻入」が主なものでございます。また、費用につきましては、医業費用における「減価償却費」及び「指定管理者交付金」、医業外費用においては、「企業債の支払利息」が主なものでございます。

それでは、決算書の1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について、御説明いたします。

収入でございますが、第1款病院事業収益において、予算額5,373万1千円に対し、決算額5,409万8,088円となっております。

決算額の内訳でございますが、第1項医業収益では324万円、第2項医業外収益では5,085万8,088円となっております。

支出におきましては、第1款病院事業費用で、予算額8,998万1千円に対し、決算額は8,748万8,752円でありました。

決算額の内訳でございますが、第1項医業費用では8, 529万1, 987円、第2項医業外費用では219万6, 765円となりました。

2ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入でございますが、第1款資本的収入では、予算額3,646万5千円に対し、決算額も同額の3,646万5千円でありました。第1項出資金の決算額3,646万5千円は、支出における企業債の元金償還額の財源として、一般会計から出資を受けた額でございます。

支出でございますが、第1款資本的支出の予算額3,816万1千円に対し、決算額は3,646万4,277円でありました。

第1項企業債償還金は、企業債元金の償還額でございます。

第2項建設改良費は、ガス滅菌器を更新する予定でありましたが、指名競争入札が不 調に終わり、予算の執行ができなかったものでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

平成29年度における損益計算書、これは税抜きでございますが、御説明申し上げます。

- 1. 医業収益の300万円につきましては、診断書料等の文書料による収益でございます。
- 2. 医業費用でございますが、①の「経費」から④の「資産減耗費」まで、合わせて 8,522万1,487円となりました。

この結果、医業収支におきましては、医業収益から医業費用を差し引いた 8 , 222 万 1 , 487 円が損失として生じました。

- 3. 医業外収益では、①の「他会計負担金」から④の「その他医業外収益」まで、合計5,078万4,014円となりました。
- 4. 医業外費用については、「支払利息及び企業債取扱諸費」が219万6,765円となりました。

結果的に、平成29年度は3,363万4,238円の純損失が生じ、年度末の未処理欠損金は、13億2,402万6,755円となりました。

4ページは、欠損金計算書でございます。

資本に係る、資本金・資本剰余金・利益剰余金それぞれについて、年度内の変動をお示しするものでございます。一番左の資本金につきましては、一般会計からの出資金の受入れにより、年度末残高は16億5,162万3,053円となりました。中央部分になりますが、資本剰余金につきましては、変動がなく、右側の利益剰余金につきましては、損益計算書で申し上げましたとおり、29年度末の未処理欠損金は、13億2,402万6,755円となり、平成29年度末の資本合計は、3億2,759万6,298円となりました。

次に、5ページは、欠損金処理計算書でございます。

4ページの欠損金計算書における資本金及び未処理欠損金の処理を行わず、翌年度へ繰り越すものであります。

6ページ及び7ページは、平成29年度末の貸借対照表で、資産、負債及び資本の状況を表にしたものでございます。資産合計並びに負債・資本合計は、4億6,878万

2,897円となっています。資産の部の「2.流動資産」のうち(1)の現金預金でございますが、年度末における現金保有額は、1,673万3,786円となりました。

8ページ以降は、決算書の添付書類でございますので、後ほど御覧願います。

以上で、平成29年度鋸南町鋸南病院事業会計決算に関する説明を終わらせていただきま。

よろしく御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小藤田一幸)

次に、平成29年度鋸南町水道事業会計決算について、建設水道課長より説明を求めます。

建設水道課長 平嶋隆君。

〔建設水道課長 平嶋隆 登壇〕

〇建設水道課長 (平嶋隆)

議案第14号「平成29年度鋸南町水道事業会計決算について」御説明いたします。 決算書の10ページをお願いいたします。

1の水道事業の概況について御説明いたします。

給水状況につきましては、年間の給水量は、111万3, $716 \, \text{m}^3$ で、前年度比2. 0%の増となりました。

また、南房総広域水道事業団からの受水量は、40万3,014㎡で、給水量全体の36.2%となりました。

次に、建設工事でありますが、配水管布設替工事として、大帷子下地区の牛房田地先及び下向田地先、竜島地区の蟹田地先の配水管を交換いたしました。また、中佐久間第1及び山田第1加圧所のポンプ設備の改修工事を実施いたしました。

12ページをお願いします。

3業務の状況でありますが、有収水量は、93万8, $480 \, \text{m}^3$ で、前年度比 $0.7 \, \text{%}$ の減となりました。また、有収率は $84.27 \, \text{%}$ で、前年度比 $2.28 \, \text{%}$ 減となりました。

平成30年3月の給水人口は、8,005人、給水戸数は3,661戸、給水栓数は5,547栓、給水人口は前年度比169人の減少となりました。

1ページをお願いいたします。

(1) 収益的収入及び支出の収入でありますが、第1款水道事業収益は、予算額5億2,793万1千円に対しまして、決算額は5億3,257万6,828円となりました。

内訳でありますが、第1項営業収益は、2億9,084万9,446円で、前年度と 比較して、247万7,355円の減となりました。

第2項営業外収益は、2億4,172万7,382円となり、主なものは、県補助金9,719万8千円、一般会計補助金1億90万円、長期前受金戻入4,133万5,555円であります。

次に、支出につきまして御説明いたします。

第1款水道事業費は予算額4億7,338万6千円に対し、決算額は、4億6,400万565円となりました。不用額は、938万5,435円でありますが、委託料、修繕費、及び路面復旧費等の減によるものであります。内訳でございますが、第1項営業費用は、4億2,108万9,515円となり、主なものは、南房総広域水道事業団への受水費、人件費、減価償却費、委託料、修繕費、動力費等であります。

第2項営業外費用は、4,227万5,075円となりました。内訳は、企業債利息、 リース資産利息及び消費税納付額等でございます。

第4項特別損失は、63万5,975円となり、回収不能となりました過年度分の水 道料金を不納欠損したものであります。

2ページをお願いします。

(2)資本的収入及び支出の収入でありますが、第1款資本的収入は、予算額7千万円に対しまして、決算額も同額の7千万円となりました。内訳は、企業債で、配水管布設工事に伴い借り入れしたものでございます。

次に、支出につきまして御説明いたします。

第1款資本的支出は、予算額2億2,561万1千円に対し、決算額は2億2,558万6,862円となりました。その内訳でございますが、配水管布設工事及び加圧所ポンプ施設改修工事等によります建設改良費9,550万7,086円と企業債償還金1億3,007万9,776円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対する不足額1億5,558万6,862円は、 過年度分損益勘定留保資金・当年度分損益勘定留保資金・当年度分消費税及び地方消費 税資本的収支調整額で補てんをいたしております。

次に3ページをお願いいたします。

損益計算書で税抜きでございます。

- 1. 営業収益は、2億6, 962万2, 684円となりました。
- 2. 営業費用は、(1) 原水及び浄水費から(7) その他営業費用までで、4億737 万3,272円となり、営業収支では、1億3,775万588円の損失が生じました。
- 3. 営業外収益は、(1) 受取利息から(6) 雑収益までで、2億4, 156万333 円となりました。
- 4. 営業外費用は、4,228万103円となり、営業外収支では、1億9,928万230円の利益がありました。
- 5. 特別損失は、58万2, 547円となり、これによりまして、当年度純利益は、6, 094万7, 095円となりました。

次に4ページをお願いいたします。

剰余金計算書でございますが、当年度純利益の6,094万7,095円を処理し、29年度末の資本合計は、1億9,197万8,742円となりました。

5ページをお願いいたします。

剰余金処分計算書につきましては、当年度分未処分利益剰余金1億9,197万8,742円を翌年度に繰越すものでございます。

6ページから 8ページは、2 9年度末の貸借対照表で資産及び負債・資本の状況を表したもので、資産合計及び負債・資本合計は、それぞれ 3 3 億 5 , 6 3 5 万 7 , 9 1 0 円となりました。

9ページ以降は、決算書の添付書類でございますので、後ほど御覧いただきますよう、 お願いいたします。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

〇議長 (小藤田一幸)

ただいま、議題となっております、病院事業会計及び水道事業会計の平成29年度決算につきましては、去る7月25日、監査委員による審査がなされておりますので、監査委員を代表して、柴本健二君より審査結果の報告を求めます。

柴本健二君。

[監查委員 柴本健二 登壇]

〇監査委員 (柴本健二)

決算審査の結果について報告いたします。

なお、審査の対象、及び審査の期日、並びに審査の方法につきましては、決算審査意 見書を御参照していただきたいと思います。

それでは、4、審査の結果。

[平成29年度企業会計決算審査意見書朗読]

〇議長(小藤田一幸)

担当課長からの説明、並びに監査委員からの審査結果の報告が終わりました。お謀りいたします。

ただいま議題となっております、議案第14号「平成29年度決算認定」について

- 1. 平成29年度鋸南町鋸南病院事業会計決算
- 2. 平成29年度鋸南町水道事業会計決算

について、議会選出の監査委員を除く全員で構成する決算審査特別委員会に付託の上、 審査いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長 (小藤田一幸)

異議なしと認めます。

よって、議案第14号「平成29年度決算認定について」は、議会選出の監査委員を 除く全員で構成する決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

〇議長 (小藤田一幸)

ここで暫時休憩し、決算審査特別委員会を開催しますので、議員各位は委員会室へお 集まり願います。 …… 休憩· 午後3時21分 ………… 再開· 午後3時40分 ……

〇議長(小藤田一幸)

休憩を解いて会議を再開いたします。

先ほど、開催された決算審査特別委員会において、決算審査特別委員会委員長に平島孝一郎君、同副委員長に青木悦子君が選任されました。

ここで、暫時休憩します。

……… 休憩· 午後3時40分 ……… …… 再開· 午後3時43分 ………

〇議長 (小藤田一幸)

休憩を解いて会議を再開します。

御手元に議案付託表及び決算審査特別委員長からの委員会召集通知書を配布いたしました。

休会中の9月7日午前10時から、「地方自治法第233条第3項の規定による、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の決算認定、及び「地方公営企業法第30条第4項の規定による、鋸南病院事業会計、水道事業会計の決算認定について、それぞれ決算審査特別委員会を開催し、決算審査をお願いいたします。

◎報告第1号の説明

〇議長(小藤田一幸)

日程第17 報告第1号「平成29年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率について」を議題といたします。

総務企画課長より報告を求めます。

総務企画課長 増田光俊君。

〔総務企画課長 増田光俊 登壇〕

〇総務企画課長(増田光俊)

報告第1号「平成29年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化 判断比率について」御報告申し上げます。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」略して、「財政健全化法」第3条第1項

の規定により、去る8月10日に監査委員の審査をいただきましたので、ここに報告申 し上げます。

表のように、健全化判断比率は4つの比率を算出いたしました。なお、早期健全化基準は右側に表示いたしました。

はじめに、①実質赤字比率は、平成29年度一般会計歳入歳出決算の実質収支が赤字ではなかったので、該当無しとして、横棒表示といたしました。

次に、②連結実質赤字比率は、平成29年度の一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計の決算における実質収支額と平成29年度 水道事業会計及び病院事業会計の決算における資金不足又は資金剰余額の合計は、赤字ではなかったので、該当無しとして、横棒表示といたしました。

次に、③実質公債費比率でありますが、一般会計が負担した起債の償還元金及び利子、並びに一般会計が負担した企業会計、一部事務組合、土地改良区等の起債等借入金の償還元金及び利子の合計額が標準財政規模に対する比率の過去3年間の平均は、14.0%であり、早期健全化基準の25.0%を下回りました。

最後に、④将来負担比率は、一般会計が将来負担すべき実質的な負債、つまり実質公債費比率の対象とされた企業会計等を含めた将来負担額合計の標準財政規模に対する比率は、68.4%であり、早期健全化基準の350.0%を下回りました。

以上で、財政健全化法に基づく健全化判断比率の報告を終了いたしますが、参考資料 として、監査委員の意見書を添付いたしましたので、御参照いただきたいと思います。 以上で、報告を終わります。

〇議長(小藤田一幸)

報告が終わりました。

◎報告第2号の説明

〇議長(小藤田一幸)

日程第18 報告第2号「平成29年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について(病院事業会計)」を議題といたします。

保健福祉課長より報告を求めます。

保健福祉課長 杉田和信君。

〔保健福祉課長 杉田和信 登壇〕

〇保健福祉課長 (杉田和信)

報告第2号「平成29年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について(病院事業会計)」を御説明いたします。

資金不足の算定につきましては、年度末の債務負担高である「流動負債」から年度末の現金保有高等である「流動資産」を差し引き計算し、「流動負債」が「流動資産」を上回る場合は、差引額が資金不足額となります。

平成29年度鋸南町鋸南病院事業会計においては、「流動負債」よりも「流動資産」が 上回っていることから、資金不足が生じておらず、資金不足比率が該当しないこととな りました。

以上で、財政健全化法に基づく資金不足比率の報告を終わりますが、規定に基づき、 監査委員の意見書を添付いたしましたので、御参照願います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長(小藤田一幸)

報告が終わりました。

◎報告第3号の説明

〇議長(小藤田一幸)

日程第19 報告第3号「平成29年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について(水道事業会計)」を議題といたします。

建設水道課長より報告を求めます。

建設水道課長 平嶋隆君。

〔建設水道課長 平嶋隆 登壇〕

〇建設水道課長 (平嶋隆)

報告第3号「平成29年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について(水道事業会計)」を御説明いたします。

資金不足の算定につきましては、「流動負債」から「流動資産」を差し引いて計算いた しますが、当会計は資金不足とはなっておりませんので、平成29年度鋸南町水道事業 会計については、該当しないこととなります。

以上で、財政健全化法に基づく資金不足比率の報告を終わりますが、参考資料といた しまして、監査委員の意見書を添付いたしましたので、御参照いただきたいと思います。 以上で、報告を終わります。

〇議長 (小藤田一幸)

報告が終わりました。

◎散会の宣言

〇議長 (小藤田一幸)

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

明日6日から13日までは委員会審査等のため休会とし、最終日の9月14日は午後 2時から会議を開きますので、定刻5分前に御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

…… 散 会 午後3時56分 ………

平成30年第5回鋸南町議会定例会議事日程〔第3号〕

平成30年9月14日・午後2時開議

日程第1	議案第9号	平成30年度鋸南町一般会計補正予算(第3号)について
日程第2	議案第10号	平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算(第2

号) について

日程第3 議案第11号 平成30年度鋸南町介護保険特別会計補正予算(第1号) について

日程第4 議案第12号 平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算(第2号) について

日程第5 議案第13号 平成29年度決算認定について

- 1. 平成29年度鋸南町一般会計歳入歳出決算
- 2. 平成29年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出 決算
- 3. 平成29年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 4. 平成29年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第6 議案第14号 平成29年度決算認定について
 - 1. 平成29年度鋸南町鋸南病院事業会計決算
 - 2. 平成29年度鋸南町水道事業会計決算

本日の会議に付した事件議事日程に同じ

出席議員(12名)

1	番	田	久(呆 浩	通	君	2	番	青	木	悦	子	君
3	番	笹	生	久	男	君	4	番	渡	邉	信	廣	君
5	番	小	藤	田 一	幸	君	6	番	緒	方		猛	君
7	番	鈴	木	辰	也	君	8	番	黒	Ш	大	司	君
9	番	伊	藤	茂	明	君	10	番	笹	生	正	己	君
11	番	亚	島	峚 —	郎	君	12	番	\equiv	国	幸	次	君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

長 白 石 治 和 君 地域振興課長飯田浩君

町 長内田正司君 副 教 育 長 富 永 安 男 君 総務企画課長 増 田 光 俊 君 税務住民課長 平 野 幸 男 君 保健福祉課長 杉 田 和 信 君 教 育 課 長 福 原 規 生 君 建設水道課長 平 嶋 隆 君 会計管理者寺本幸弘君 監 査 委 員 柴 本 健 二 君 総務管理室長 安 田 隆 博 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事務局長笹生矩義 書 記 安 藤 睦

…… 開 議 午後 2時00分 ………

◎開議の宣言

〇議長 (小藤田一幸)

皆さん、こんにちは。

暑ければ、上着を脱いでいただいても結構です。

議員各位には御苦労さまです。

定刻となりましたので、ただいまより会議を開きます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

〇議長(小藤田一幸)

本日の議事日程を、あらかじめ御手元に配布しておきました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

〇議長(小藤田一幸)

日程第1 議案第9号「平成30年度鋸南町一般会計補正予算(第3号)について」 を議題といたします。

直ちに、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(小藤田一幸)

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長 (小藤田一幸)

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔举手 全員〕

〇議長 (小藤田一幸)

举手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

〇議長(小藤田一幸)

日程第2 議案第10号「平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

直ちに、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長 (小藤田一幸)

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(小藤田一幸)

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔举手 全員〕

〇議長(小藤田一幸)

举手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

〇議長(小藤田一幸)

日程第3 議案第11号「平成30年度鋸南町介護保険特別会計補正予算(第1号) について」を議題といたします。

直ちに、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(小藤田一幸)

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(小藤田一幸)

討論がないようですので、討論を終了します。 これより採決を行ないます。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔举手 全員〕

〇議長(小藤田一幸)

举手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

〇議長 (小藤田一幸)

日程第4 議案第12号「平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算(第2号) について」を議題といたします。

直ちに、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(小藤田一幸)

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(小藤田一幸)

討論がないようですので、討論を終了します。 これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔举手 全員〕

〇議長 (小藤田一幸)

举手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の委員長報告、質疑、討論、採決

〇議長(小藤田一幸)

日程第5 議案第13号「平成29年度決算認定について」

- 1. 平成29年度鋸南町一般会計歳入歳出決算
- 2. 平成29年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 3. 平成29年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 4. 平成29年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算

についてを議題といたします。

本案については、決算審査特別委員会に付託し、審査いただいております。

委員長から、審査の経過及び結果について報告を求めます。

決算審查特別委員会委員長 平島孝一郎君。

[決算審查特別委員会委員長 平島孝一郎 登壇]

〇決算審査特別委員会委員長 (平島孝一郎)

それでは、決算審査特別委員会委員長報告をいたします。

決算審査特別委員会に付託されました、議案第13号「平成29年度決算認定について」

- 1. 平成29年度鋸南町一般会計歳入歳出決算
- 2. 平成29年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 3. 平成29年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 4. 平成29年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算

以上の決算の認定について、審査の経過並びに審査結果の報告をいたします。

本特別委員会は、9月7日、午前10時から、役場3階大会議室で開催いたしました。 審査にあたり、各委員から多くの質疑、意見等がありましたが、要約して課ごとに御報告いたします。

最初に、平成29年度鋸南町一般会計歳入歳出決算の認定について報告いたします。

総務企画課関係について、「行財政改革は、指針により平成29年度から31年度で取り組むこととなっていますが、平成29年度における成果は」との質疑に対し、「管理職手当の削減、加除図書の廃止、電力自由化に伴う電気料の削減などの業務改善とともに、保健福祉センターの窓口の見直しや老人福祉センターのエレベーター設置など、利便性の向上を図りました。今年度は、中学校の照明のLED化、旧保田小学校プールと幼稚園の用地取得に取り組んでいます」との答弁があり、「30年度31年度で更に行革を推進するような取り組みを希望する」との要望がありました。

「他市町に比べ、まちづくり寄付金の金額が少ないが、増やすためにどのような取り組みをしているのか」との質疑に対し、「返礼品率を4割から3割に変更したことで、ビワの申込みが前年の半分、菓子屋等の廃業もあり低調となりました。今年度は新しい品目の追加を予定しています」との答弁がありました。

「循環バスの使用料が減った理由は」との質疑に対し、「1月の降雪による観光客の減が要因です」との答弁がありました。

「弁護士への委託料、ウィルス対策サービス利用料が増えた理由は」との質疑に対し、

「委託料は、農業委員会への許可取り消しを求める訴訟に関し、着手金を支出したことによる増で、利用料については、平成28年度は年度途中からの利用でしたが、29年度は通年利用となったためです」との答弁がありました。

「中型自動車免許取得補助金を10人に補助したとのことだが、災害等が懸念される中、少なくはないか。広く周知して免許を取得させるべきでは」との質疑に対し、「緊急時に免許がないために運転できない事態は避けなければなりません。本部等を通じて免許の取得を呼びかけていますが、免許のない団員全員が取得できるよう取り組みます」との答弁がありました。

「旧鋸南幼稚園の園庭などの利活用を考えているか」との質疑に対し、「廃校利用を核とした生涯活躍のまちづくり実施計画策定業務」によりアイデアは出ていますが、今年度は、域学連携事業での意見も参考にして他の利用方法も検討したい。都市交流施設に隣接しているので、地元の方が利用できる集客施設としての利用も考えています。また、事故等による責任問題から、残った遊具の利用した子供の遊びとしての開放は考えていません」との答弁がありました

税務住民課関係について、「町税等の不納欠損したもののうち、個人での最高額は」との質疑に対し、「税金及び国保料合わせて188万7千円です」との答弁があり、「町税の不納欠損額は、収納額の1%を占めている。引き続き削減に努力してもらいたい」との要望がありました。

保健福祉課関係について、「行旅死亡人葬祭費の支出内容は」との質疑に対し、「行旅死亡人取扱法又は墓地埋葬法の規定により葬祭費を支出していますが、今回は、交通事故で死亡し、葬儀を行う者がいないことから、墓地埋葬法の規定により支出しました」との答弁があり、「葬祭後の行旅死亡人の安置方法等は」の質疑に対し、「現在5柱が納骨堂に安置されており、最終的には町所有の墓に納骨されます」との答弁がありました。

地域振興課関係について、「佐久間地区活性化推進協議会補助金の使途は」との質疑に対し、「国からの交付金の対象外となる部分に対し、町単独費用で支出したもので、毎月開催される協議会定例会の会議費に充てられています」との答弁があり、「協議会は設立されてから3年目、事業計画の中間に当たるので、議員に対する事業の中間報告の機会を設けて欲しい」との要望がありました。

「現在の畜産業の状況からすると、畜産業への補助金が少ないように感じるが」との質疑に対し、「農家数が減っており大変苦しい状況にありますが、施設設備や投資の面から新規就農者の参入が難しい状態にあり、今年度、町酪農部から抜本的な酪農施策の実施要望も受けており、畜産農家、千葉県、町の間で協議も行っていますが、対策に苦慮しているのが現状です。国の支援事業は、集落営農組織や共同施設に対するもののみで、個人に対する支援がないことから、農家の意見を聞きながら、やれることから実施していきたいと」の答弁がありました。

「安房・君津地区水産教育振興連絡協議会は、活動費が少ないことから、漁業協同組合が輪番で補助しているが、町の負担金の増額はできないか」との質疑に対し、「次年度予算編成にむけて検討します」との答弁がありました。

「佐久間ダム公園使用料が増加した理由は」との質疑に対し、「利用期間の延長により利用者が増えたためです。使用料の多くはテントの占用料で、1張りにつき1千円ですが、ハイキングやトレッキング目的の利用者は、団体で1度に多くのテントを張る傾向があるので、これが使用料の増加に影響したものと考えられます」との答弁がありました。

建設水道課関係について、「土木総務費の土地借上料には、勝山橋歩道橋の土地使用料が含まれているか。また用地交渉はどうなっているか」との質疑に対し、「当該使用料が含まれています。交渉については、千葉国道事務所が行っていますが、町も地権者と協議をしています。事業に対する費用負担の面で、地権者の理解を得られない状況ですので、引き続き協議をしていきます。国道事務所からは新たな提案をしたいという話もあり、1日も早い解決を図りたいと考えています」との答弁があり、「朝の通勤通学者は、橋を渡らず危ないので早急な対応を期待します」との要望がありました。

「不法投棄の現状と廃棄物不法投棄監視員の活動について説明を」との質疑に対し、「不法投棄監視員を町内8名の方に委嘱し、巡回監視を月2回程度実施しています。件数については平成28年度に9件、平成29年度は10件確認されており、ほぼ横這いとなっています。また環境監視指導員を2名雇用し、週2回程、不法投棄の監視に限らず野焼き等の監視も行っています」との答弁がありました。

教育課関係について、「スポーツ祭委託は、運動まつりへの委託費用のことか」との質疑に対し、「平成29年度から「町民運動まつり」に名称変更されましたが、予算上は旧名称のままになっています」との答弁があり、「町民運動まつりは、まちづくりに大きな役割を果たすイベントであるが、これまでの成果や反省点などはあるか」との質疑に対し、「一昨年は500人を超える参加者がありました。町民の約45%が65歳以上であることから、今年度は老人クラブにも実行委員に加わってもらい、幼児から高齢者まで楽しく参加でき、健康意識を高めてもらえるようなイベントになるよう準備を進めています」との答弁がありました。

以上のような審査経過の後、平成29年度一般会計決算の認定について、採決をした ところ、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、平成29年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑の概要を報告いたします。

「高額療養費の対象となっている病名や年齢構成は」との質疑に対し、「高額療養費は、被保険者が1ヶ月にかかった療養費の額により発生するものなので、年齢構成や病名等による統計は把握していませんが、高額な診療があった場合は、レセプト等で確認しています」との答弁があり、「糖尿病や人工透析等を減らすため、健診の受診率をあげる必要があると思うが、対策はあるか」との質疑に対し、「平成30年度では「人工知能、いわゆるAIを利用した受診勧奨事業」の実施や「40歳到達被保険者については自己負担がない旨の周知」を行うとともに、他市町村の実施状況も参考にしながら、受診率を上げていきたい」との答弁がありました。

この他特段の質疑はなく、平成29年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に

ついて、採決をいたしましたところ、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定 いたしました。

次に、平成29年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、報告いたします。

本決算については特段の質疑はなく、平成29年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳 入歳出決算の認定について、採決をいたしましたところ、全員賛成で、原案のとおり認 定すべきものと決定いたしました。

次に、平成29年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、報告いた します。

本決算については特段の質疑はなく、平成29年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出 決算の認定について、採決をいたしましたところ、全員賛成で、原案のとおり認定すべ きものと決定いたしました。

以上で、議案第13号の決算認定について、決算審査特別委員会に付託された、審査 の経過と結果についての委員長報告を終わります。

〇議長 (小藤田一幸)

ただいま、決算審査特別委員会での審査結果は、平成29年度一般会計・国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計・介護保険特別会計、それぞれ4会計の歳入歳出決算について、原案のとおり認定すべきものとの報告であります。

お諮りいたします。

決算審査特別委員会は議会選出の監査委員を除く議員全員で構成されておりますので 質疑を省略し、直ちに討論を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(小藤田一幸)

異議なしと認めます。

よって、質疑を省略することに決定いたしました。

はじめに、平成29年度鋸南町一般会計歳入歳出決算について討論を行います。 討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(小藤田一幸)

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

平成29年度鋸南町一般会計歳入歳出決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

〇議長(小藤田一幸)

举手全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、平成29年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、討論を行い

ます。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(小藤田一幸)

討論を終了します。

これより採決を行います。

平成29年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔举手 全員〕

〇議長(小藤田一幸)

举手全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、平成29年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長 (小藤田一幸)

討論を終了します。

これより採決を行います。

平成29年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、委員長報告のと おり、原案を認定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔举手 全員〕

〇議長(小藤田一幸)

举手全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、平成29年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算について、討論を行います。 討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(小藤田一幸)

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

平成29年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算について、委員長報告のとおり、 原案を認定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

〇議長 (小藤田一幸)

举手全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第14号の委員長報告、質疑、討論、採決

〇議長(小藤田一幸)

日程第6 議案第14号「平成29年度決算認定について」

- 1. 平成29年度鋸南町鋸南病院事業会計決算
- 2. 平成29年度鋸南町水道事業会計決算

についてを議題といたします。

本案についても、決算審査特別委員会に付託し、審査いただいておりますので、委員長から、審査の経過及び結果についての報告を求めます。

決算審查特別委員会委員長 平島孝一郎君。

〔決算審查特別委員会委員長 平島孝一郎 登壇〕

〇決算審査特別委員会委員長 (平島孝一郎)

それでは、議案第14号について委員長報告いたします。

決算審査特別委員会に付託されました、議案第14号「平成29年度決算認定について」、

- 1. 平成29年度鋸南町鋸南病院事業会計決算
- 2. 平成29年度鋸南町水道事業会計決算

以上の決算の認定について、審査の経過並びに審査結果を報告いたします。

はじめに、平成29年度鋸南町鋸南病院事業決算の認定について、報告いたします。

本決算については特段の質疑はなく、平成29年度鋸南町鋸南病院事業決算の認定について、採決をいたしましたところ、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、平成29年度鋸南町水道事業会計決算の認定について、報告いたします。

本決算については特段の質疑はなく、平成29年度鋸南町水道事業会計決算の認定について、採決をいたしましたところ、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第14号の決算認定について、決算審査特別委員会に付託された、審査 の経過と結果についての委員長報告を終わります。

〇議長 (小藤田一幸)

ただいまの、決算審査特別委員会での審査結果は、平成29年度鋸南病院事業会計及 び水道事業会計の決算について、原案のとおり認定すべきものとの報告であります。

お諮りいたします。

決算審査特別委員会は、議会選出の監査委員を除く議員全員で構成されておりますので、質疑を省略し、直ちに討論を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(小藤田一幸)

異議なしと認めます。

よって、質疑を省略することに決定いたしました。

はじめに、平成29年度鋸南町鋸南病院事業会計決算について、討論を行います。 討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長 (小藤田一幸)

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

平成29年度鋸南町鋸南病院事業会計決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔举手 全員〕

〇議長 (小藤田一幸)

举手全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、平成29年度鋸南町水道事業会計決算について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長 (小藤田一幸)

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

平成29年度鋸南町水道事業会計決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔举手 全員〕

〇議長 (小藤田一幸)

举手全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎閉会の宣言

〇議長(小藤田一幸)

これにて、今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、平成30年第5回鋸南町議会定例会を閉会します。

皆さん、御苦労さまでした。

[閉会のベルが鳴る]

…… 閉 会・午後2時28分 ………

地方自治法第124条第2項の規定により署名する。

平成30年12月11日

議 会 議 長 小藤田 一幸

署 名 議 員 緒方 猛

署 名 議 員 平島 孝一郎